

○総務省告示第四百二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画を次のように定め、令和七年一月一日から施行する。

なお、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）は、令和六年十二月三十一日限り、廃止する。

令和六年十二月十六日

総務大臣 村上誠一郎

周波数割当計画

第1 総則

- この計画において、法第26条第2項第1号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則第1条に規定される次の無線業務により表記する。

固定業務

特定の固定地点間の無線通信業務をいう。

固定衛星業務

1又は2以上の衛星を使用する際に与えられる位置における地球局相互間の無線通信業務をいう。与えられる位置とは、特定の固定地点又は特定された領域内の全ての固定地点を含むことができる。場合によっては、この業務は衛星間業務においても設定することができる衛星間の回線を含む。この業務は、他の宇宙無線通信業務のためのフィードリンクを含むことができる。

衛星間業務

人工衛星相互間を接続する無線通信業務をいう。

宇宙運用業務

専ら宇宙機の運用、特に宇宙追尾、宇宙遠隔測定及び宇宙遠隔指令に関する無線通信業務をいう。これらの機能は、通常、宇宙局を運用している業務の範囲内で行われる。

移動業務

移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

移動衛星業務

次の無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィードリンクを含むことができる。

- 移動地球局と1若しくは2以上の宇宙局との間又はこの業務で使用される宇宙局相互間の無線通信業務
- 移動地球局相互間の1又は2以上の宇宙局を経由する無線通信業務

陸上移動業務

基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間の移動業務をいう。

陸上移動衛星業務

移動地球局が陸上にあるときの移動衛星業務をいう。

海上移動業務

海岸局と船舶局との間、船舶局相互間又は関係船上通信局相互間の移動業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

海上移動衛星業務

移動地球局が船舶上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動業務

航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の移動業務をいう。救命浮機局も、この業務に参加することができる。また、非常用位置指示無線標識局も、指定された遭難周波数又は非常用周波数でこの業務に参加することができる。

航空移動（R）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全及び正常な飛行に関する通信のために確保された航空移動業務をいう。

航空移動（OR）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動業務をいう。

航空移動衛星業務

移動地球局が航空機上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動衛星（R）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全又は正常な飛行に関する通信に確保された航空移動衛星業務をいう。

航空移動衛星（OR）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動衛星業務をいう。

放送業務

一般公衆によって直接に受信されることを伝送の目的とする無線通信業務をいう。この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。

放送衛星業務

一般公衆によって直接受信されることを目的として、信号を宇宙局によって伝送し、又は再伝送する無線通信業務をいう。この業務における「直接受信」には、個別受信及び共同受信の双方を含む。

無線測位業務

無線測位のための無線通信業務をいう。

無線測位衛星業務

1以上の宇宙局を使用する無線測位のための無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィードリンクを含むことができる。

無線航行業務

無線航行のための無線測位業務をいう。

無線航行衛星業務

無線航行のための無線測位衛星業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

海上無線航行業務

船舶及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

航空無線航行業務

航空機及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

航空無線航行衛星業務

地球局が航空機上にあるときの無線航行衛星業務をいう。

無線標定業務

無線標定のための無線測位業務をいう。

無線標定衛星業務

無線標定のための無線測位衛星業務をいう。

気象援助業務

気象（水象を含む。）上の観測及び調査のために使用する無線通信業務をいう。

地球探査衛星業務

地球局と1又は2以上の宇宙局との間の次の事項を行う無線通信業務（宇宙局相互間の回線を含むことができる。）をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

- 地球の特性及びその自然現象に関する情報を地球衛星上の能動検知器（電波の発射及び受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）又は受動検知器（天然源の電波の受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）から取得すること。
- 前述の情報と同種の情報を空中又は地表にあるプラットフォームから収集すること。
- これらの情報を関係通信系の地球局に配布すること。
- プラットフォームに対して質問すること。

気象衛星業務

気象のための地球探査衛星業務をいう。

標準周波数報時業務

一般的受信のため、公表された高い精度の特定周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、技術その他の目的のための無線通信業務をいう。

標準周波数報時衛星業務

標準周波数報時業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

宇宙研究業務

科学又は技術の研究のために宇宙機その他の宇宙にある物体を使用する無線通信業務をいう。

アマチュア業務

アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。

アマチュア衛星業務

アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

電波天文業務

電波天文（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学をいう。）に使用する業務をいう。

- 2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

無線局の目的	無線局の範囲
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（人工衛星に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。
公共業務用	人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること（放送事業用の無線局に該当するものを除く。）。
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業務を行うことを目的として開設するものであること。
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。
放送事業用	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。

小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること。 ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの
一般業務用	以上のいずれにも該当しないものであること。

- 3 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。
- 4 航空機上の無線局が割当てを受けることができる周波数は、前項の規定に定めるもののほか、無線通信規則第41条の規定に従い、第2に規定する周波数割当表に掲げる海上移動業務又は海上移動衛星業務の無線局が割当てを受けることができる周波数を含むものとする。
- 5 法第27条の14第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
- 6 各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。
- (1) 電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元
 - (2) 通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整
 - (3) 前号に定めるもののほか、国際電気通信衛星機構に関する協定等、周波数の割当てに関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続
 - (4) 第4に掲げる周波数
 - (5) その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項
- 7 実験試験局、臨時かつ一時の目的のための無線局その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず、周波数を割り当てることができる。
- 8 実用化試験局に対する周波数の割当ては、実用化試験を行おうとする無線局の実用化時に想定される無線通信業務、無線局の目的及び周波数の使用に関する条件に従って行うものとする。

第2 周波数割当表

- 1 周波数割当表中の各欄の示す内容は、次のとおりとする。
- (1) 第1欄から第3欄までは、国際分配（無線通信規則第5条に規定する周波数の分配）を参考情報として示したものである。

(2) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。

ア 名称に下線を付していない無線業務（例：固定）を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務（例：移動）を「二次業務」とする。

イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができる。

・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。

・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

(3) 第4欄は、国内分配（各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局が行う無線業務）を示す。無線業務に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。なお、周波数帯の上限（数値の大きい方）は当該周波数帯に含まれるが、下限（数値の小さい方）は当該周波数帯に含まれないこととする。

(4) 第5欄は、第4欄に定める無線業務の範囲内において、周波数の割当てを受けることができる無線局の目的を示す。

(5) 第6欄は、周波数の使用に関する条件を示し、周波数の割当てにおいて、同欄に記載された条件の制限を受けるものとする。
- 2 第4欄に2以上の無線業務が同次の無線業務として記載されている場合、各無線業務の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。

3 第4欄の脚注に記載された内容は、周波数の割当ての際の制限を示す。

4 第4欄の周波数の下に示す脚注の参照番号の内容は、その周波数帯全般に係ることを意味し、同欄の個別の無線業務の名称に続いて示す脚注の参照番号の内容は、その無線業務のみに係ることを意味する。

5 第4欄の脚注で同欄に掲げる無線業務以外の無線業務にも周波数の割当てが可能とされている場合、その無線業務の無線局の目的についてはその脚注等で特段規定されている場合を除き、以下のとおりとする。

無線業務	無線局の目的
固定衛星業務 衛星間業務 移動衛星業務	電気通信業務用 公共業務用
航空移動（OR）業務 航空移動衛星（OR）業務 標準周波数報時業務 標準周波数報時衛星業務	公共業務用
放送業務 放送衛星業務	放送用
気象援助業務 地球探査衛星業務 気象衛星業務 宇宙研究業務	公共業務用 一般業務用
アマチュア業務 アマチュア衛星業務	アマチュア業務用
上記以外の無線業務 （受動業務を除く。）	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用

- 6 第5欄に2以上の無線局の目的が記載されている場合、各無線局の目的の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。
- 7 無線局の目的及び周波数の使用に関する条件が、第4欄に記載されている無線業務のうちのいずれに制限を課しているのかを明確にするために、点線を用いて同欄から第6欄までを適宜分割する場合がある。

周 波 数 割 当 表

第 1 表 8.3kHz - 27500kHz

国 際 分 配 (kHz)			国 内 分 配 (kHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
8.3 未満	(分配されていない)		8.3 未満 J1			
	5.53 5.54					
8.3-9	気象援助 5.54A 5.54B 5.54C		8.3-9	気象援助 J2	公共業務用 一般業務用	
9-11.3	気象援助 5.54A 無線航行		9-11.3	無線航行 気象援助 J2	公共業務用 一般業務用	
11.3-14	無線航行		11.3-14	無線航行	公共業務用 一般業務用	
14-19.95	固定 海上移動 5.57		14-19.95	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
	5.55 5.56					
19.95-20.05	標準周波数報時 (20kHz)		19.95-20.05	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、20kHz に限る。
20.05-70	固定 海上移動 5.57		20.05-39 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
			39-41	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、40kHz に限る。
			41-59 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
			59-61	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、60kHz に限る。
	5.56 5.58		61-70 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
70-72 無線航行 5.60	70-90 固定 海上移動 5.57 海上無線航行 5.60 <u>無線標定</u>	70-72 無線航行 5.60 <u>固定</u> <u>海上移動</u> 5.57 5.59	70-72	無線航行	公共業務用	
72-84 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60 5.56		72-84 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60	72-84	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
84-86 無線航行 5.60		84-86 無線航行 5.60 <u>固定</u> <u>海上移動</u> 5.57 5.59	84-86	無線航行	公共業務用	
86-90 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.56		86-90 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60	86-90	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
	5.61					
90-110	無線航行 5.62 <u>固定</u> 5.64		90-110	無線航行	公共業務用	ロランCシステム用とする。
110-112 固定	110-130 固定	110-112 固定	110-112	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
海上移動 無線航行 5.64	海上移動 海上無線航行 5.60 <u>無線標定</u>	海上移動 無線航行 5.60 5.64				
112-115 無線航行 5.60		112-117.6 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u> 5.64 5.65	112-117.6	無線航行	公共業務用	
115-117.6 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u> 5.64 5.66		117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64	117.6-126	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用	
117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64		126-129 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u> 5.64 5.65	126-129	無線航行	公共業務用	
126-129 無線航行 5.60		129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64	129-135.7	固定 J5 無線航行 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64	5.61 5.64	130-135.7 固定 海上移動 無線航行 5.64				
130-135.7 固定 海上移動 5.64 5.67	130-135.7 固定 海上移動 5.64	135.7-137.8 固定 海上移動 無線航行 5.64	135.7-137.8	固定 J5 無線航行 海上移動 J6 <u>アマチュア</u> J7	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
135.7-137.8 固定 海上移動 <u>アマチュア</u> 5.67A 5.64 5.67 5.67B	135.7-137.8 固定 海上移動 <u>アマチュア</u> 5.67A 5.64	137.8-148.5 固定 海上移動 無線航行 5.64 5.67	137.8-160	固定 J5 無線航行 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
148.5-255 放送	137.8-160 固定 海上移動 5.64	160-190 固定 航空無線航行	160-200	航空無線航行	公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
255-283.5 放送 航空無線航行	190-200 航空無線航行					
	200-275 航空無線航行 <u>航空移動</u> 275-285 航空無線航行	200-285 航空無線航行 <u>航空移動</u>	200-285	航空無線航行 <u>航空移動</u>	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
5.70	航空移動 海上無線航行 (無線標識)					
283.5-315 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73	285-315 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73		285-325	海上無線航行 J8 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	衛星測位誤差補正システム用及び無線標識用とする。 無指向性無線標識用とする。
5.74						
315-325 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73	315-325 海上無線航行 (無線標識) 5.73 航空無線航行	315-325 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73				
5.75						
325-405 航空無線航行	325-335 航空無線航行 航空移動 海上無線航行 (無線標識) 335-405 航空無線航行 航空移動	325-405 航空無線航行 航空移動	325-405	航空無線航行 航空移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
405-415 無線航行 5.76	405-415 無線航行 5.76 航空移動		405-415	海上無線航行 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
415-435 海上移動 5.79 航空無線航行	415-472 海上移動 5.79 航空無線航行 5.77 5.80		415-472 J9 J10	海上移動 J11 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当ては 424kHz に限る。
435-472 海上移動 5.79 航空無線航行 5.77						
5.82	5.78 5.82					
472-479	海上移動 5.79 アマチュア 5.80A 航空無線航行 5.77 5.80 5.80B 5.82		472-479 J10	海上移動 J11 航空無線航行 アマチュア J12	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
479-495 海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77	479-495 海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77 5.80		479-495 J10	海上移動 J11 J13 航空無線航行	公共業務用 一般業務用	
5.82	5.82					
495-505	海上移動 5.82C 5.82D		495-505	海上移動 J14 J15	公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用とする。
505-526.5 海上移動 5.79 5.79A 5.84 航空無線航行	505-510 海上移動 5.79 510-525 海上移動 5.79A 5.84 航空無線航行 525-535	505-526.5 海上移動 5.79 5.79A 5.84 航空無線航行 航空移動 陸上移動	505-526.5 J16	海上移動 J11 J13 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当ては 518kHz に限る。
526.5-1606.5 放送	放送 5.86 航空無線航行	526.5-535 放送 移動 5.88	526.5-1606.5	放送 J17 J18	放送用	割当ては、別表 1-1 による。
5.87 5.87A	535-1605 放送	535-1606.5 放送				
1606.5-1625	1605-1625 放送 5.89	1606.5-1800	1606.5-1705	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	公共業務用での使用は路側通信用、船舶無線電信用、ファクシミリ用及び無線電話

国 際 分 配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
固定 海上移動 5.90 陸上移動 5.92	5.90	固定 移動 無線標定 無線航行		航空無線航行	一般業務用 公共業務用 一般業務用	用とし、路側通信用への割当ては 1620kHz 及び 1629kHz に限る。 一般業務用での使用は、船舶無線電信用、ファクシミリ用及び無線電話用とする。 無指向性無線標識用とする。
1625-1635 無線標定 5.93	1625-1705 固定 移動 放送 5.89 <u>無線標定</u>			無線標定	公共業務用 一般業務用	
1635-1800 固定 海上移動 5.90 陸上移動 5.92 5.96	5.90		1705-1800	海上移動 航空無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
	1705-1800 固定 移動 無線標定 航空無線航行					
1800-1810 無線標定 5.93	1800-1850 アマチュア	1800-2000 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 <u>無線標定</u>	1800-1825	アマチュア	アマチュア業務用	
1810-1850 アマチュア 5.98 5.99 5.100			1825-1875	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
				<u>アマチュア</u>	アマチュア業務用	
1850-2000 固定 移動 (航空移動を除く。)	1850-2000 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 無線航行		1875-1907.5	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
			1907.5-1912.5	アマチュア	アマチュア業務用	
5.92 5.96 5.103	5.102		1912.5-2000	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
2000-2025 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.92 5.103	2000-2065 固定 移動		2000-2065	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2025-2045 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 気象援助 5.104 5.92 5.103						
2045-2160 固定 海上移動 陸上移動 5.92	2065-2107 海上移動 5.105 5.106		2065-2107	海上移動	公共業務用 一般業務用	
2160-2170 無線標定	2107-2170 固定 移動		2107-2170	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
5.93 5.107						
2170-2173.5	海上移動		2170-2173.5	海上移動	公共業務用 一般業務用	
2173.5-2190.5	移動 (遭難及び呼出し)		2173.5-2190.5 J19 J20 J21 J22	移動	公共業務用 一般業務用	船舶デジタル選択呼出し用、船舶狭帯域直接印刷電信用及び船舶無線電話用とする。
2190.5-2194	海上移動	5.108 5.109 5.110 5.111	2190.5-2194	海上移動	公共業務用 一般業務用	
2194-2300 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	2194-2300 固定 移動		2194-2495	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
5.92 5.103 5.112	5.112					
2300-2498 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	2300-2495 固定 移動					
放送 5.113	放送 5.113					
5.103	2495-2501 標準周波数報時 (2500kHz)		2495-2501	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、2500kHz に限る。
2498-2501 標準周波数報時 (2500kHz)						
2501-2502	標準周波数報時 宇宙研究		2501-2502	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用	
2502-2625 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	2502-2505 標準周波数報時		2502-2505	標準周波数報時	公共業務用	
5.92 5.103 5.114	2505-2850 固定 移動		2505-2850	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2625-2650 海上移動 海上無線航行						
5.92						
2650-2850 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)						
5.92 5.103						
2850-3025	航空移動 (R)		2850-3025 J21 J23	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
5.111 5.115						
3025-3155	航空移動 (OR)		3025-3155	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-2 による。
3155-3200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		3155-3230 J24	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
5.116 5.117						
3200-3230	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)					
放送 5.113	放送 5.113					
5.116						
3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。)		3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
放送 5.113	放送 5.113					
5.116 5.118						
3400-3500	航空移動 (R)		3400-3500	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。

国 際 分 配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
3500-3800 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。)	3500-3750 アマチュア 5. 119 3750-4000 アマチュア 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	3500-3900 アマチュア 固定 移動	3500-3575	アマチュア	アマチュア業務用	
			3575-3580	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
				アマチュア	アマチュア業務用	
			3580-3599	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3599-3612	アマチュア	アマチュア業務用	
			3612-3662	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3662-3680	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
				アマチュア	アマチュア業務用	
			3680-3687	アマチュア	アマチュア業務用	
			3687-3702	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3702-3716	アマチュア	アマチュア業務用	
			3716-3745	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3745-3770	アマチュア	アマチュア業務用	
			3770-3791	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
5. 92			3791-3805	アマチュア	アマチュア業務用	
3800-3900 固定 航空移動 (OR) 陸上移動			3805-3900	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
3900-3950 航空移動 (OR)		3900-3950 航空移動 放送	3900-3950	航空移動	公共業務用 一般業務用	
5. 123				放送 J18	放送用	
3950-4000 固定 放送		3950-4000 固定 放送	3950-4000	固定	公共業務用 一般業務用	
	5. 122 5. 125	5. 126				
4000-4063	固定 海上移動 5. 127		4000-4063	固定	公共業務用 一般業務用	
	5. 126			海上移動	公共業務用 一般業務用	船舶無線電話用とし、割当ては別表 3-1 による。
4063-4438	海上移動 5. 79A 5. 82D 5. 109 5. 110 5. 130 5. 131 5. 132		4063-4438 J19 J22 J25 J26 J27	海上移動 J13 J15	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-1、別表 3-2 及び別表 3-3 による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表 11-1 による。
4438-4488 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5. 132A 5. 132B	4438-4488 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5. 132A	4438-4488 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5. 132A	4438-4488	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 J28	公共業務用 一般業務用	
4488-4650 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		4488-4650 固定 移動 (航空移動を除く。)	4488-4650 J29	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
4650-4700	航空移動 (R)		4650-4700	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
4700-4750	航空移動 (OR)		4700-4750	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表 2-2 による。
4750-4850 固定	4750-4850 固定	4750-4850 固定	4750-4995	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
			(4)		(5)	(6)
航空移動 (OR) 陸上移動 放送 5.113	移動 (航空移動 (R) を除く。) 放送 5.113	放送 5.113 <u>陸上移動</u>				
4850-4995	固定 陸上移動 放送 5.113					
4995-5003	標準周波数報時 (5000kHz)		4995-5003	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、5000kHz に限る。
5003-5005	標準周波数報時 <u>宇宙研究</u>		5003-5005	標準周波数報時 <u>宇宙研究</u>	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
5005-5060	固定 放送 5.113		5005-5060	固定	公共業務用 一般業務用	
5060-5250	固定 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.133		5060-5250	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A 5.133A	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.132A	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A	5250-5275	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> J28	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
5275-5351.5	固定 移動 (航空移動を除く。)		5275-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5351.5-5366.5	固定 移動 (航空移動を除く。) アマチュア 5.133B					
5366.5-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)					
5450-5480 固定 航空移動 (OR) 陸上移動	5450-5480 航空移動 (R)	5450-5480 固定 航空移動 (OR) 陸上移動	5450-5480	固定 陸上移動 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
5480-5680	航空移動 (R) 5.111 5.115		5480-5680 J21 J23	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
5680-5730	航空移動 (OR) 5.111 5.115		5680-5730 J21 J23	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表 2-2 による。
5730-5900 固定 陸上移動	5730-5900 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5730-5900 固定 <u>移動</u> (航空移動 (R) を除く。)	5730-5900	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
5900-5950	放送 5.134 5.136		5900-5950 J30 J31	放送 J18	放送用	
5950-6200	放送		5950-6200	放送 J18	放送用	
6200-6525	海上移動 5.109 5.110 5.130 5.132 5.137A 5.137		6200-6525 J19 J22 J25 J27	海上移動 J32	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-1、別表 3-2 及び別表 3-3 による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表 11-1 による。
6525-6685	航空移動 (R)		6525-6685	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
6685-6765	航空移動 (OR)		6685-6765	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-2 による。
6765-7000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		6765-6795 J33	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
	5.138		6795-7000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
7000-7100	アマチュア アマチュア衛星 5.140 5.141 5.141A		7000-7100	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
7100-7200	アマチュア 5.141A 5.141B		7100-7200	固定 移動(航空移動(R)を除く。) アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
7200-7300 放送	7200-7300 アマチュア 5.142	7200-7300 放送	7200-7300	放送 J18	放送用	
7300-7400	放送 5.134 5.143 5.143A 5.143B 5.143C 5.143D		7300-7350 J30	放送 J18	放送用	
7400-7450 放送 5.143B 5.143C	7400-7450 固定 移動(航空移動(R)を除く。)	7400-7450 放送 5.143A 5.143C	7350-7450 J34	放送 J18	放送用	
7450-8100	固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.144		7450-8100 J35	固定 移動(航空移動(R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
8100-8195	固定 海上移動		8100-8195	固定 海上移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電話用とし、割当ては別表3-1による。
8195-8815	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.137A 5.145 5.111		8195-8815 J19 J21 J22 J27 J36	海上移動 J32	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
8815-8965	航空移動(R)		8815-8965	航空移動(R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
8965-9040	航空移動(OR)		8965-9040	航空移動(OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
9040-9305 固定	9040-9400 固定	9040-9305 固定	9040-9305	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
9305-9355 固定 無線標定 5.145A 5.145B		9305-9355 固定 無線標定 5.145A	9305-9355	固定 無線標定 J37	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
9355-9400 固定		9355-9400 固定	9355-9400	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
9400-9500	放送 5.134 5.146		9400-9500 J30	放送 J18	放送用	
9500-9900	放送 5.147		9500-9900	放送 J18	放送用	
9900-9995	固定		9900-9995	固定	公共業務用 一般業務用	
9995-10003	標準周波数報時(10000kHz) 5.111		9995-10003 J21	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、10000kHzに限る。
10003-10005	標準周波数報時 宇宙研究 5.111		10003-10005 J21	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
10005-10100	航空移動 (R)		10005-10100 J21	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
	5.111					
10100-10150	固定 <u>アマチュア</u>		10100-10150	固定 ----- <u>アマチュア J38</u>	公共業務用 一般業務用 <u>アマチュア業務用</u>	
10150-11175	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		10150-11175	固定 移動 (航空移動を除く。) ----- 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	
11175-11275	航空移動 (OR)		11175-11275	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
11275-11400	航空移動 (R)		11275-11400	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
11400-11600	固定		11400-11600	固定	公共業務用 一般業務用	
11600-11650	放送 5.134		11600-11650 J30	放送 J18	放送用	
	5.146					
11650-12050	放送		11650-12050	放送 J18	放送用	
	5.147					
12050-12100	放送 5.134		12050-12100 J30	放送 J18	放送用	
	5.146					
12100-12230	固定		12100-12230	固定	公共業務用 一般業務用	
12230-13200	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.137A 5.145		12230-13200 J19 J22 J27 J36	海上移動 J32	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
13200-13260	航空移動 (OR)		13200-13260	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
13260-13360	航空移動 (R)		13260-13360	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
13360-13410	固定 電波天文		13360-13410 J39	固定 ----- 電波天文	公共業務用 一般業務用 -----	
	5.149					
13410-13450	固定 <u>移動</u> (航空移動 (R) を除く。)		13410-13450	固定 移動 (航空移動を除く。) ----- 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	
13450-13550	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A	13450-13550 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A	13450-13550	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定 J28</u> ----- 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	
	5.149A					
13550-13570	固定 <u>移動</u> (航空移動 (R) を除く。)		13550-13570 J40	固定 移動 (航空移動を除く。) ----- 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	
	5.150					
13570-13600	放送 5.134		13570-13600 J30	放送 J18	放送用	
	5.151					
13600-13800	放送		13600-13800	放送 J18	放送用	
13800-13870	放送 5.134		13800-13870 J30	放送 J18	放送用	
	5.151					
13870-14000	固定 <u>移動</u> (航空移動 (R) を除く。)		13870-14000	固定 移動 (航空移動を除く。) ----- 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	

国 際 分 配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
14000-14250	アマチュア アマチュア衛星		14000-14250	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
14250-14350	アマチュア 5. 152		14250-14350	アマチュア	アマチュア業務用	
14350-14990	固定 <u>移動</u> (航空移動 (R) を除く。)		14350-14990	固定 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
14990-15005	標準周波数報時 (15000kHz) 5. 111		14990-15005 J21	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、15000kHz に限る。
15005-15010	標準周波数報時 <u>宇宙研究</u>		15005-15010	標準周波数報時 <u>宇宙研究</u>	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
15010-15100	航空移動 (OR)		15010-15100	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表 2-2 による。
15100-15600	放送 5. 134		15100-15600	放送 J18	放送用	
15600-15800	放送 5. 146		15600-15800 J30	放送 J18	放送用	
15800-16100	固定 5. 153		15800-16100 J41	固定	公共業務用 一般業務用	
16100-16200 固定 <u>無線標定</u> 5. 145A 5. 145B	16100-16200 固定 無線標定 5. 145A	16100-16200 固定 <u>無線標定</u> 5. 145A	16100-16200	固定 <u>無線標定</u> J37	公共業務用 一般業務用	
16200-16360	固定		16200-16360	固定	公共業務用 一般業務用	
16360-17410	海上移動 5. 109 5. 110 5. 132 5. 137A 5. 145		16360-17410 J19 J22 J27 J36	海上移動 J32	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-1、別表 3-2 及び別表 3-3 による。
17410-17480	固定		17410-17480	固定	公共業務用 一般業務用	
17480-17550	放送 5. 134 5. 146		17480-17550 J30	放送 J18	放送用	
17550-17900	放送		17550-17900	放送 J18	放送用	
17900-17970	航空移動 (R)		17900-17970	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
17970-18030	航空移動 (OR)		17970-18030	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-2 による。
18030-18052	固定		18030-18052	固定	公共業務用 一般業務用	
18052-18068	固定 <u>宇宙研究</u>		18052-18068 J42	宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
18068-18168	アマチュア アマチュア衛星 5. 154		18068-18168	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
18168-18780	固定 <u>移動</u> (航空移動を除く。)		18168-18780	固定	公共業務用 一般業務用	
18780-18900	海上移動		18780-18900	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-1、別表 3-2 及び別表 3-3 による。
18900-19020	放送 5. 134 5. 146		18900-19020 J30	放送 J18	放送用	
19020-19680	固定		19020-19680	固定	公共業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
					一般業務用	
19680-19800	海上移動 5.132		19680-19800 J27	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
19800-19990	固定		19800-19990	固定	公共業務用 一般業務用	
19990-19995	標準周波数報時 宇宙研究		19990-19995 J21	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
19995-20010	標準周波数報時 (20000kHz)		19995-20010 J21	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、20000kHzに限る。
20010-21000	5.111 固定 移動		20010-21000	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
21000-21450	アマチュア アマチュア衛星		21000-21450	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
21450-21850	放送		21450-21850	放送 J18	放送用	
21850-21870	固定 5.155A		21850-21870	固定	公共業務用 一般業務用	
	5.155					
21870-21924	固定 5.155B		21870-21924	固定 J43	公共業務用 一般業務用	
21924-22000	航空移動 (R)		21924-22000	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
22000-22855	海上移動 5.132 5.137A		22000-22855 J27	海上移動 J32	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
	5.156					
22855-23000	固定		22855-23000	固定	公共業務用 一般業務用	
	5.156					
23000-23200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		23000-23200	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
	5.156					
23200-23350	固定 5.156A 航空移動 (OR)		23200-23350	固定 J44 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	
23350-24000	固定 移動 (航空移動を除く。) 5.157		23350-24000	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
24000-24450	固定 陸上移動		24000-24450	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
24450-24600	24450-24650 固定 陸上移動 無線標定 5.132A	24450-24600 固定 陸上移動 無線標定 5.132A	24450-24600	固定 陸上移動 無線標定 J28	公共業務用 一般業務用	
	5.158					
24600-24890	24650-24890 固定 陸上移動	24600-24890 固定 陸上移動	24600-24890	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
24890-24990	アマチュア アマチュア衛星		24890-24990	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
24990-25005	標準周波数報時 (25000kHz)		24990-25005	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、25000kHzに限る。
25005-25010	標準周波数報時 宇宙研究		25005-25010	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
25010-25070	固定		25010-25070	固定	公共業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	移動 (航空移動を除く。)			移動 (航空移動を除く。)	一般業務用	
25070-25210	海上移動		25070-25210	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)		25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
25550-25670	電波天文		25550-25670 J39	電波天文		
	5.149					
25670-26100	放送		25670-26100	放送 J18	放送用	
26100-26175	海上移動 5.132		26100-26175 J27	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)		26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
26200-26350 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A 5.133A	26200-26420 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.132A	26200-26350 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.132A	26200-26350	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> J28	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
26350-27500 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.150	26420-27500 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.150	26350-27500 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.150	26350-27500 J40	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はラジコン用発振器用、ラジオマイク用及び市民ラジオ用とし、ラジコン用発振器用及びラジオマイク用への割当ては別表8-1に、市民ラジオ用への割当ては別表8-2による。

第2表 27.5MHz - 10000MHz

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
27.5-28	気象援助 固定 移動		27.5-28	移動	公共業務用 一般業務用	
28-29.7	アマチュア アマチュア衛星		28-29.7	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
29.7-30.005	固定 移動		29.7-37.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
30.005-30.01	宇宙運用 (衛星識別) 固定 移動 宇宙研究					
30.01-37.5	固定 移動					
37.5-38.25	固定 移動 <u>電波天文</u> 5.149					
38.25-39 固定 移動	38.25-39.986 固定 移動	38.25-39.5 固定 移動	38.25-39.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
39-39.5 固定 移動 <u>無線標定</u> 5.132A 5.159						
39.5-39.986 固定 移動		39.5-39.986 固定 移動 <u>無線標定</u> 5.132A	39.5-40	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
39.986-40 固定 移動 <u>宇宙研究</u>		39.986-40 固定 移動 <u>無線標定</u> 5.132A 宇宙研究		<u>無線標定</u> J28		
40-40.02 固定 移動 <u>地球探査衛星</u> (能動) 5.159A 宇宙研究		40-40.02 固定 移動 <u>地球探査衛星</u> (能動) 5.159A 宇宙研究	40-40.6	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
40.02-40.98	固定 移動 <u>地球探査衛星</u> (能動) 5.159A		40.6-40.86 J40	移動	放送事業用 小電力業務用での使用はラジコン用発振器用及びラジオマイク用とし、割当ては別表8-1による。	
	5.150			<u>地球探査衛星</u> (能動) J45	公共業務用 一般業務用	
40.98-41.015	固定 移動 <u>地球探査衛星</u> (能動) 5.159A <u>宇宙研究</u>		40.86-41	移動 <u>地球探査衛星</u> (能動) J45	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.160 5.161		41-43.436	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。
41.015-42	固定			<u>無線標定</u> J28 <u>地球探査衛星</u> (能動) J45	公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.160 5.161 5.161A						
42-42.5 固定 移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 無線標定 5.132A 5.160 5.161B	42-42.5 固定 移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.161					
42.5-44 固定 移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.160 5.161 5.161A			43.436-43.544 J46	無線標定 地球探査衛星 (能動) J45	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
			43.544-44	移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) J45	公共業務用 一般業務用	
44-47 固定 移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.162 5.162A			44-46	移動 地球探査衛星 (能動) J45	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。
47-50 放送 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.162A 5.163 5.164 5.165			47-50 固定 移動 地球探査衛星 (能動) 5.159A 放送 地球探査衛星 (能動) 5.159A 5.162A	46-50 地球探査衛星 (能動) J45 無線標定 J47	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。
50-52 放送 アマチュア 5.166A 5.166B 5.166C 5.166D 5.166E 5.169 5.169A 5.169B 5.162A 5.164 5.165	50-54 アマチュア 5.162A 5.167 5.167A 5.168 5.170		50-54	アマチュア 無線標定 J47	アマチュア業務用 公共業務用 一般業務用	
52-68 放送	54-68 放送 固定 移動	54-68 固定 移動 放送	54-54.7625	固定 移動 無線標定 J47	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			54.7625-54.9575	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 一般業務用	
			54.9575-55.2125	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			55.2125-55.2275	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			55.2275-56.9825	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
5.162A 5.163 5.164 5.165 5.169 5.169A 5.169B 5.171	5.172	5.162A		移動 無線標定 J47	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
			56.9825-57.0425	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 一般業務用	
			57.0425-57.8525	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			57.8525-57.8675	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 一般業務用	
			57.8675-60.5375	固定 移動 無線標定 J47	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			60.5375-60.7925	固定 移動 無線標定 J47	公共業務用 一般業務用	
			60.7925-68	固定 移動 無線標定 J47	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
68-74.8 固定 移動（航空移動を除く。）	68-72 放送 固定 移動 5.173	68-74.8 固定 移動	68-72.125	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	72-73 固定 移動		72.125-72.215	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
			72.215-72.745	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			72.745-72.875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
			72.875-73	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	73-74.6 電波天文		73-73.21 J39	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			73.21-73.33 J39	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
			73.33-74.55 J39	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	5.178		74.55-74.6 J39	移動	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表 9-6 による。
	74.6-74.8 固定		74.6-74.8	移動	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表 9-6 による。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.149 5.175 5.177 5.179	移動	5.149 5.176 5.179				
74.8-75.2	航空無線航行 5.180 5.181		74.8-75.2 J48	航空無線航行	公共業務用	マーカ・ビーコン用とする。
75.2-87.5 固定 移動 (航空移動を除く。)	75.2-75.4 固定 移動 5.179		75.2-75.6	移動	小電力業務用	補聴援助用ラジオマイク用とし、割当ては別表9-7による。
	75.4-76 固定 移動	75.4-87 固定 移動	75.6-76	移動	小電力業務用	音声アシスト用無線電話用とし、割当ては別表9-9による。
	76-88 放送 固定 移動	5.182 5.183 5.188	76-90	放送 J18 移動	放送用 電気通信業務用	無線呼出用とし、割当ては放送局の設備を共用し、放送の電波に重畳する場合に限る。
5.175 5.179 5.187						
87.5-100 放送	5.185	87-100 固定 移動 放送				
5.190	88-100 放送		90-108	放送 J18	放送用	
100-108	放送					
	5.192 5.194					
108-117.975	航空無線航行		108-117.975 J49	航空無線航行	公共業務用	I L S ローカライザ用、V O R 用及び G B A S 用とし、割当ては別表2-3による。
	5.197 5.197A					
117.975-137	航空移動 (R) 航空移動衛星 (R) 5.198A 5.198B		117.975-136 J21 J50 J51 J52	航空移動 (R) 航空移動衛星 (R) J53 J54	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			136-137	航空移動 (R) 航空移動衛星 (R) J53 J54	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.111 5.200 5.201 5.202					
137-137.025	宇宙運用 (宇宙から地球) 5.203C 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137-137.025 J55	宇宙運用 (宇宙から地球) J56 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J57 J58 J59	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208					
137.025-137.175	宇宙運用 (宇宙から地球) 5.203C 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209		137.025-137.175 J55	宇宙運用 (宇宙から地球) J56 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J57 J58 J59	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208					
137.175-137.825	宇宙運用 (宇宙から地球) 5.203C 5.209A 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137.175-137.825 J55	宇宙運用 (宇宙から地球) J56 J60 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J57 J58 J59	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208					
137.825-138	宇宙運用 (宇宙から地球) 5.203C 気象衛星 (宇宙から地球)		137.825-138 J55	宇宙運用 (宇宙から地球) J56	公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	宇宙研究 (宇宙から地球) <u>固定</u> 移動 (航空移動 (R) を除く。) <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 5.204 5.205 5.206 5.207 5.208			気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) J57 J58 J59	電気通信業務用 公共業務用	
138-143.6 航空移動 (OR)	138-143.6 固定 移動 無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	138-143.6 固定 移動 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	138-142	航空移動 (OR)	公共業務用	
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213	142-144 J61	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、146-148MHz 帯と対とする。
143.6-143.65 航空移動 (OR) 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)				
5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
143.65-144 航空移動 (OR)	143.65-144 固定 移動 無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	143.65-144 固定 移動 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)				
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
144-146	アマチュア アマチュア衛星 5.216		144-146	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
146-148 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	146-148 アマチュア 5.217	146-148 アマチュア 固定 移動 5.217	146-148 J61	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、142-144MHz 帯と対とする。
148-149.9 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.209	148-149.9 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.209 5.218 5.218A 5.219 5.221		148-149.9 J61 J62 J63 J64 J65	移動衛星 (地球から宇宙) J59 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信用とする。
149.9-150.05	移動衛星 (地球から宇宙) 5.209 5.220		149.9-150.05	移動衛星 (地球から宇宙) J59 J66	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信用とする。
150.05-153 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 5.149	150.05-154 固定 移動 5.225		150.05-154.44 J61	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	一周波方式による使用に限る。
153-154 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 気象援助						
154-156.4875 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	154-156.4875 固定 移動	154-156.4875 固定 移動	154.44-154.62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。
			154.62-154.7 J61	陸上移動	公共業務用	
			154.7-156	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、159.3-160.6MHz 帯と対とする。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5. 225A 5. 226	5. 226	5. 225A 5. 226	J61			
156. 4875-156. 5625	海上移動 (遭難及びDSCを用いた呼出し)		156-156. 7625 J21 J67 J68	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
156. 5625-156. 7625 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	156. 5625-156. 7625 固定 移動					
5. 226	5. 226					
156. 7625-156. 7875 海上移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 海上移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 J21 J67 J68	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228		<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J69	公共業務用	
156. 7875-156. 8125	海上移動 (遭難及び呼出し)		156. 7875-156. 8125 J21 J67 J68	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
5. 111 5. 226	5. 111 5. 226					
156. 8125-156. 8375 海上移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	156. 8125-156. 8375 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 8125-156. 8375 海上移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)	156. 8125-157. 1875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228		<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J69		
156. 8375-157. 1875 固定 移動 (航空移動を除く。)	156. 8375-157. 1875 固定 移動					
5. 226	5. 226					
157. 1875-157. 3375 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>海上移動衛星</u> 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC	157. 1875-157. 3375 固定 移動 <u>海上移動衛星</u> 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC		157. 1875-157. 3375	海上移動 <u>海上移動衛星</u> J57 J58 J70 J71	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
5. 226	5. 226			<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J69	公共業務用	
157. 3375-161. 7875 固定 移動 (航空移動を除く。)	157. 3375-161. 7875 固定 移動		157. 3375-157. 45	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
				<u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J69		
			157. 45-159. 3 J61 J72	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			159. 3-160. 6 J61	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154.7-156MHz 帯と対とする。
			160. 6-160. 975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
			160. 975-161. 475 J61 J72	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			161. 475-161. 7875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
5. 226	5. 226					
161. 7875-161. 9375 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>海上移動衛星</u> 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC	161. 7875-161. 9375 固定 移動 <u>海上移動衛星</u> 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC		161. 7875-161. 9375	海上移動 <u>海上移動衛星</u> J57 J58 J70 J71	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5. 226	5. 226				
161. 9375-161. 9625 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9375-161. 9625 固定 移動 <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228AA		161. 9375-161. 9625	海上移動 <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) J73	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
5. 226	5. 226				
161. 9625-161. 9875 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228F	161. 9625-161. 9875 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	161. 9625-161. 9875 海上移動 <u>航空移動 (OR)</u> 5. 228E <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228F	161. 9625-161. 9875	海上移動 <u>航空移動 (OR)</u> J74 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J75	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用
5. 226 5. 228A 5. 228B	5. 228C 5. 228D	5. 226			
161. 9875-162. 0125 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9875-162. 0125 固定 移動 <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228AA		161. 9875-162. 0125	海上移動 <u>海上移動衛星</u> (地球から宇宙) J73	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
5. 226	5. 226				
162. 0125-162. 0375 固定 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228F	162. 0125-162. 0375 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	162. 0125-162. 0375 海上移動 <u>航空移動 (OR)</u> 5. 228E <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5. 228F	162. 0125-162. 05	海上移動 <u>航空移動 (OR)</u> J74 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J75	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用
5. 226 5. 228A 5. 228B	5. 228C 5. 228D	5. 226			
162. 0375-174 固定 移動 (航空移動を除く。)	162. 0375-174 固定 移動		162. 05-169 J76	固定 陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用
			169-170 J77	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用
5. 226	5. 226 5. 230 5. 231		170-205	移動	公共業務用 一般業務用
174-223 放送	174-216 放送 <u>固定</u> <u>移動</u>	174-223 固定 移動 放送	205-222	固定 移動 <u>放送</u> J18 <u>放送</u> J78	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 <u>放送用</u> <u>放送用</u>
	216-220 固定 海上移動 <u>無線標定</u> 5. 241 5. 242				
	220-225 アマチュア 固定 移動 <u>無線標定</u> 5. 241		222-223	移動 航空無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用
5. 235 5. 237 5. 243		5. 233 5. 238 5. 240 5. 245	223-226	移動 <u>無線標定</u>	公共業務用
223-230 放送 <u>固定</u> <u>移動</u>	225-235 固定 移動	223-230 固定 移動 放送 航空無線航行	226-235 J21 J79 J80	移動	公共業務用 一般業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.243 5.246 5.247		<u>無線標定</u> 5.250				
230-235 固定 移動		230-235 固定 移動 航空無線航行				
5.247 5.251 5.252		5.250				
235-267	固定 移動		235-251 J21 J79 J80 J81	移動	公共業務用 一般業務用	
			251-253.85 J77 J81	移動	公共業務用 一般業務用	
			253.85-255 J81	移動	小電力業務用	
			255-262 J77 J81	移動	公共業務用	
			262-266 J77 J81	移動	公共業務用	
			266-271 J77 J81	移動	公共業務用	
267-272	固定 移動 <u>宇宙運用</u> (宇宙から地球)	5.111 5.252 5.254 5.256 5.256A	271-275 J77 J81	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては別表8-3による。
272-273	宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動	5.254 5.257				狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。
273-312	固定 移動	5.254				
312-315	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙)	5.254 5.255	287.95-322 J81	移動 J82	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。
				航空移動	公共業務用 一般業務用	
315-322	固定 移動					
	5.254					
322-328.6	固定 移動		322-322.425	移動	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	電波天文		J39	電波天文	
	5.149		322.425-328.6 J39	移動 電波天文	
328.6-335.4	航空無線航行 5.258		328.6-335.4	航空無線航行	公共業務用
	5.259				I L S グライドパス用とし、割当ては別表2-3による。
335.4-387	固定 移動		335.4-347.7 J76 J83 J84	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用
			347.7-348.55	固定 移動	公共業務用
			348.55-348.8125	移動	簡易無線通信業務用
			348.8125-351.9	固定	公共業務用 一般業務用
				移動	公共業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用
			351.9-364.2 J76 J83 J84	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用
			364.2-365.8	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
			365.8-368.2 J76	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用
			368.2-369.1	固定	公共業務用 一般業務用
			369.1-369.5	固定	公共業務用 一般業務用
			369.5-370	固定	公共業務用 一般業務用
			370-370.6	固定 移動	公共業務用 一般業務用
			370.6-370.85	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用
			370.85-372.2	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用
			372.2-373.8	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
			373.8-375.4	固定 移動	公共業務用 一般業務用
			375.4-379	固定 移動	公共業務用
			379-380.2	固定 移動	公共業務用 一般業務用
			380.2-381.325	移動	小電力業務用
			381.325-382.2	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用
			382.2-382.7	固定 移動	公共業務用
			382.7-383.8	固定 移動	公共業務用 一般業務用
			383.8-386.2 J76	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用
	5.254		386.2-387.1	固定	公共業務用 一般業務用
387-390	固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球)	5.208A 5.208B 5.254 5.255	387.1-387.5	固定	公共業務用 一般業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
390-399.9	固定 移動		387.5-388	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、369.5-370MHz 帯と対とする。
			388-388.6	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、370-370.6MHz 帯と対とする。
			388.6-390.1	固定 移動	公共業務用	
			390.1-391.7	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、373.8-375.4MHz 帯と対とする。
			391.7-393.1	固定 移動	公共業務用	
			393.1-394.3	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、379-380.2MHz 帯と対とする。
			394.3-394.95	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
			394.95-396.3	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz 帯と対とする。
			396.3-397.425	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			397.425-398.4	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、381.325-382.2MHz 帯と対とする。
			398.4-398.7	固定 移動	公共業務用	
			398.7-399.7875	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz 帯と対とする。
			399.7875-399.9	固定 移動	公共業務用	
			5.254			
399.9-400.05	移動衛星 (地球から宇宙)	5.209 5.220 5.260A 5.260B	399.9-400.05	移動衛星 (地球から宇宙) J59 J66 J85 J86	電気通信業務用 公共業務用	
400.05-400.15	標準周波数報時衛星 (400.1MHz)		400.05-400.15 J87	標準周波数報時衛星	公共業務用	
	5.261 5.262					
400.15-401	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.263 宇宙運用 (宇宙から地球) 5.262 5.264		400.15-401 J88	移動衛星 (宇宙から地球) J57 J58 J59 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) J89 宇宙運用 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
401-402	気象援助 宇宙運用 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.264A 5.264B		401-402 J90 J91	宇宙運用 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 移動	公共業務用 一般業務用 小電力業務用	体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表 9-3 による。
402-403	気象援助 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.264A 5.264B		402-403 J90 J91	気象援助 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 固定 J92 移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	気象用ラジオ・ロボット用とし、割当ては別表 11-1 による。 公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表 9-3 による。
403-406	気象援助		403-406	気象援助	公共業務用	ラジオゾンデ用及び気象用ラジオ・ロボット用とし、割当ては別表 11-1 による。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	固定 移動 (航空移動を除く。)			一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用とし、割当ては別表 9－3 による。
	5. 265				
406-406. 1	移動衛星 (地球から宇宙)		406-406. 1 J93	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用
	5. 265 5. 266 5. 267				
406. 1-410	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文		406. 1-407. 7875 J39	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用
			407. 7875-408. 25 J39	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用
			408. 25-410 J39	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用
	5. 149 5. 265				
410-420	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から宇宙) 5. 268		410-410. 3 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 公共業務用 一般業務用
			410. 3-411. 0375 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 公共業務用 一般業務用
			411. 0375-411. 3 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 一般業務用
			411. 3-411. 35	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 公共業務用 一般業務用
			411. 35-412 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
			412-412. 35 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
			412. 35-413. 69375 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 一般業務用
			413. 69375-414. 15	移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	小電力業務用 公共業務用 一般業務用
			414. 15-414. 5 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	公共業務用 公共業務用 一般業務用
			414. 5-415. 5 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙)	公共業務用 一般業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
				J94	
			415.5-417.5 J76	固定 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
				宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	
			417.5-420 J76	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J94	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
420-430	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u>		420-430 J95	無線標定	公共業務用 一般業務用 小電力業務用
				<u>移動</u>	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに無線呼出用並びに無線電話用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、無線呼出用への割当ては別表9-5に、無線電話用への割当ては別表9-8による。
				<u>陸上移動</u>	公共業務用 小電力業務用 一般業務用
				<u>海上移動</u>	小電力業務用
	5.269 5.270 5.271				小電力セキュリティシステム用とし、割当ては別表8-4による。
430-432 アマチュア 無線標定	430-432 無線標定 <u>アマチュア</u>		430-432	アマチュア J38 <u>無線標定</u>	アマチュア業務用 公共業務用
5.271 5.274 5.275 5.276 5.277	5.271 5.276 5.278 5.279				
432-438 アマチュア 無線標定 <u>地球探査衛星 (能動)</u> 5.279A	432-438 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>地球探査衛星 (能動)</u> 5.279A		432-438 J96	アマチュア J38 <u>移動</u> J97 <u>無線標定</u> <u>地球探査衛星 (能動)</u> J98	アマチュア業務用 小電力業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
5.138 5.271 5.276 5.277 5.280 5.281 5.282	5.271 5.276 5.278 5.279 5.281 5.282				国際輸送用データ伝送用とし、割当ては別表9-4による。
438-440 アマチュア 無線標定	438-440 無線標定 <u>アマチュア</u>		438-440	アマチュア J38 <u>無線標定</u>	アマチュア業務用 公共業務用
5.271 5.274 5.275 5.276 5.277 5.283	5.271 5.276 5.278 5.279				
440-450	固定 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u>		440-450 J95 J99	無線標定	公共業務用 一般業務用
				<u>移動</u>	小電力業務用
				<u>陸上移動</u>	公共業務用 小電力業務用 一般業務用
	5.269 5.270 5.271 5.284 5.285 5.286				
450-455	固定 移動 5.286AA		450-451.5125 J99	固定 移動	二周波方式による使用は、458.2375-459.5125MHz 帯と対とする。
			451.5125-452.3875	固定 移動	二周波方式による使用は、412-412.35MHz 帯又は 414.15-414.5MHz 帯と対とする。
			452.3875-452.7	固定 移動	二周波方式による使用は、407.7875-408.25MHz 帯と対とする。
			452.7-453.1	固定 移動	二周波方式による使用は、411.35-412MHz 帯と対とする。
			453.1-453.8875	固定	二周波方式による使用は、467.65-468.54375MHz 帯と対とする。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5. 209 5. 271 5. 286 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286D 5. 286E				移動	一般業務用
			453. 8875-454. 04375	固定	公共業務用
				移動	
				陸上移動	一般業務用
			454. 04375-454. 2	移動	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用
5. 209 5. 271 5. 286 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286D 5. 286E			454. 2-454. 9125	固定 移動	公共業務用
			454. 9125-457. 3625	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用
455-456 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	455-456 固定 移動 5. 286AA 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 209 5. 286A 5. 286B 5. 286C	455-456 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E			二周波方式による使用は、407. 7875-408. 25MHz 帯と対とする。
5. 209 5. 271 5. 286 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286D 5. 286E					二周波方式による使用は、467. 65-468. 54375MHz 帯と対とする。
					小電力業務用での使用は無線電話用とし、割当ては別表 9-8 による。
					二周波方式による使用は、465. 2-465. 9125MHz 帯と対とする。
					二周波方式による使用は、417. 5-420MHz 帯と対とする。
					二周波方式による使用は、410. 3-410. 3875MHz 帯又は 411. 3-411. 35MHz 帯と対とする。
5. 271 5. 287 5. 288			457. 3625-457. 5125	固定 移動	公共業務用
			457. 5125-457. 5875	移動	公共業務用 一般業務用
			457. 5875-458. 2375	固定 移動	公共業務用
			458. 2375-459. 5125	固定	公共業務用
				移動	一般業務用
459-460 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	459-460 固定 移動 5. 286AA 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 209 5. 286A 5. 286B 5. 286C	459-460 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	459. 5125-460	固定 移動	放送事業用
5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E			460-462 J100	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
				気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用
			462-465 J100	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
				気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用
			465-465. 175	移動	簡易無線通信業務用
			465. 175-465. 2	固定 移動	公共業務用 一般業務用
			465. 2-465. 9125 J100	固定 移動	公共業務用
				気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用
			465. 9125-467. 5 J100	固定 気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用
				移動	公共業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 する 条 件					
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)					
			467.5-467.65	移動	公共業務用 一般業務用	船上通信用とし、割当ては別表３－５による。					
			467.65-468.54375 J100	固定	公共業務用	二周波方式による使用は、453.1-454.04375MHz 帯と対とする。					
				移動	一般業務用						
				気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用						
			468.54375-468.875 J100	移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表７－２による。					
				気象衛星 (宇宙から地球) J101	公共業務用 一般業務用						
			468.875-469.425 J100	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用						
移動	公共業務用 一般業務用										
469.425-469.5	移動	小電力業務用	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表９－１による。								
	469.5-470 J100	固定	放送事業用	二周波方式による使用は、459.5125-460MHz 帯と対とする。							
		移動	気象衛星 (宇宙から地球) J101		公共業務用 一般業務用						
5.287 5.288 5.289 5.290											
470-694 放送	470-512 放送 固定 移動	470-585 固定 移動 5.296A 放送	470-710 J39 J102 J103	固定	放送事業用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。					
				放送 J18	放送用						
				陸上移動	放送事業用 一般業務用						
	5.292 5.293 5.295	585-610 固定 移動 5.296A 放送 無線航行		5.291 5.298	放送 J78 J104		電気通信業務用 放送用	エリア放送用とする。			
							512-608 放送		5.295 5.297	608-614 電波天文 移動衛星 (航空移動衛星 (地球から宇宙)を除く。)	614-698 放送 固定 移動
	694-790 移動 (航空移動を除く。) 5.312A 5.312B 5.317A 放送	5.293 5.308 5.308A 5.309		698-806 移動 5.312B 5.317A 放送 固定							
					5.300 5.312		790-862 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.312B 5.316B 5.317A				
	710-714	陸上移動		放送事業用 一般業務用				特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。			
		714-750		移動	電気通信業務用		携帯無線通信用とし、割当ては別表１０－２による。				
750-770 J105	陸上移動		公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通 ステム用とし、小電力業務用への割当ては別表８－９による。							
	770-806	移動	電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表１０－２による。							

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
放送 5.312 5.319	806-890 固定 移動 5.312B 5.317A 放送 5.312B 5.317A 放送 5.322 5.319 5.323		806-810	移動	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9－6による。
			810-850 J77	移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。
			850-860 J77	移動 J106	一般業務用	デジタルMC A陸上移動通信用とし、930-940MHz 帯と対の二周波方式に限る。 使用は令和11年5月31日までに限る。
			860-895 J77 J107	移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。
862-890 固定 移動（航空移動を除く。） 5.312B 5.317A 放送 5.322 5.319 5.323	890-902 固定 移動（航空移動を除く。） 5.312B 5.317A <u>無線標定</u> 5.318 5.325	890-942 固定 移動 5.314A 5.317A 放送 <u>無線標定</u>	5.149 5.305 5.306 5.307 5.320			
5.317 5.318						
895-900 J77			移動 J106	一般業務用	高度MC A陸上移動通信用とし、940-945MHz 帯と対の二周波方式に限る。	
900-915 J77			移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。	
890-942 固定 移動（航空移動を除く。） 5.312B 5.317A 放送 5.322 <u>無線標定</u>	902-928 固定 <u>アマチュア</u> 移動（航空移動を除く。） 5.312B 5.325A <u>無線標定</u> 5.150 5.325 5.326		915-930 J77	移動 J106	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9－1に、移動体識別用への割当ては別表9－10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては別表6－2に、無線電力伝送用への割当ては別表6－3による。
			930-940 J77	移動 J106	一般業務用	デジタルMC A陸上移動通信用とし、850-860MHz 帯と対の二周波方式に限る。 使用は令和11年5月31日までに限る。
			940-945 J77	移動 J106	一般業務用	高度MC A陸上移動通信用とし、895-900MHz 帯と対の二周波方式に限る。
			945-960 J77 J107	移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。
942-960 固定 移動（航空移動を除く。） 5.312B 5.317A 放送 5.322 5.323	942-960 固定 移動 5.312B 5.317A	942-960 固定 移動 5.314A 5.317A 放送 5.320				
960-1164	航空無線航行 5.328 航空移動（R） 5.327A 5.328AA		960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タカン用、ATC RBS用及びACAS用とし、割当ては別表2－3による。
1164-1215	航空無線航行 5.328 無線航行衛星（宇宙から地球）（宇宙から宇宙） 5.328B 5.328A		1164-1215 J108	無線航行衛星 （宇宙から地球） （宇宙から宇宙） J109	公共業務用 一般業務用	
				航空無線航行	公共業務用	航空用DME用及びタカン用とし、割当ては別表2－3による。
1215-1240	地球探査衛星（能動） 無線標定 無線航行衛星（宇宙から地球）（宇宙から宇宙） 5.328B 5.329 5.329A 宇宙研究（能動）	5.328B 5.329	1215-1240	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9－1による。 一般業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表6－1による。
				無線航行衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	5.330 5.331 5.332		(宇宙から宇宙) J109 J110 J111 無線標定 地球探査衛星 (能動) J112 宇宙研究 (能動) J112		
1240-1300	地球探査衛星 (能動) 無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.329 5.329A 宇宙研究 (能動) <u>アマチュア</u>		1240-1260	移動	放送事業用 小電力業務用 一般業務用
				無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J109 J110 J111 無線標定 地球探査衛星 (能動) J112 宇宙研究 (能動) J112	公共業務用 一般業務用
			1260-1300 J96 J113	移動 J114	公共業務用 放送事業用 一般業務用
				無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J109 J110 J111 無線標定 地球探査衛星 (能動) J115 宇宙研究 (能動) J115 <u>アマチュア</u>	公共業務用 一般業務用
1300-1350	航空無線航行 5.337 無線標定 無線航行衛星 (地球から宇宙) 5.149 5.337A	5.282 5.330 5.331 5.332 5.332A 5.335 5.335A	1300-1350 J39 J116	無線航行衛星 (地球から宇宙) 無線標定 航空無線航行 J117	公共業務用 一般業務用
					航空路監視用レーダー (ARSR) 用とする。
1350-1400 固定 移動 無線標定 5.149 5.338 5.338A 5.339	1350-1400 無線標定 5.338A 5.149 5.334 5.339		1350-1400 J39 J118	無線標定	公共業務用 一般業務用
1400-1427	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341		1400-1427 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	
1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341A 5.341B 5.341C 5.338A 5.341		1427-1429	固定 宇宙運用 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用
				移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用
1429-1452 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341A 5.338A 5.341 5.342	1429-1452 固定 移動 5.341B 5.341C 5.343 5.338A 5.341		1429-1475.9 J77	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
1452-1492 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.346 放送 放送衛星 5.208B 5.341 5.342 5.345	1452-1492 固定 移動 5.341B 5.343 5.346A 放送 放送衛星 5.208B 5.341 5.344 5.345					
1492-1518 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341A 5.341 5.342	1492-1518 固定 移動 5.341B 5.343 5.341 5.344	1492-1518 固定 移動 5.341C 5.341	1475.9-1518 J77 J107	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1510.9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1518-1525 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.348 5.348A 5.348B 5.351A 5.341 5.342	1518-1525 固定 移動 5.343 移動衛星 (宇宙から地球) 5.348 5.348A 5.348B 5.351A 5.341 5.344	1518-1525 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.348 5.348A 5.348B 5.351A 5.341	1518-1525 J77	移動 移動衛星 (宇宙から地球) J120 J121 J122 J123	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	携帯無線通信用とする。
1525-1530 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A <u>地球探査衛星</u> 移動 (航空移動を除く。) 5.349 5.341 5.342 5.350 5.351 5.352A 5.354	1525-1530 宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A <u>地球探査衛星</u> 固定 移動 5.343 5.341 5.351 5.354	1525-1530 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A <u>地球探査衛星</u> 移動 5.349 5.341 5.351 5.352A 5.354	1525-1530 J124 J125 J126	移動衛星 (宇宙から地球) J58	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1530-1535 宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A <u>地球探査衛星</u> 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341 5.342 5.351 5.354	1530-1535 宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A <u>地球探査衛星</u> 固定 移動 5.343 5.341 5.351 5.354		1530-1544 J125 J126 J127	移動衛星 (宇宙から地球) J58	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1535-1559	移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A		1544-1545 J126 J128	移動衛星 (宇宙から地球) J58	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。 公共業務用での使用は、COSPAS/SARSAT及びLUT用とする。
			1545-1555 J125 J126 J129 J130	移動衛星 (宇宙から地球) J58	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
	5.341 5.351 5.353A 5.354 5.355 5.356 5.357 5.357A 5.359 5.362A		1555-1559 J125 J126	移動衛星 (宇宙から地球) J58	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.208B 5.328B 5.329A 5.341		1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J58 J109 J111 J131 航空無線航行	公共業務用 一般業務用	
1610-1610.6	1610-1610.6	1610-1610.6	1610-1610.6	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.341 5.364 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	J39 J132 J133 J134 J135 J136	J123 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 航空無線航行 一般業務用	
1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 5.149 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.149 5.341 5.364 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙) 5.149 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	1610.6-1613.8 J39 J132 J133 J134 J135 J136	移動衛星 (地球から宇宙) J123 J137 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
1613.8-1621.35 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372 5.372A	1613.8-1621.35 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) 5.208B 5.341 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372 5.372A	1613.8-1621.35 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) 5.208B <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372 5.372A	1613.8-1621.35 J39 J132 J133 J134 J135 J136 J138 J139	移動衛星 (地球から宇宙) J123 J137 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
1621.35-1626.5 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.373 5.373A 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) (海上移動衛星 (宇宙から地球)を除く。) 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	1621.35-1626.5 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.373 5.373A 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) (海上移動衛星 (宇宙から地球)を除く。) 5.208B 5.341 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	1621.35-1626.5 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.373 5.373A 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) (海上移動衛星 (宇宙から地球)を除く。) <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙) 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	1621.35-1626.5 J39 J132 J133 J134 J135 J136 J139	海上移動衛星 (宇宙から地球) J140 J141 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J137 航空無線航行 <u>無線測位衛星</u> (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
1626.5-1660	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.341 5.351 5.353A 5.354 5.355 5.357A 5.359 5.362A 5.374 5.375 5.376		1626.5-1631.5 J125 J126 J127	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1631.5-1636.5 J125 J126 J127 J142	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1636.5-1645.5 J125 J126 J127	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1645.5-1646.5 J126 J143	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1646.5-1656.5 J125 J126 J130 J144	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1656.5-1660 J125 J126 J142	移動衛星 (地球から宇宙) J123	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
1660-1660.5	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 5.149 5.341 5.351 5.354 5.362A 5.376A		1660-1660.5 J39 J125 J126 J145	移動衛星 (地球から宇宙) J123 ----- 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 ----- 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1660.5-1668	電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149 5.341 5.379 5.379A		1660.5-1668 J39	宇宙研究 (受動) 電波天文	
1668-1668.4	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.379C 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149 5.341 5.379 5.379A		1668-1668.4 J39	移動衛星 (地球から宇宙) J123 J146 J147 ----- 宇宙研究 (受動) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 ----- -----
1668.4-1670	気象援助 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.379C 電波天文 5.149 5.341 5.379D 5.379E		1668.4-1670 J39 J148 J149	移動衛星 (地球から宇宙) J123 J146 J147 ----- 気象援助 ----- 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 ----- -----
1670-1675	気象援助 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.341 5.379D 5.379E 5.380A		1670-1675 J148 J149 J150	移動 ----- 移動衛星 (地球から宇宙) J123 J146 ----- 気象援助 ----- 気象衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 ----- ラジオブロードバンド用とし、公共業務用への割当ては別表11-1による。
1675-1690	気象援助 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.341		1675-1690	移動 ----- 気象援助 ----- 気象衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 ----- ラジオブロードバンド用とし、公共業務用への割当ては別表11-1による。
1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341 5.382	1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 5.289 5.341 5.381 5.382		1690-1700 J100	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用
1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341		1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341 5.384	1700-1710 J100	気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用
1710-1930	固定 移動 5.384A 5.388A 5.149 5.341 5.385 5.386 5.387 5.388		1710-1850 J39 J107 J151	固定 移動 J152 J153	この周波数の使用は、令和7年3月31日までに限る。 ----- 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
			1850-1885 J107	移動 J152 J153	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用とし、割当ては別表8-6による。
			1885-1980 J154	移動 J153	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用とし、割当ては別表8-6による。
1930-1970	1930-1970	1930-1970			

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
固定 移動 5.388A 5.388	固定 移動 5.388A <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.388	固定 移動 5.388A 5.388				る。
1970-1980	固定 移動 5.388A 5.388					
1980-2010	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.388 5.389A 5.389B 5.389F					
2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388	2010-2025 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.388 5.389C 5.389E	2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388	2010-2025 J154	移動 J153	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
2025-2110	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 5.392		2025-2110 J156	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 移動 J157	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
2110-2120	固定 移動 5.388A 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.388		2110-2120 J107 J154	移動 J153 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。
2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388	2120-2160 固定 移動 5.388A <u>移動衛星</u> (宇宙から地球) 5.388	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388	2120-2170 J107 J154	移動 J153	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。
2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388	2160-2170 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.388 5.389C 5.389E	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388				
2170-2200	固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 5.388 5.389A 5.389F		2170-2200 J154 J155	移動 移動衛星 (宇宙から地球) J123	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
2200-2290	宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)		2200-2290 J156	宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	5.392		移動 J157	電気通信業務用 公共業務用	
2290-2300	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)		2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
2300-2450 固定 移動 5.384A <u>アマチュア</u> <u>無線標定</u>	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 <u>アマチュア</u>		2300-2330 固定 移動	公共業務用	
			2330-2370 固定 移動 J158	公共業務用 電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
			2370-2400 固定 移動	公共業務用	
			2400-2450 J40 J96	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表 8-5 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。 一般業務用での使用は移動体識別用及び無線電力伝送用とし、移動体識別用への割当ては別表 6-2 に、無線電力伝送用への割当ては別表 6-3 による。
5.150 5.282 5.395	5.150 5.282 5.393 5.394		無線標定 <u>アマチュア</u>	公共業務用 小電力業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
2450-2483.5 固定 移動 <u>無線標定</u>	2450-2483.5 固定 移動 無線標定		2450-2483.5 J40	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表 8-5 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。 一般業務用での使用は移動体識別用及び無線電力伝送用とし、移動体識別用への割当ては別表 6-2 に、無線電力伝送用への割当ては別表 6-3 による。
5.150	5.150		無線標定	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398 <u>無線標定</u> 5.398A	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398	2483.5-2500 J40 J134 J138 J159	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。 一般業務用のうち、無線電力伝送用への割当ては、別表 6-3 による。
5.150 5.368 5.372A 5.399 5.401 5.402	5.150 5.368 5.372A 5.402	5.150 5.368 5.372A 5.401 5.402	移動 移動衛星 (宇宙から地球) J123 無線測位衛星 (宇宙から地球) J160 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
2500-2520 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 5.407 5.414 5.414A	2500-2535 J161 J162	移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球) J123 J163	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用
5.412		5.404 5.415A			電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
2520-2655 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 放送衛星 5.413 5.416	2520-2655 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 放送衛星 5.413 5.416	2520-2655 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 放送衛星 5.413 5.416			

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.339 5.412 5.418B 5.418C	5.339 5.418B 5.418C	5.403 5.414A 5.415A				
		2535-2655	2535-2545	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
		固定 5.410 移動 (航空移動を除く。)	2545-2575 J107	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
		5.384A 5.409A 放送衛星 5.413 5.416	2575-2595 J107	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
		5.339 5.418 5.418A 5.418B 5.418C	2595-2655 J107	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
2655-2670 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 放送衛星 5.208B 5.413 5.416 <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)	2655-2670 固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A 放送衛星 5.413 5.416 <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)	2655-2670 固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.208B 5.413 5.416 <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)	2655-2690 J39 J165	移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) J123 J166	電気通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
5.149 5.412	5.149 5.208B	5.149 5.420				
2670-2690 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)	2670-2690 固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地球) 5.208B 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.409A <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)	2670-2690 固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.419 <u>地球探査衛星</u> (受動) <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (受動)				
5.149 5.412	5.149	5.149				
2690-2700	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.422		2690-2700 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
2700-2900	航空無線航行 5.337 <u>無線標定</u> 5.423 5.424		2700-2900	航空無線航行 J117 <u>無線標定</u> J167	公共業務用 ----- 公共業務用	空港監視レーダー (A S R) 用とする。
2900-3100	無線標定 5.424A 無線航行 5.426 5.425 5.427		2900-3100 J168 J169	無線航行 J170 無線標定 J171	公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用 一般業務用	船舶無線航行用レーダー用とする。
3100-3300	無線標定 <u>地球探査衛星</u> (能動) <u>宇宙研究</u> (能動) 5.149 5.428		3100-3300 J39 J172	無線標定 <u>地球探査衛星</u> (能動) <u>宇宙研究</u> (能動)	公共業務用 一般業務用	
3300-3400 無線標定	3300-3400 移動 (航空移動を除く。) 5.429G 無線標定	3300-3400 無線標定 <u>アマチュア</u>	3300-3400 J39	移動 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 ----- 公共業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.149 5.429 5.429A 5.429B 5.430	<u>アマチュア</u> <u>固定</u> 5.149 5.429C 5.429D	5.149 5.429 5.429E 5.429F				
3400-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.430A <u>無線標定</u> 5.431	3400-3500 固定 固定衛星 (宇宙から地球) <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.431A 5.431B <u>アマチュア</u> <u>無線標定</u> 5.433 5.282	3400-3500 固定 固定衛星 (宇宙から地球) <u>アマチュア</u> <u>移動</u> 5.432 5.432B <u>無線標定</u> 5.433 5.282 5.432A	3400-3456 J173 J174	固定 移動 (航空移動を除く。) 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
	3500-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.431B <u>無線標定</u> 5.433	3500-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.433A <u>無線標定</u> 5.433	3456-3600 J173 J174	固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
3600-3800 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.433B 5.434A 5.434B 5.435A	3600-3700 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.434 <u>無線標定</u> 5.433	3600-3700 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u> 5.435	3600-4200 J175	固定衛星 (宇宙から地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
3800-4200 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	3700-4200 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)	5.435B				
4200-4400	航空移動 (R) 5.436 航空無線航行 5.438 5.437 5.439 5.440		4200-4400 J176	航空移動 (R) J177 航空無線航行 J178 <u>地球探査衛星 (受動)</u> 宇宙研究 (受動)	公共業務用 一般業務用	
4400-4500	固定 移動 5.440A		4400-4500	移動	電気通信業務用	
4500-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 5.440A		4500-4600	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J179 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
			4600-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J179 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	ローカル 5G 用とする。
4800-4990	固定 移動 5.440A 5.441A 5.441B 5.442 <u>電波天文</u> 5.149 5.339 5.443		4800-4900	移動 J180 <u>電波天文</u>	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	ローカル 5G 用とする。
			4900-5000 J118	移動 J180	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用のうち、携帯無線通信用への割当ては、別表 10-3 による。 5GHz 帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表 11-2 による。使用は、令和 1 8 年 3 月 31 日までに限る。
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く。)					

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	電波天文 宇宙研究 (受動)				
	5.149				
5000-5010	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)		5000-5010	航空移動衛星 (R) J181 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙) J131	公共業務用 公共業務用 一般業務用
5010-5030	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.443B		5010-5030	航空移動衛星 (R) J181 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から地球) J109 J182	公共業務用 公共業務用 一般業務用
5030-5091	航空移動 (R) 5.443C 航空移動衛星 (R) 5.443D 航空無線航行 5.444		5030-5091	航空移動 (R) J183 航空移動衛星 (R) J184 航空無線航行	公共業務用 公共業務用 ML S用とし、割当ては別表2-3による。
5091-5150	固定衛星 (地球から宇宙) 5.444A 航空移動 5.444B 航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 5.444		5091-5150 J185	固定衛星 (地球から宇宙) 航空移動 J186 航空移動衛星 (R) J181 航空無線航行	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用
5150-5250	航空無線航行 固定衛星 (地球から宇宙) 5.447A 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.446B 5.446 5.446C 5.446D 5.447 5.447B 5.447C		5150-5250 J187 J188	固定衛星 (地球から宇宙) J189 移動 J190 J191	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用
5250-5255	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 5.447D 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.447F 5.447E 5.448 5.448A		5250-5255 J192 J193 J194	移動 J190 J195 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究	小電力業務用 公共業務用 一般業務用
5255-5350	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.447F 5.447E 5.448 5.448A		5255-5350 J192 J194	移動 J190 J195 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	小電力業務用 公共業務用 一般業務用
5350-5460	地球探査衛星 (能動) 5.448B 宇宙研究 (能動) 5.448C 航空無線航行 5.449 無線標定 5.448D		5350-5460 J196	航空無線航行 無線標定 J197 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) J198	公共業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
5460-5470	無線航行 5.449 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 5.448D 5.448B		5460-5470 J196	航空無線航行 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 J197	公共業務用 一般業務用 公共業務用
5470-5570	海上無線航行 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A 地球探査衛星 (能動)		5470-5570 J196	移動 J190 J199	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	宇宙研究 (能動) 無線標定 5.450B			海上無線航行 無線標定 J200 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線航行用レーダー用とする。
5570-5650	5.448B 5.450 5.451 海上無線航行 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A 無線標定 5.450B		5570-5650	移動 J190 J199 海上無線航行 無線標定 J200	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 船舶無線航行用レーダー用とする。
5650-5725	無線標定 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A アマチュア 宇宙研究 (深宇宙) 5.282 5.451 5.453 5.454 5.455		5650-5725 J96	移動 J199 無線標定 アマチュア	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
5725-5830 固定衛星 (地球から宇宙) 無線標定 アマチュア 5.150 5.451 5.453 5.455	5725-5830 無線標定 アマチュア 5.150 5.453 5.455		5725-5770 J40	移動 無線標定 アマチュア	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 一般業務用のうち、無線電力伝送用への割当ては、別表6-3による。
5830-5850 固定衛星 (地球から宇宙) 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 (宇宙から地球) 5.150 5.451 5.453 5.455	5830-5850 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 (宇宙から地球) 5.150 5.453 5.455		5770-5850 J40	移動 無線標定 アマチュア J201	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表11-3による。 小電力業務用での使用は狭域通信システム用とし、割当ては別表8-7及び別表8-8による。
5850-5925 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.150	5850-5925 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 アマチュア 無線標定 5.150	5850-5925 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 無線標定 5.150	5850-5925 J40	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
5925-6700	固定 5.457 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 移動 5.457C 5.457D 5.457E 5.457F 5.149 5.440 5.458		5925-6425	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J202 移動	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
			6425-6570 J203	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
			6570-6870 J39 J204	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J179	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
6700-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地球) 5.441					

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	移動 5.457D 5.457E 5.457F		6870-7075	固定	電気通信業務用 放送事業用	
				固定衛星 (地球から宇宙) J179	電気通信業務用 公共業務用	
	5.458 5.458A 5.458B			移動	放送事業用	
7075-7145	固定 移動 5.457E 5.457F		7075-7125	固定	電気通信業務用 放送事業用	
				移動	放送事業用	
	5.458 5.459		7125-7145	固定 移動	公共業務用	
7145-7190	固定 移動 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)		7145-7190	固定 移動	公共業務用	
	5.458 5.459			宇宙研究 (地球から宇宙) J205	公共業務用 一般業務用	
7190-7235	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.460A 5.460B 宇宙研究 (地球から宇宙) 5.460		7190-7235	固定 移動	公共業務用	
	5.458 5.459			地球探査衛星 (地球から宇宙) J206 J207 宇宙研究 (地球から宇宙) J205	公共業務用 一般業務用	
7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.460A		7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) J206	公共業務用	
	5.458					
7250-7300	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動		7250-7425 J208 J209	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J210	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.461					
7300-7375	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)					
	5.461					
7375-7450	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB		7425-7750 J204 J211	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5.461AC					
7450-7550	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB			固定衛星 (宇宙から地球) J210	電気通信業務用 公共業務用	
	5.461A 5.461AC					
7550-7750	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB					
	5.461AC					
7750-7900	固定 気象衛星 (宇宙から地球) 5.461B		7750-7900	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	移動 (航空移動を除く。)		気象衛星 (宇宙から地球) J212	公共業務用 一般業務用	
7900-8025	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.461		7900-8025 J213	固定衛星 (地球から宇宙) 電気通信業務用 公共業務用	
8025-8175	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463 5.462A		8025-8175 J214	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8175-8215	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463 5.462A		8175-8215 J214	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (地球から宇宙) 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8215-8400	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463 5.462A		8215-8400 J214	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8400-8500	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.465 5.466		8400-8500	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) J215 公共業務用 一般業務用	
8500-8550	無線標定 5.468 5.469		8500-8550	無線標定 公共業務用	
8550-8650	無線標定 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動) 5.468 5.469 5.469A		8550-8650 J216	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8650-8750	無線標定 5.468 5.469		8650-8750	無線標定 公共業務用	
8750-8850	無線標定 航空無線航行 5.470 5.471		8750-8850	航空無線航行 無線標定 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
8850-9000	無線標定 海上無線航行 5.472 5.473		8850-9000	海上無線航行 J217 無線標定 公共業務用 一般業務用	
9000-9200	航空無線航行 5.337 無線標定 5.471 5.473A		9000-9200 J218	航空無線航行 J117 無線標定 公共業務用	
9200-9300	海上無線航行 5.472 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C		9200-9300 J217	海上無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) J219 J220 J221 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用とする。

国 際 分 配 (MHz)			国 内 分 配 (MHz)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	5.473 5.474 5.474D		J222		
9300-9500	無線航行 5.475 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	J223 J224 J225	海上無線航行 J169	公共業務用 一般業務用	搜索救助用レーダートランスポンダ用及び船舶無線航行用レーダー用とする。
			航空無線航行 J226	公共業務用 一般業務用	航空機無線航行用レーダー用とする。
			無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
	5.427 5.474 5.475A 5.475B 5.476A				
9500-9800	無線標定 無線航行 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動)	9500-9800 J225	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
	5.476A				
9800-9900	無線標定 固定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	9800-9900 J227 J228	固定 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
	5.477 5.478 5.478A 5.478B				
9900-10000	無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C 固定	9900-10000 J229	固定 無線標定 地球探査衛星 (能動) J219 J220 J221 J222	公共業務用 一般業務用	
	5.474D 5.477 5.478 5.479				

第3表 10GHz - 3000GHz

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479	10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 無線標定 <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479 5.480 5.480A 5.474D 5.479	10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479	10-10.25 J229	無線標定 地球探査衛星（能動） J219 J220 J221 J222 <u>アマチュア</u>	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
			10.25-10.4 J229	固定 移動 地球探査衛星（能動） J219 J220 J221 J222	放送事業用 公共業務用 一般業務用	
10.4-10.45 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u>	10.4-10.45 無線標定 <u>アマチュア</u> 5.480 5.480A	10.4-10.45 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u>	10.4-10.45	固定 移動	放送事業用	
10.45-10.5 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.481	10.45-10.5 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.480A 5.481	10.45-10.5 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.481	10.45-10.5 J230	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
10.5-10.55 固定 移動 無線標定	10.5-10.55 固定 移動 無線標定		10.5-10.55	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
10.55-10.6	固定 移動（航空移動を除く。） 無線標定		10.55-10.6	固定 移動（航空移動を除く。）	放送事業用	
10.6-10.68	地球探査衛星（受動） 固定 移動（航空移動を除く。） 電波天文 宇宙研究（受動） 無線標定 5.149 5.482 5.482A		10.6-10.68 J39	固定 移動（航空移動を除く。） 地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動） 電波天文	放送事業用	
10.68-10.7	地球探査衛星（受動） 電波天文 宇宙研究（受動） 5.340 5.483		10.68-10.7 J119	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動） 電波天文		
10.7-10.95 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 5.441 （地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く。）	10.7-10.95 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441 移動（航空移動を除く。）		10.7-11.7	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
10.95-11.2 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 5.484A 5.484B （地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く。）	10.95-11.2 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B 移動（航空移動を除く。）			固定衛星（宇宙から地球） J179 J231 移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	臨時回線用とする。
11.2-11.45 固定 固定衛星	11.2-11.45 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441					

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
(宇宙から地球) 5.441 (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)					
11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)					
11.7-12.5 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.485	11.7-12.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.2 J232 J233	放送 J18 放送衛星 J18	放送用 放送用	割当ては、別表1-2による。
	12.1-12.2 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 5.485 5.489					
	12.2-12.7 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	12.2-12.5 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484B 移動 (航空移動を除く。) 放送 5.484A 5.487	12.2-12.5	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、衛星補助放送の放送番組中継用とする。
	5.487 5.487A			固定衛星 (宇宙から地球) J231 J234	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
12.5-12.75 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.494 5.495 5.496	5.487A 5.488 5.490 12.7-12.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。)	12.5-12.75 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。) 放送衛星 5.493	12.5-12.75	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
				<u>放送衛星</u> J78	電気通信業務用 放送用	
				放送衛星 J18	放送用	
12.75-13.25	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.441 5.496A 移動 <u>宇宙研究</u> (深宇宙) (宇宙から地球)		12.75-12.95	固定衛星 (地球から宇宙) J179 <u>宇宙研究</u> (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			12.95-13.25	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J179	放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
13.25-13.4	地球探査衛星 (能動) 航空無線航行 5.497 宇宙研究 (能動) 5.498A 5.499		13.25-13.4 J235	航空無線航行 J236 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
13.4-13.65 固定衛星 (宇宙から地球) 5.499A 5.499B 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D <u>標準周波数報時衛星</u>	13.4-13.65 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)		13.4-13.65 J237	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J238 J239 <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
(地球から宇宙) 5.499E 5.500 5.501 5.501B	5.499 5.500 5.501 5.501B					
13.65-13.75	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.501A <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙) 5.499 5.500 5.501 5.501B		13.65-13.75 J237	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J240 <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
13.75-14	固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 無線標定 <u>地球探査衛星</u> <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙) <u>宇宙研究</u> 5.499 5.500 5.501 5.502 5.503		13.75-14 J241 J242	固定衛星 (地球から宇宙) J231 無線航行 無線標定 <u>地球探査衛星</u> 宇宙研究 <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用及び衛星補助放送の放送 番組中継用とする。
14-14.25	固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.504C 5.506A <u>宇宙研究</u> 5.504A 5.505		14-14.4 J243	固定衛星 (地球から宇宙) J202 J231 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J244	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
14.25-14.3	固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.508A <u>宇宙研究</u> 5.504A 5.505 5.508					
14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A <u>無線航行衛星</u> 5.504A	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.506A <u>無線航行衛星</u> 5.504A	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A <u>無線航行衛星</u> 5.504A				
14.4-14.47	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) 5.504A		14.4-14.47 J243	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J202 J231 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J244	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。 電気通信業務用での使用は、臨時回線用に限る。
14.47-14.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A <u>電波天文</u> 5.149 5.504A		14.47-14.5 J243	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J202 J231 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) J244 電波天文	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。 臨時回線用に限る。

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
14.5-14.75	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G		14.5-14.8 J118	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
14.75-14.8	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.510 移動 宇宙研究 5.509G	14.75-14.8 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G		固定衛星 (地球から宇宙) J245 J246 J247 J248 J249 移動 宇宙研究	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回線用とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用とする。
14.8-15.35	固定 移動 宇宙研究 5.510A 5.339		14.8-15.35	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				移動 宇宙研究 J250	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回線用とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用とする。
15.35-15.4	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.511		15.35-15.4 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
15.4-15.41	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行		15.4-15.43	航空無線航行 無線標定 J251 J252	公共業務用	
15.41-15.43	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 航空移動 (OR) 5.511G	15.41-15.43 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 5.511H				
15.43-15.63	固定衛星 (地球から宇宙) 5.511A 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 航空移動 (OR) 5.511G 5.511C	15.43-15.63 固定衛星 (地球から宇宙) 5.511A 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 5.511C	15.43-15.63 J253	固定衛星 (地球から宇宙) J254 航空無線航行 無線標定 J251 J252	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 航空移動 (OR) 5.511G	15.63-15.7 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 5.511H	15.63-15.7	航空無線航行 無線標定 J251 J252	公共業務用	
15.7-16.6	無線標定 5.512 5.513		15.7-17.2	無線標定	公共業務用 一般業務用	
16.6-17.1	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.512 5.513					
17.1-17.2	無線標定 5.512 5.513					
17.2-17.3	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 5.512 5.513 5.513A		17.2-17.3 J255	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
17.3-17.7	17.3-17.7	17.3-17.7	17.3-17.7	固定衛星 (地球から宇宙)	公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。11.7-12.2GHz

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件			
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)							
固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 (宇宙から地球) 5.516A 5.516B <u>無線標定</u> 5.514	固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 (宇宙から地球) 5.484A 5.515A 5.515B 5.517 <u>放送衛星</u> <u>無線標定</u> 5.514 5.515	固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 <u>無線標定</u> 5.514		J256	放送事業用	帯を使用した衛星基幹放送局のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2による。			
17.7-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.517A 5.517B (地球から宇宙) 5.516 移動	17.7-17.8 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.517 5.517A 5.517B (地球から宇宙) 5.516 <u>放送衛星</u> <u>移動</u> 5.515	17.7-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.517A 5.517B (地球から宇宙) 5.516 移動	17.7-17.82	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 移動	電気通信業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。11.7-12.2GHz 帯を使用した衛星基幹放送局のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2による。			
				固定衛星 (地球から宇宙) J256	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用				
	17.8-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.517A 5.517B (地球から宇宙) 5.516 移動 5.519		17.82-17.85	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用				
				固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 移動	電気通信業務用 公共業務用				
				固定衛星 (地球から宇宙) J256	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。		
			17.85-17.97	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。			
				固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 移動	電気通信業務用 公共業務用				
				固定衛星 (地球から宇宙) J256	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。		
			17.97-18.1	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用				
				固定衛星 (地球から宇宙) J256	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。		
			18.1-18.4	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.516B 5.517A 5.517B (地球から宇宙) 5.520 衛星間 5.521A 移動 5.519 5.521	18.1-18.4 J258	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 (地球から宇宙) J256 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
						衛星間 J259	電気通信業務用 公共業務用		
18.4-18.6	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.516B 5.517A 5.517B 衛星間 5.521A 移動	18.4-18.57	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 移動 衛星間 J259	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用					
			衛星間 J259	電気通信業務用 公共業務用					
		18.57-18.6	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用					

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)	無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
			(4)	(5)	(6)	
				固定衛星 (宇宙から地球) J231 J257 衛星間 J259 移動	電気通信業務用 公共業務用	
18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.517A 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動)	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.517A 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動)	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.517A 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動)	18.6-18.72 J260	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。
				固定衛星 (宇宙から地球) J257 J261	電気通信業務用 公共業務用	
				地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
			18.72-18.8 J260	固定 移動 (航空移動を除く。) 固定衛星 (宇宙から地球) J257 J261 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
5.522A 5.522C	5.522A	5.522A				
18.8-19.3	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.517A 5.517B 5.523A 衛星間 5.521A 移動		18.8-19.22	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) J257 J262 衛星間 J259	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
			19.22-19.3	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) J257 J262 衛星間 J259	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.517A 5.523B 5.523C 5.523D 5.523E 衛星間 5.521A 5.523DA 移動		19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) J257 J263 J264 J265 J266 移動 衛星間 J259 J267	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 衛星間 5.521A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.524	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 衛星間 5.521A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.524 5.525 5.526 5.527 5.528 5.529	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 衛星間 5.521A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.524	19.7-20.1	固定 J268 移動 J268	電気通信業務用	
				固定衛星 (宇宙から地球) J231 J269 衛星間 J259 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 衛星間 5.521A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.524 5.525 5.526 5.527 5.528		20.1-20.2 J270 J271 J272 J273	固定 J268 移動 J268 固定衛星 (宇宙から地球) J231 J269 移動衛星 (宇宙から地球) 衛星間 J259	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
20.2-21.2	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球) 5.524 5.529A		20.2-21.2 J274	固定 J268 移動 J268 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
21.2-21.4	地球探査衛星 (受動) 固定 移動		21.2-21.4	固定 移動	公共業務用 公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
宇宙研究 (受動)				地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B 5.530A 5.530B	21.4-22 固定 5.530E 移動 5.530A	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B 5.530A 5.530B 5.531	21.4-22 J275 J276	固定 移動 放送 J18 放送衛星 J18 J58	公共業務用 ----- 放送用	
22-22.2 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.531A 5.531B 5.531C 5.531D 5.531F 5.149	22-22.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149	22-22.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.531E 5.149	22-22.14 J39	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用	
22.2-22.21	固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149		22.14-22.21 J39	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
22.21-22.5	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.149 5.532		22.21-22.5 J39	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) J277 宇宙研究 (受動) J277 電波天文	電気通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	エントランス回線用とする。 割当ては、別表 10-1 による。
22.5-22.55	固定 移動		22.5-22.55	固定 移動	電気通信業務用 ----- 公共業務用 一般業務用	エントランス回線用とする。
22.55-23.15	固定 衛星間 5.338A 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) 5.532A		22.55-22.6	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J278	電気通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	エントランス回線用とする。
			22.6-22.74	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J278	公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			22.74-23 J39	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J278	公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
			23-23.2 J39	固定 衛星間 宇宙研究 (地球から宇宙) J278	電気通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	エントランス回線用とする。
	5.149		23.2-23.55	固定 移動	電気通信業務用 ----- 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
23.15-23.55	固定 衛星間 5.338A 移動					

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
				衛星間	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
23.55-23.6	固定 移動		23.55-23.6	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				移動	公共業務用 一般業務用	
23.6-24	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		23.6-24 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
24-24.05	5.340 アマチュア アマチュア衛星 5.150		24-24.05 J40	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
24.05-24.25	無線標定 アマチュア 地球探査衛星 (能動)		24.05-24.25 J40	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
	5.150			地球探査衛星 (能動)	公共業務用 一般業務用	
				アマチュア	アマチュア業務用	
24.25-24.45	24.25-24.45 固定 5.532AA 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB 無線航行	24.25-24.45 無線航行 固定 移動 5.338A 5.532AB	24.25-24.45	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				無線航行	公共業務用 一般業務用	
24.45-24.65	24.45-24.65 固定 5.532AA 衛星間 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB 無線航行 5.533	24.45-24.65 固定 衛星間 移動 5.338A 5.532AB 無線航行 5.533	24.45-24.65	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				衛星間 J279	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				無線航行	公共業務用 一般業務用	
24.65-24.75	24.65-24.75 固定 5.532AA 衛星間 無線標定衛星 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間 移動 5.338A 5.532AB	24.65-24.75	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				固定衛星 (地球から宇宙) J280	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
				衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
24.75-25.25	24.75-25.25 固定 5.532AA 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.75-25.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動 5.338A 5.532AB	24.75-25.25	固定衛星 (地球から宇宙) J281	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
				移動	小電力業務用	小電力データ通信 システム用とし、割当ては別表8-5による。
25.25-25.5	固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)		25.25-25.5	固定 衛星間 J282	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
				移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。
				標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用	
25.5-27	地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B		25.5-27	固定	電気通信業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)			衛星間 J282 移動 地球探査衛星 (宇宙から地球) J283 宇宙研究 (宇宙から地球) J283 <u>標準周波数報時衛星</u> (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表 10－1 による。
27-27.5 固定 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB	27-27.5 固定 5.534A 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 5.536 5.537 移動 5.338A 5.532AB		27-27.5	固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 J282 J284 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10－3 による。
27.5-28.5	固定 5.537A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.517B 5.539 衛星間 5.521A 移動		27.5-28.2 J285 J286	固定衛星 (地球から宇宙) J231 J257 J287 衛星間 J259 移動 <u>固定</u> J288	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10－3 による。
			28.2-28.5 J286	固定衛星 (地球から宇宙) J231 J257 J269 J287 衛星間 J259 移動 J289 <u>固定</u>	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	ローカル 5G 用とする。
28.5-29.1	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.517B 5.523A 5.539 衛星間 5.521A 移動 <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541		28.5-29.1 J286	固定衛星 (地球から宇宙) J231 J257 J262 J269 J287 衛星間 J259 移動 J289 <u>固定</u> <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J290	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	ローカル 5G 用とする。
29.1-29.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516B 5.517A 5.523C 5.523E 5.535A 5.539 5.541A 衛星間 5.521A 移動 <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541		29.1-29.5 J286	固定衛星 (地球から宇宙) J257 J265 J266 J269 J287 J291 J292 衛星間 J259 移動 <u>固定</u> <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J290	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10－3 による。
29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙)	29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙)	29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙)	29.5-29.9 J270 J271	固定衛星 (地球から宇宙) J231 J269 J293	電気通信業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 5.539 衛星間 5.521A <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.540 5.542	5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 5.539 衛星間 5.521A <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541 5.525 5.526 5.527 5.529 5.540	5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 5.539 衛星間 5.521A <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 5.540 5.542	J286	衛星間 J259 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) 固定 J294 <u>移動</u> J294 <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J290	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.517B 5.527A 5.539 衛星間 5.521A <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) 5.541 5.543 5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542		29.9-30 J270 J271 J272 J285 J286	固定衛星 (地球から宇宙) J231 J269 J293 衛星間 J259 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (地球から宇宙) J290 J295	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
30-31	固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) <u>標準周波数報時衛星</u> (宇宙から地球) 5.529A 5.542		30-31 J274	固定衛星 (地球から宇宙) <u>移動衛星</u> (地球から宇宙) <u>標準周波数報時衛星</u> (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
31-31.3	固定 5.338A 5.543B <u>移動</u> <u>標準周波数報時衛星</u> (宇宙から地球) <u>宇宙研究</u> 5.544 5.545 5.149		31-31.3 J39	固定 J296 <u>移動</u> (航空移動を除く。) <u>標準周波数報時衛星</u> (宇宙から地球) 宇宙研究 J297	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
31.3-31.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		31.3-31.8 J39 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.149 5.546	31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340	31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 <u>移動</u> (航空移動を除く。) 5.149				
31.8-32	固定 5.547A 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 5.547 5.547B 5.548		31.8-32 J298 J299	固定 J300 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
32-32.3	固定 5.547A 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 5.547 5.547C 5.548		32-32.3 J298 J299	固定 J300 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
32.3-33	固定 5.547A 衛星間 無線航行 5.547 5.547D 5.548		32.3-33 J298 J299	固定 J300 衛星間 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
33-33.4	固定 5.547A 無線航行 5.547 5.547E		33-33.4 J298	固定 J300 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
33.4-34.2	無線標定 5.549		33.4-34.2	無線標定	公共業務用 一般業務用	
34.2-34.7	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.549		34.2-34.7	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
34.7-35.2	無線標定 宇宙研究 5.550 5.549		34.7-35.2	無線標定 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
35.2-35.5	気象援助 無線標定 5.549		35.2-35.5	無線標定 気象援助	公共業務用 一般業務用	
35.5-36	気象援助 地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 5.549 5.549A		35.5-36 J301	無線標定 気象援助 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
36-37	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動) 5.149 5.550A		36-37 J39 J302	固定 移動 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
37-37.5	固定 移動 (航空移動を除く。) 5.550B 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.547		37-37.5 J298	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
37.5-38	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.550C 5.550CA 移動 (航空移動を除く。) 5.550B 宇宙研究 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.547		37.5-38 J298	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J303 J304 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
38-39.5	固定 5.550D 固定衛星 (宇宙から地球) 5.550C 移動 5.550B 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.547		38-39.5 J298	固定 J305 固定衛星 (宇宙から地球) J303 移動 地球探査衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
39.5-40	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.550C 移動 5.550B 移動衛星 (宇宙から地球)		39.5-40 J298 J306	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	<u>地球探査衛星</u> (宇宙から地球)			J303 移動衛星 (宇宙から地球) <u>地球探査衛星</u> (宇宙から地球)	公共業務用	
	5.547 5.550E				公共業務用 一般業務用	
40-40.5	地球探査衛星 (地球から宇宙) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.550C 移動 5.550B 移動衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (宇宙から地球)		40-40.5 J306	固定衛星 (宇宙から地球) J269 J303 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) <u>地球探査衛星</u> (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	5.550E				公共業務用 一般業務用	
40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.550C 陸上移動 5.550B 放送 放送衛星 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u>	40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.550C 陸上移動 5.550B 放送 放送衛星 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u> <u>移動衛星</u> (宇宙から地球)	40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.550C 陸上移動 5.550B 放送 放送衛星 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u>	40.5-41 J298	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J303 放送 J18 放送衛星 J18 陸上移動 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u>	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送用 放送事業用 公共業務用 一般業務用	
5.547	5.547	5.547				
41-42.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.550C 陸上移動 5.550B 放送 放送衛星 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u>		41-41.5 J298	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J303 放送 J18 放送衛星 J18 陸上移動 <u>航空移動</u> <u>海上移動</u>	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送用 放送事業用 公共業務用 一般業務用	
			41.5-42 J298	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J303 移動 放送 J18 放送衛星 J18	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 放送用	
			42-42.5 J298 J307 J308	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J303 移動 放送 J18 放送衛星 J18	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 放送用	
	5.547 5.551F 5.551H 5.551I					
42.5-43.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動 (航空移動を除く。) 5.550B 電波天文		42.5-43.5 J39 J298	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.149 5.547					
43.5-47	移動 5.553 5.553A 移動衛星 無線航行 無線航行衛星		43.5-47 J309	移動 J310 移動衛星 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	5.554 アマチュア アマチュア衛星		47-47.2	無線航行衛星 アマチュア アマチュア衛星	一般業務用 アマチュア業務用	
47-47.2						
47.2-47.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.550C 5.552 移動 5.553B 5.552A		47.2-47.5 J311 J312	固定 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J303	電気通信業務用 公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
47.5-47.9	47.5-47.9 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.550C 5.552 移動 5.553B		47.5-47.9 J311	固定 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J303	電気通信業務用 公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
47.9-48.2	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.550C 5.552 移動 5.553B 5.552A		47.9-48.2 J311 J312	固定 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J303	電気通信業務用 公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
48.2-48.54	48.2-50.2 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 5.516B 5.550C 5.552 移動		48.2-50.2 J39 J311 J313	固定 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J303	電気通信業務用 公共業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
48.54-49.44	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.550C 5.552 移動 5.149 5.340 5.555					
49.44-50.2	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 5.550C 5.552 (宇宙から地球) 5.516B 5.554A 5.555B 移動					
50.2-50.4	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 5.340		50.2-50.4 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
50.4-51.4	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 5.550C 移動 <u>移動衛星</u> (地球から宇宙)		50.4-51.4	固定 移動 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J303 移動衛星 (地球から宇宙)	簡易無線通信業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用	割当ては、別表7-3による。
51.4-52.4	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.555C 移動 5.338A 5.547 5.556		51.4-52.4 J298 J314	固定 移動 ----- 固定衛星 (地球から宇宙) J315	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用	
52.4-52.6	固定 5.338A 移動		52.4-52.6 J298 J314	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	5.547 5.556				一般業務用	
52.6-54.25	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		52.6-54.25 J119 J314	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	5.340 5.556					
54.25-55.78	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.556A 宇宙研究 (受動)		54.25-55.78 J316	衛星間 J317 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5.556B			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
55.78-56.9	地球探査衛星 (受動) 固定 5.557A 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		55.78-56.9 J298	固定 J318 移動 J319 衛星間 J317 無線標定 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
56.9-57	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.558A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		56.9-57 J298	固定 移動 J319 衛星間 J320 無線標定 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
57-58.2	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		57-58.2 J298	固定 衛星間 J317 移動 J319 無線標定 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
58.2-59	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動)		58.2-59 J298 J314	固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 小電力業務用 小電力業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
	5.547 5.556					
59-59.3	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.556A 移動 5.558 無線標定 5.559 宇宙研究 (受動)		59-59.3	固定 衛星間 J317 移動 J319	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
			(4)	(5)	(6)	
			無線標定 J321	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。	
			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)			
59.3-64	固定 衛星間 移動 5.558 無線標定 5.559		59.3-64 J33	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			衛星間	電気通信業務用 公共業務用		
			移動 J319 無線標定 J321	小電力業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 ミリ波レーダー用及び移動体検知センサー用とし、ミリ波レーダー用の割当ては別表9-11により、移動体検知センサー用の割当ては別表9-12による。
64-65	固定 衛星間 移動 (航空移動を除く。)		64-65 J298 J314	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			衛星間	電気通信業務用 公共業務用		
			移動 無線標定	小電力業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
65-66	地球探査衛星 固定 衛星間 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究		65-66 J298	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			衛星間	電気通信業務用 公共業務用		
			移動 無線標定	小電力業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
			地球探査衛星 宇宙研究	公共業務用 一般業務用		
66-71	衛星間 移動 5.553 5.558 5.559AA 移動衛星 無線航行 無線航行衛星		66-71 J309	衛星間 移動衛星	電気通信業務用 公共業務用	
			移動 J310 J319	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
			無線航行 無線航行衛星	公共業務用 一般業務用		
71-74	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (宇宙から地球)		71-74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
			固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用		
74-76	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 放送 放送衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)		74-76 J322	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
			固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用		
			放送 J18 放送衛星 J18 宇宙研究 (宇宙から地球)	放送用 公共業務用 一般業務用		
76-77.5	電波天文 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)		76-77.5 J39	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
			電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用		
			アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用		

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的	周 波 数 の 使 用 に 関 する 条 件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
			(4)		(5)	(6)
77.5-78	アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) 5.149		77.5-78 J39	アマチュア アマチュア衛星 無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) <u>電波天文</u>	アマチュア業務用 小電力業務用 公共業務用 一般業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
78-79	無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) 5.149 5.560		78-79 J39 J323	無線標定 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> <u>電波天文</u>	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
79-81	電波天文 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) 5.149		79-81 J39	無線標定 <u>電波天文</u> <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u>	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
81-84	固定 5.338A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球) 5.149 5.561A		81-84 J39 J324	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 <u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
84-86	固定 5.338A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.561B 移動 電波天文 5.149		84-86 J39	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J325 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 放送事業用	
86-92	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		86-92 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
92-94	固定 5.338A 移動 電波天文 無線標定 5.149		92-94 J39	固定 移動 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
94-94.1	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) <u>電波天文</u> 5.562 5.562A		94-94.1 J326 J327	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) <u>電波天文</u>	公共業務用 一般業務用	
94.1-95	固定 移動 電波天文 無線標定		94.1-95 J39	固定 移動 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	5.149			電波天文	一般業務用	
95-100	固定 移動 電波天文 無線標定 無線航行 無線航行衛星	95-100 J39 J309	固定 移動	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用		
			無線航行 無線航行衛星 無線標定 電波天文	公共業務用 一般業務用		
	5.149 5.554					
100-102	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	100-102 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文			
	5.340 5.341					
102-105	固定 移動 電波天文	102-105 J39	固定 移動	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用		
	5.149 5.341		電波天文			
105-109.5	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B	105-109.5 J39	固定 移動	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用		
	5.149 5.341		宇宙研究 (受動) J328 電波天文			
109.5-111.8	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	109.5-111.8 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文			
	5.340 5.341					
111.8-114.25	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B	111.8-114.25 J39	固定 移動	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用		
	5.149 5.341		電波天文 宇宙研究 (受動) J328			
114.25-116	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	114.25-116 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文			
	5.340 5.341					
116-119.98	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562C 宇宙研究 (受動)	116-119.98	衛星間 J329	電氣通信業務用 公共業務用		
	5.341		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 移動 J97	放送事業用		
119.98-122.25	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562C 宇宙研究 (受動)	119.98-122.25 J33	衛星間 J329	電氣通信業務用 公共業務用		
	5.138 5.341		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 移動 J97			
122.25-123	固定 衛星間 移動 5.558 アマチュア	122.25-123 J33	固定 移動 J319	電氣通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用		
	5.138		衛星間 アマチュア	電氣通信業務用 公共業務用 アマチュア業務用		
123-130	固定衛星 (宇宙から地球)	123-130	固定衛星 (宇宙から地球)	電氣通信業務用		

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 電波天文 5.562D 5.149 5.554		J39 J309	移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 移動 J97 電波天文	公共業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用	
130-134	地球探査衛星 (能動) 5.562E 固定 衛星間 移動 5.558 電波天文 5.149 5.562A		130-134 J39 J327	固定 移動 J319 衛星間 地球探査衛星 (能動) J330 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
134-136	アマチュア アマチュア衛星 電波天文		134-136	アマチュア アマチュア衛星 電波天文	アマチュア業務用	
136-141	電波天文 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 5.149		136-141 J39	無線標定 電波天文 アマチュア アマチュア衛星	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
141-148.5	固定 移動 電波天文 無線標定 5.149		141-148.5 J39	固定 移動 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
148.5-151.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		148.5-151.5 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
151.5-155.5	固定 移動 電波天文 無線標定 5.149		151.5-155.5 J39	固定 移動 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
155.5-158.5	固定 移動 電波天文 5.149		155.5-158.5 J39	固定 移動 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
158.5-164	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (宇宙から地球)		158.5-164	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
164-167	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		164-167 J119	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
167-174.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 衛星間 移動 5.558		167-174.5 J39	固定 移動 J319 固定衛星 (宇宙から地球) 衛星間	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	5.149 5.562D					
174.5-174.8	固定 衛星間 移動 5.558		174.5-174.8	固定 移動 J319 衛星間	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
174.8-182	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究 (受動)		174.8-182	衛星間 J331 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
182-185	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340	182-185 J119		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
185-190	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究 (受動)	185-190		衛星間 J331 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
190-191.8	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 5.340	190-191.8 J119		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
191.8-200	固定 衛星間 移動 5.558 移動衛星 無線航行 無線航行衛星 5.149 5.341 5.554	191.8-200 J39 J309		固定 移動 J319 衛星間 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
200-209	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341 5.563A	200-209 J119 J332		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
209-217	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文 5.149 5.341	209-217 J39		固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
217-226	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B 5.149 5.341	217-226 J39		固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究 (受動) J328 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
226-231.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340	226-231.5 J119		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
231.5-232	固定 移動 <u>無線標定</u>	231.5-232		固定 移動 <u>無線標定</u>	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
232-235	固定	232-235		固定	電気通信業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	固定衛星 (宇宙から地球) 移動 <u>無線標定</u>			移動 ----- 固定衛星 (宇宙から地球) ----- <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
235-238	地球探査衛星 (受動) 5.563AA 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 宇宙研究 (受動) 5.563A 5.563B		235-238 J332 J333	固定 移動 ----- 固定衛星 (宇宙から地球) ----- 地球探査衛星 (受動) J334 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用	
238-239.2	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 無線標定 無線航行 無線航行衛星		238-239.2	固定 移動 ----- 固定衛星 (宇宙から地球) ----- 無線標定 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 ----- 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
239.2-240	地球探査衛星 (受動) 固定衛星 (宇宙から地球) 無線標定 無線航行 無線航行衛星		239.2-240	固定衛星 (宇宙から地球) ----- 無線標定 無線航行 無線航行衛星 地球探査衛星 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
240-241	地球探査衛星 (受動) 無線標定		240-241	無線標定 ----- 地球探査衛星 (受動)	公共業務用 一般業務用	
241-242.2	地球探査衛星 (受動) 電波天文 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.149		241-242.2 J39	無線標定 ----- 地球探査衛星 (受動) 電波天文 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u>	公共業務用 一般業務用 ----- アマチュア業務用	
242.2-244.2	電波天文 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.138 5.149		242.2-244.2 J33 J39	無線標定 ----- 電波天文 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u>	公共業務用 一般業務用 ----- アマチュア業務用	
244.2-247.2	地球探査衛星 (受動) 電波天文 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.138 5.149		244.2-247.2 J33 J39	無線標定 ----- 地球探査衛星 (受動) 電波天文 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u>	公共業務用 一般業務用 ----- アマチュア業務用	
247.2-248	電波天文 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.149		247.2-248 J39	無線標定 ----- 電波天文 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u>	公共業務用 一般業務用 ----- アマチュア業務用	
248-250	<u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> <u>電波天文</u>		248-250 J39	<u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> <u>電波天文</u>	アマチュア業務用	

国 際 分 配 (GHz)			国 内 分 配 (GHz)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
	5.149					
250-252	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		250-252 J119 J332	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
	5.340 5.563A					
252-265	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 無線航行 無線航行衛星		252-265 J39 J309	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 無線航行 無線航行衛星 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.149 5.554					
265-275	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文		265-275 J39 J332	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.149 5.563A					
275-3000	(分配されていない)		275-3000 J335 J336 J337			
	5.564A 5.565					

国内周波数分配の脚注

J1
8.3kHz 未満の周波数の割当ては、8.3kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2
気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年 1 月 1 日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R 勧告 RS.1881 を適用する。

J3
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局による A1A 又は F1B 電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B 又は J7B 電波の発射をすることができる。

J4
この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5
固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C 又は F3C 電波の発射に限る。

J6
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C 又は F3C 電波の発射に限る。

J7
この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で 1 W を超えてはならず、無線通信規則第 5.67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8
この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J9
450–460kHz の周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J10
490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による 415–495kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による 472–479kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J11
海上移動業務による 415–495kHz 及び 505–526.5kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限り、また、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件として、最新版の ITU-R 勧告 M.2010 に従い NAVDAT システムにも使用することができる。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J12
この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J13
490kHz、518kHz 及び 4209.5kHz の周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第 339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J14
495–505kHz の周波数帯は、最新版の ITU-R 勧告 M.2010 に示す国際的な NAVDAT システムに使用される。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J15
500kHz 及び 4226kHz の周波数の NAVDAT システムを利用する海岸局を開設するときは、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に従うことを条件とする。また、国際海事機関(IMO)の手続(決議第 364(WRC-23)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J16
518kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J17
放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における MF 帯並びに第一地域における LF 帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975 年、ジュネーヴ)(昭和 51 年郵政省告示第 810 号)に合致することを条件とする。

J18
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号イに規定する周波数とする。

J19
2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、最新版の ITU-R 勧告 M.541 に示す自動接続システム(ACS)のために使用する。

J20
2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5–2190.5kHz とする。

J21
2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J22
2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J23
3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、共同の搜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J24
3155-3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J25
4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J26
4209.5kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J27
4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第 15 号及び第 17 号参照)。

J28
無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J29
A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J30
5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の手続が適用される。また、決議第 517(WRC-19、改)に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J31
この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で移動業務(航空移動(R)業務を除く。)の局に使用することができる。

J32
6337.5kHz、8443kHz、12663.5kHz、16909.5kHz 及び 22450.5kHz の周波数は、NAVDAT システムによる海上安全情報(MSI)の伝送のための地域周波数とする(無線通信規則付録第 15 号及び第 17 号参照)。

J33
6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)、61-61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122-123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244-246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用(ISM)装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)及び 244-246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J34
この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J35
7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J36
8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J37
無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J38
アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J39
13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

J40
13553-13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、2400-2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24-24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。

J41
15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J42
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J43

この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J44
固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J45
地球探査衛星業務(能動)による 40-50MHz の周波数帯の使用は、決議第 667(WRC-23)で定められた地理上の区域制限並びに運用条件及び技術的条件に従わなければならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J46
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J47
無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 217(WRC-23、改)に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。

J48
75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74. 8-75. 2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J49
この周波数帯は、国際航空標準に従って運用するシステムに限り、一次業務で航空移動(R)業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413(WRC-23、改)の規定に従わなければならない。10 8-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J50
この周波数帯において、121. 5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123. 1MHz の周波数を 121. 5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務及び航空移動衛星業務の局と通信することができる。

J51
この周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J52
132-136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J53
航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則第 9. 16 号の規定は適用されない。この使用は、国際航空標準に従って運用される非静止衛星システムに限る。決議第 406(WRC-23)を適用する。

J54

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、航空移動衛星(R)業務による使用より優先される。

J55
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J56
137-138MHz の周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯に一次業務で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

J57
この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150. 05-153MHz、322-328. 6MHz、406. 1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版の ITU-R 勧告 RA. 769 に示されている実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J58
137-138MHz、157. 1875-157. 3375MHz、161. 7875-161. 9375MHz、400. 15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21. 4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-19、改)の規定を適用する。

J59
移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J60
無線通信規則付録第 4 号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 137. 175-137. 825MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定を適用しない。

J61
この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J62
この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25k Hz を超えてはならない。

J63
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149. 9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149. 9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定は適用しない。

J64
この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J65
宇宙運用業務(地球から宇宙)による 148-149. 9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32(WRC-19)に従った短期間ミ ションに使用され

る宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用される。148-149. 9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149. 9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いでは、時間率 1%以上で電力束密度が-149dB(W/(m²・4kHz))を超えてはならない。この電力束密度の制限値を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

J66
移動衛星業務による 149. 9–150. 05MHz 及び 399. 9–400. 05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J67
156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J68
156. 8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J69
移動衛星業務(地球から宇宙)による 156. 7625–156. 7875MHz 及び 156. 8125–156. 8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J70
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 157. 1875–157. 3375MHz 及び 161. 7875–161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

J71
海上移動衛星業務(宇宙から地球)による 157. 1875–157. 3375MHz 及び 161. 7875–161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

J72
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J73
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9375–161. 9625MHz 及び 161. 9875–162. 0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J74
161. 9625–161. 9875MHz 及び 162. 0125–162. 0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。

J75
移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625–161. 9875MHz 及び 162. 0125–162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J76
この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J77
この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J78
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J79
243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J80
247. 9–250. 2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J81
235–322MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

J82
小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J83
この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J84
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J85
399. 9–400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の等価等方輻射電力は、399. 9–400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。
399. 99–400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J86
400. 02–400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 260A 号の規定は適用しない。

J87
400.1MHz の標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J88
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J89
この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J90
401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。
気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。
気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、この制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

J91
2007 年 4 月 28 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5.264A 号の規定の適用が免除され、401.898-402.522MHz の周波数帯において、最大等価等方輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次業務で運用することができる。

J92
固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J93
この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J94
宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

J95
この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J96
435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J97
移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J98
地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260-2 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J99
449.75-450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J100
460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J101
この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J102
この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第 6 条第 2 項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

J103
608-614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J104
放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHz の周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)及び一般業務用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J105
この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J106
806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-23、改)及び決議第 749(WRC-23、改)参照)。

J107

この周波数帯は、電気通信業務用を法第 6 条第 1 項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J108

この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

J109

無線通信規則第 5. 328B 号を参照すること。

J110

この周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608(WRC-19、改)参照)。

J111

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。

J112

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J113

1260-1300MHz の周波数帯におけるアマチュア業務及び 1260-1270MHz の周波数帯におけるアマチュア衛星業務(地球から宇宙)の局は、無線通信規則第 5. 29 号に従い、無線航行衛星業務(宇宙から地球)の受信機に有害な混信を生じさせてはならない(ITU-R 勧告 M. 2164 の最新版を参照)。

J114

この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J115

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J116

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J117

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J118

1370-1400MHz、4950-4990MHz 及び 15. 20-15. 35GHz の周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J119

1400-1427MHz、2690-2700MHz、10. 68-10. 7GHz、15. 35-15. 4GHz、23. 6-24GHz、31. 3-31. 5GHz、50. 2-50. 4GHz、52. 6-54. 25GHz、86-92GHz、100-102GHz、109. 5-111. 8GHz、114. 25-116GHz、148. 5-151. 5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191. 8GHz、200-209GHz、226-231. 5GHz 及び 250-252GHz の周波数帯では、全ての電波の発射を禁止する。ただし、超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

J120

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J121

この周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の 4kHz の帯域幅で-150dB(W /m²)とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J122

この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J123

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-23、改)及び第 225(WRC-23、改)を参照すること。

J124

この周波数帯において、移動衛星業務(海上移動衛星業務を除く。)の局は、無線通信規則第 5. 352 A 号に掲げる国及び地域における 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J125

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J126

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J127

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の

第Ⅱ節の手續の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSSの遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

J128

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J129

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J130

1545-1555MHz 及び 1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第Ⅱ節の手續の適用においては、無線通信規則第 44. 1 号の 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第 44. 1 号の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44. 1 号の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

J131

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J132

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J133

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J134

無線測位衛星業務及び移動衛星業務に関しては、この周波数帯では、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626. 5MHz の周波数帯で無線通信規則第 5. 366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務及び無線通信規則第 5. 367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務並びに 16 14. 4225-1618. 725MHz 又は 1616. 3-1620. 38MHz (地球から宇宙) (決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯における GMDSS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用される。無線通信規則第 9 条第Ⅱ節の手順を適用する場合、1614. 4225-1618. 725MHz 又は 1616. 3-1620. 38MHz (地球から宇宙) (決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 24 83. 59-2499. 91MHz (宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務の衛星網又はシステムであって、2023 年 11 月 20 日前に無線通信局によって完全な調整情報が受領されているものについては、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。決議第 365(WRC-23)を適用する。

J135

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号(無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム)に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J136

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J137

移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない(第 29. 13 号適用)。1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J138

1614. 4225-1618. 725MHz 又は 1616. 3-1620. 38MHz (地球から宇宙) (決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 2483. 59-2499. 91MHz (宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務は、決議第 365(WRC-23)で特定された静止衛星網並びに東経 75 度から東経 135 度まで及び北緯 10 度から北緯 55 度までの業務区域内に位置する関連地球局に限定される。決議第 365(WRC-23)を適用する。

J139

移動衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J140

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、通告主管庁間で合意がなされたのでなければ、無線通信規則に従い 1610-1621. 35MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局若しくは無線測位衛星業務の海上地球局、又は無線通信規則に従い 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局に対して追加の制約を課してはならない。

J141

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、完全な調整情報が無線通信局により 2019 年 10 月 28 日より前に受領されたネットワークにおける 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯の移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)の地球局の割当てに制約を課してはならない。

J142

1631. 5-1634. 5MHz 及び 1656. 5-1660MHz の周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無

線通信規則第 5.359 号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J143
移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信、緊急通信及び安全通信に限る。

J144
この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J145
この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J146
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。

J147
この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の期間のうち 2%以上で、10MHz の帯域幅で-181dB(W/m²)及び任意の 20kHz の帯域幅で-194dB(W/m²)を超えてはならない。

J148
この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-23、改)を適用する。

J149
この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J150
無線通信規則第 5.380A 号を参照すること。

J151
1750-1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J152
この周波数帯は、決議第 223(WRC-07、改)に従って IMT に使用することができる。

J153
1710-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局(HIBS)の使用に特定される。この特定は、これらの周波数帯におけるアプリケーションの使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。決議第 221(WRC-23、改)の規定を適用する。HIBS は既存の一次業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号は適用しない。1710-1815MHz の周波数帯における HIBS の使用は受信に限り、2110-2170MHz の周波数帯における HIBS の使用は送信に限る。

J154
1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212(WRC-23、改)に従わなければならない(決議第 223(WRC-23、改)参照)。

J155
移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716(WRC-23、改)に従うことを条件とする。

J156
2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の、地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J157
2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA.1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J158
放送事業用の局は、電気通信業務用の局に対して優先権を有し、電気通信業務用と放送事業用との共用に当たっては、電波法第 102 条の 17 第 2 項第 2 号の規定に基づく照会結果を適用する。

J159
移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により生じる 4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J160
この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号は適用しない。

J161
2515-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J162
2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J163
2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J164
移動業務の局による 2545-2555MHz の周波数帯の使用は、2500-2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J165

2655-2670MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.11A号に従って調整すること及び無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(地球から宇宙)にも使用することができる。

J166

2670-2690MHzの周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992年3月3日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第9.11A号に従うものとする。

J167

この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J168

この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930-2950MHzの周波数帯に限る。

J169

2920-3100MHz及び9320-9500MHzの周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。

J170

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J171

この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J172

3100-3266MHzの周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J173

無線通信規則第5.432A号及び第5.433A号を参照すること。

J174

3400-3600MHzの周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

J175

この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J176

4200-4204MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J177

航空移動(R)業務の局による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空機向けの電子機器(WAIC)のために保留する。この使用は、決議第424(WRC-23、改)の規定に従うものとする。

J178

航空無線航行業務による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

J179

無線通信規則第5.441号を参照すること。

J180

4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯における移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動業務を除く。)に限る。

J181

航空移動衛星(R)業務による5000-5030MHz及び5091-5150MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J182

5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により5030-5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの帯域幅で-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741(WRC-12、改)で定められた4990-5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。

J183

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ITU-R勧告による規定がなされるまでは、-75dBW/MHzの制限値を使用するものとする。

J184

航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J185

無線通信規則第5.444A号を参照すること。

J186

- 航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、次のものに限る。
- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。
 - 決議第418(WRC-15、改)に従った航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

J187

この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J188

5150-5216MHzの周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz及び2483.5-2500MHz又はそれらのいずれかの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において-159dBW/m²/4kHzを超えてはならない。

J189

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィードリンクに限るものとし、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J190

移動業務(航空移動業務を除く。)の局による 5150-5350MHz 及び 5470-5650MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC-23、改)に従わなければならない。ただし、5. 2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

J191

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J192

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J193

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J194

5250-5350MHz の周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J195

この周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J196

5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J197

この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J198

この周波数帯で分配する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J199

この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J200

この周波数帯において、5600-5650MHz の周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J201

5830-5850MHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J202

5925-6425MHz 及び 14-14. 5GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局は、決議第 902(WRC-23、改)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局」とする。決議第 902(WRC-23、改)の他の規定全てを適用する。

J203

6425-6429MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J204

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として、陸上移動業務の公共業務用にも使用することができる。

J205

深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射は、7190-7235MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 4 3A 号の規定は適用しない。

J206

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。さらに、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J207

7190-7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。

J208

7250-7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則第 9. 21 号は、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムに関して、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報が無線通信局に受領されている移動衛星業務の静止衛星網には適用されない。2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J209

7375-7425MHz の周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J210

7375-7750MHz の周波数帯は、2025 年 1 月 1 日時点において、場合により完全な調整情報又は通告情報が無線通信局によって受領されている固定衛星業務で運用される非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用されている海上移動衛星業務の静止衛星網に対して、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J211

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J212

気象衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J213

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J214

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J215

宇宙研究業務(宇宙から地球)による 8400-8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J216

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。

J217

海上無線航行業務による 8850-9000MHz 及び 9200-9225MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J218

この周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

J219

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合において、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

J220

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

J221

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

J222

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10. 0-10. 4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J223

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、9500-9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J224

この周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定業務の局に対して優先権を有する。

J225

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

J226

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J227

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J228

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。

J229

9975MHz-10. 025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務(気象用レーダー用)にも使用すること

ができる。

J230

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J231

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 95-11. 2GHz (宇宙から地球)、11. 45-11. 7GHz (宇宙から地球)、12. 2-12. 75GHz (宇宙から地球)、13. 75-14. 5GHz (地球から宇宙)、17. 3-17. 7GHz (宇宙から地球)、17. 8-18. 6GHz (宇宙から地球)、19. 7-20. 2GHz (宇宙から地球)、27. 5-28. 6GHz (地球から宇宙) 及び 29. 5-30GHz (地球から宇宙) の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J232

この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

J233

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J234

12. 2-12. 5GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J235

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J236

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

J237

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J238

13. 4-13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。
- ー 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)で運用される衛星システム
 - ー 能動宇宙検知器

- ー 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)で運用される衛星システム
- 宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J239

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)又はそれらのいずれかの衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J240

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J241

無線通信規則第 5. 502 号を参照すること。

J242

無線通信規則第 5. 503 号を参照すること。

J243

この周波数帯において、移動衛星業務における携帯移動地球局及び航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号から第 5. 31 号までの規定を適用する。

J244

無線通信規則第 5. 506A 号を参照すること。

J245

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

J246

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は 6m であり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44. 5dBW/Hz でなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

J247

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用においては、地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から 22km の地点で海拔 0m から 19km までの全ての高度において、-151. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えてはならない。

J248

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用においては、地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。

J249

14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から

宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

J250

14.8–15.35GHzの周波数帯の分配は、決議第678(WRC-23)に従い、地球から2×10⁶ km未満の距離における宇宙から宇宙、宇宙から地球及び地球から宇宙の方向で運用される衛星システムに限り、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。宇宙研究業務(宇宙から地球)(地球から宇宙)による14.8–15.35GHzの分配は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、インド、イラク、日本、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンにおける地上業務に対して二次的基礎とする。

J251

無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J252

この周波数帯における無線標定業務の局の電力束密度は、15.35–15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯域幅当たり時間率2%以上で−156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

J253

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第4.10号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従わなければならない。

J254

無線通信規則第5.511A号を参照すること。

J255

この周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

J256

固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3–18.1GHz及び18.1–18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J257

17.7–19.7GHz(宇宙から地球)及び27.5–29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第169(WRC-23、改)が適用される。

J258

この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J259

18.1–18.6GHz、18.8–20.2GHz及び27.5–30GHzの周波数帯又はその一部の周波数帯においては、衛星間業務の宇宙局の使用には決議第679(WRC-23)が適用される。これらの周波数帯の使用は、宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務又はそれらのいずれかの利用並びに宇宙における産業医療活動において生成されるデータの送信に限る。これらの周波数を使用する際、主管庁は、衛星間業

務が前述の目的にのみ使用されること及び無線通信規則第9.11A号の調整対象でないことを保証しなければならない。宇宙局による18.1–18.6GHz、18.8–20.2GHz、27.5–29.1GHz及び29.5–30GHzの周波数帯の使用について、分配は非静止衛星間又は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。宇宙局による29.1–29.5GHzの周波数帯の使用について、分配は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。無線通信規則第4.10号は適用しない。

J260

この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。

J261

固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmを超える軌道を持つシステムに限る。

J262

無線通信規則第5.523A号を参照すること。

J263

固定衛星業務(地球から宇宙)による19.3–19.6GHzの周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。

J264

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9条(第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号の規定を適用する。

J265

無線通信規則第5.523C号を参照すること。

J266

無線通信規則第5.523E号を参照すること。

J267

19.3–19.7GHzの周波数帯における移動衛星業務の非静止衛星網のフィーダリンクを保護するため、この帯域において決議第679(WRC-23)に従って運用する衛星間業務の宇宙局により生ずる地球表面での電力束密度の値は、全ての到来角に対して、国際周波数登録原簿に登録された上記フィーダリンク地球局から150km以内の地点において、任意の1MHzの周波数帯域幅において−140dB(W/m²)を超えてはならない。

J268

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7–20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J269

19.7–20.2GHz(宇宙から地球)、28.45–29.1GHz(地球から宇宙)、29.46–30GHz(地球から宇宙)及び40–40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J270

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30GHz の周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J271

19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30GHz の周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第 4. 10 号は適用されない。

J272

20. 1-20. 2GHz 及び 29. 9-30GHz の周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、 1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J273

移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第 5. 524 号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J274

20. 2-21. 2GHz 及び 30-31GHz の周波数帯において、完全な調整情報又は通告情報が、2025 年 1 月 1 日時点で無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J275

関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高 3m において、時間率 20%以上で- 120. 4dB(W/(m²・MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R 勧告 P. 452(ITU-R 勧告 B 0. 1898 を参照)に基づかなければならない。

J276

この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。

J277

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J278

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも 54km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号は適用しない。

J279

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J280

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4. 5m とする地球局に限る。

J281

この周波数帯については、放送衛星業務のフィードリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィードリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J282

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J283

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R 勧告 SA. 1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242(WRC-23、改)を適用する。

J284

この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

J285

27. 500-27. 501GHz 及び 29. 999-30. 000GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J286

27. 501-29. 999GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J287

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィードリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J288

27. 9-28. 2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも割り当てることができる。HAPS による当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPS に割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145(WRC-07、改)を参照すること。

J289

28. 45-29. 1GHz の周波数帯を使用する移動業務のローカル 5 G の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。

J290

この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J291
無線通信規則第 5. 535A 号を参照すること。

J292
無線通信規則第 5. 541 号を参照すること。

J293
29. 5-30GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局は、決議第 156(WRC-23、改)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J294
固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限値を適用する。

J295
29. 95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J296
無線通信規則第 5. 543B 号を参照すること。

J297
宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えないことを条件とする。

J298
31. 8-33. 4GHz、37-40GHz、40. 5-43. 5GHz、51. 4-52. 6GHz、55. 78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる。

J299
32. 3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31. 8-32. 3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707(WRC-23、改)参照)。

J300
航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J301
この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0. 8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73. 3dB(W/ m²)を超えてはならない。

J302
地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07)を適用する。

J303
固定衛星業務の非静止衛星システムによる 37. 5-39. 5GHz(宇宙から地球)、39. 5-42. 5GHz(宇宙から地球)、47. 2-50. 2GHz(地球から宇宙)及び 50. 4-51. 4GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛

星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用される(他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない)。決議第 770(WRC-19)も適用され、無線通信規則第 22. 2 号も引き続き適用される。

J304
37. 5-38GHz の周波数帯において遠地点高度が 407km を超え 2000km 未満で運用する固定衛星業務の非静止衛星システムは、36-37GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(受動)を保護するため、固定衛星業務の宇宙局に対して天底から 65. 0 度を超える角度においては、宇宙局ごとの 36-37GHz の周波数帯における不要等価等方輻射電力が-21dB(W/100MHz)を超えてはならない。

J305
38-39. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局(HAPS)での使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定業務、移動業務及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星業務、固定業務及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168(WRC-23、改)に従う。

J306
移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システム及び固定衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムによる 39. 5-40GHz 及び 40-40. 5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第 22. 2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

J307
無線通信規則第 5. 551H 号を参照すること。

J308
無線通信規則第 5. 551I 号を参照すること。

J309
この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J310
43. 5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J311
47. 2-49. 2GHz の周波数帯は、40. 5-42. 5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J312
47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J313

48. 94-49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J314

51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J315

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2. 4m のゲートウェイ地球局に限定される。

J316

この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J317

衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57-58. 2GHz 及び 59-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m²/100MHz を超えてはならない。

J318

55. 78-56. 26GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、-26dB(W/MHz)に制限する。

J319

航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J320

衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m²/100MHz を超えてはならない。

J321

無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J322

固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J323

この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J324

81-81. 5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J325

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィ

ーダリンクに限定される。

J326

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J327

宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94-94. 1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J328

105-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J329

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J330

地球探査衛星業務(能動)による使用は、133. 5-134GHz の周波数帯に限る。

J331

衛星間業務による 174. 8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-144dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J332

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J333

237. 9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

J334

235-238GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。

J335

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J336

1000-3000GHz の周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

J337

(275-450GHz の周波数帯での固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションの運用)
275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz 及び 356-450GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)を

保護するために特定の条件を必要としない陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz 及び 333-356GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)のアプリケーションの保護を確実にする特定の条件が決議第 731 (WRC-23、改)に従って決定される場合にのみ、固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションで使用できる。

電波天文のアプリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動業務及び固定業務又はそれらのいずれかのアプリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731 (WRC-23、改)に従いケースバイケースで、特定の条件(例えば、最小離隔距離及び回避角度等又はそれらのいずれか。)が必要になる場合がある。

陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

別表 1－1　中波放送の周波数表

チャンネル 番　号	割当周波数 (kHz)	チャンネル 番　号	割当周波数 (kHz)	チャンネル 番　号	割当周波数 (kHz)
1	531	41	891	81	1251
2	540	42	900	82	1260
3	549	43	909	83	1269
4	558	44	918	84	1278
5	567	45	927	85	1287
6	576	46	936	86	1296
7	585	47	945	87	1305
8	594	48	954	88	1314
9	603	49	963	89	1323
10	612	50	972	90	1332
11	621	51	981	91	1341
12	630	52	990	92	1350
13	639	53	999	93	1359
14	648	54	1008	94	1368
15	657	55	1017	95	1377
16	666	56	1026	96	1386
17	675	57	1035	97	1395
18	684	58	1044	98	1404
19	693	59	1053	99	1413
20	702	60	1062	100	1422
21	711	61	1071	101	1431
22	720	62	1080	102	1440
23	729	63	1089	103	1449
24	738	64	1098	104	1458
25	747	65	1107	105	1467
26	756	66	1116	106	1476
27	765	67	1125	107	1485
28	774	68	1134	108	1494
29	783	69	1143	109	1503
30	792	70	1152	110	1512
31	801	71	1161	111	1521
32	810	72	1170	112	1530
33	819	73	1179	113	1539
34	828	74	1188	114	1548
35	837	75	1197	115	1557
36	846	76	1206	116	1566
37	855	77	1215	117	1575
38	864	78	1224	118	1584
39	873	79	1233	119	1593
40	882	80	1242	120	1602

別表 1－2 放送衛星業務の周波数表

1 12GHz帯放送衛星業務の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャンネル番号	割当周波数 (GHz)
東経110度	右旋円偏波	1	11. 72748
		3	11. 76584
		5	11. 8042
		7	11. 84256
		9	11. 88092
		11	11. 91928
		13	11. 95764
		15	11. 996
		17	12. 03436
		19	12. 07272
		21	12. 11108
		23	12. 14944
	左旋円偏波	2	11. 74666
		4	11. 78502
		6	11. 82338
		8	11. 86174
		10	11. 9001
		12	11. 93846
		14	11. 97682
		16	12. 01518
		18	12. 05354
		20	12. 0919
		22	12. 13026

2 17GHz帯放送衛星業務のフィーダリンク用の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャンネル番号	割当周波数 (GHz)
東経110度	右旋円偏波	1	17. 32748
		3	17. 36584
		5	17. 4042
		7	17. 44256
		9	17. 48092
		11	17. 51928
		13	17. 55764
		15	17. 596
		17	17. 63436
		19	17. 67272
		21	17. 71108
		23	17. 74944
	左旋円偏波	2	17. 34666
		4	17. 38502
		6	17. 42338
		8	17. 46174
		10	17. 5001
		12	17. 53846
		14	17. 57682
		16	17. 61518
		18	17. 65354
		20	17. 6919
		22	17. 73026

別表 2－1 航空移動（R）業務の専用周波数帯の周波数表（2-22MHz）

周波数 (kHz)	使用許可区域	備考
2851	M AFI R 2A 3B 3C 9C 11B 13E 13F 14	CC 3B 3C CC 13E 13F C001/2A
2854	M SAT R 3A 3B 6E 10B	CC 3A 3B
2857	R 2B 2C 6B 13J	CC 2B 2C
2860	R 1B 3A 3C 9B 10B 12E 12J 13I V VAFI	CC 3A 3C CC 12E 12J C001/1B
2863	R 2A 2C 7B 13C 13J 13K V VPAC	CC 2A 2C CC 13C 13J 13K
2866	R 2C 3C 4B 6D 10A	C001/3C
2869	M CEP R 2A 2B 3A 6G 10E 13C 14G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2872	M NAT R 3B 6A 6E 13G	CC 6A 6E
2875	R 2A 2B 3A 6G 10A 12G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2878	M AFI R 3B 3C 11B 13I 13J 14	CC 3B 3C CC 13I 13J
2881	R 1B 2A 2B 3A 6C V VSAM	CC 2A 2B 3A C001/1B
2884	R 2C 3B 6D	C001/3B
2887	M CAR R 2A 2B 3A 7E 13I 14C	CC 2A 2B 3A C001/2A 2B 3A
2890	R 1B 6G 13J	
2893	R 2C 3 4B 10D 12F	CC 2C 3
2896	R 2A 2B 3A 6G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2899	M NAT R 5D 6G 13H	
2902	R 2B 2C 3B 6G 12J	CC 2B 2C 3B C009/6G
2905	R 3A 3C 5C 9B V VNAT	CC 3A 3C
2908	R 2B 2C 3B 13M	CC 2B 2C 3B

2911	R 3A 5B 6G 10A	C001/3A C010/6G
2914	R 2B 2C 3B 13D	CC 2B 2C 3B
2917	R 2A 6E 6G	C010/6G
2920	R 2B 2C 6B 12C 13J	CC 2B 2C
2923	R 3A 6A	C001/3A
2926	R 2A 2C 4A 6F 10C 12J	CC 2A 2C C001/4A
2929	R 2B 9B	C001/9B
2932	M NP R 2A 2C 13K	CC 2A 2C
2935	M SAT R 3 10D	
2938	R 2 6G	C009/6G
2941	R 2A 6F	
2944	M MID SAM R 10A 10E 14G	
2947	R 6A	
2950	R 2 3C 7C 10F 12A 14A 14D V VCAR	CC 2 3C CC 14A 14D
2953	R 4A 6G	
2956	R 6C 7F 10A 12E 12F 12G 12H 13F V VMID	CC 12E 12F 12G 12H
2959	R 3A	
2962	M NAT R 6G	
2965	R 1E 7B 10C 12F 12J 13H V VSEA	CC 12F 12J
2968	R 3B 5B 6G	C001/3B C009/6G
2971	M NAT R 5D 6G 13G	
2974	R 1D 3C	
2977	R 1C 6G 13M	
2980	R 1D 3C 12C	
2983	R 1C 6G 13D	
2986	R 3C 5A 13N	

2989	R 1D 6G	
2992	M MID R 10A 10E 13C	
2995	R 6G	
2998	M CWP R 7D 12E 12F 12G 12H 13F V VEUR	CC 12E 12F 12G 12H
3001	R 6A 6E	CC 6A 6E
3004	M NCA R 11B 13K	
3007	W (世界的使用)	C100/Ⅱ Ⅲ
3010	W (世界的使用)	C100/Ⅰ Ⅳ
3013	W (世界的使用)	C100/Ⅱ Ⅴ
3016	M EA NAT R 9D 13G	
3019	M NCA R 11B 13K	
3023	W (世界的使用) (R) 及び (OR)	この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。 1 航空機局では、次の通信に認められる。 (a) 進入管制及び飛行場管制との通信 (b) 航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信 2 航空局では、進入管制及び飛行場管制のために次の条件で認められる。 (a) 空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。 (b) 有害な混信を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。 (c) この周波数を(a)及び(b)の条件で使用する航空局の電力は、直接関係する各主管庁と業務が影響を受けるおそれがある主管庁との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の運航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。 3 この周波数を1及び2の目的に使用するための他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が勧告することもある。 4 この周波数は、上空と地上との共同の捜索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができ、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 5 この周波数は、特別取決めに従って、A1A、A1B又はA3E電波の発射のために使用することが

		できる。ただし、この周波数は、細分することはできない。 6 共同の捜索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27/57号に規定する場合を除くほか、上側波帯でのみ送信しなければならない。
3401	R 2B 2C 3B 9B 12C 13K	CC 2B 2C 3B C001/9B
3404	R 3A 3C 9C 9D 10B V VAFI	CC 3A 3C CC 9C 9D
3407	R 2B 2C 3B 7C 12D 14D	CC 2B 2C 3B
3410	R 1D 3C 11B 13J	
3413	M CEP R 3B 6G 13C 14A 14E V VEUR	CC 14A 14E C009/6G
3416	R 1D 2A 2B 3A 6D	CC 2A 2B 3A C001/2A 2B 3A
3419	M AFI R 3B 3C 9B 10D 12J 13I	CC 3B 3C
3422	R 2A 2B 3A 6G	CC 2A 2B 3A C001/6G C004/6G
3425	M AFI R 3B 3C 9B 10D 13D	CC 3B 3C
3428	R 2B 2C 11B 13J	CC 2B 2C
3431	R 3A 3B 5B 6G	CC 3A 3B C001/3A 3B C009/6G
3434	R 2A 2C 6F 11B 13G	CC 2A 2C
3437	R 3B 4A 6G 13M	C001/3B
3440	R 2A 2C 6F 12	CC 2A 2C
3443	R 3A 3B 4B 6E 11B 13N	CC 3A 3B
3446	R 1D 6G 10E 13F 14	
3449	R 2B 2C 6G 10A 13M	CC 2B 2C C001/6G C004/6G
3452	M SAT R 3A 3C 5A 5C 14C	CC 3A 3C CC 5A 5C
3455	M CAR CWP	CC 2A 2C

	R 2A 2C 7B 13H	
3458	R 1B 10D 13C 13J 13K V VSEA	CC 13C 13J 13K C001/1B
3461	R 7F 9C 12E 12F 12G 12H 14 V VNCA	CC 12E 12F 12G 12H
3464	R 1C 6G 12C 13K	
3467	M AFI MID SP R 10B 13D	CC AFI MID
3470	M SEA R 1C 10A 13G	
3473	M MID R 1B 6C 10E 13C	C001/1B
3476	M INO NAT R 9B 13F	C001/9B
3479	M EUR SAM R 6A 6B 14	
3482	R 5D 6G	
3485	M EA SEA R 7E 13H V VNAT	CC EA SEA
3488	R 1B 5B 6B 10B 12E 12F 12G 12H 14B 14F	CC 12E 12F 12G 12H CC 14B 14F C001/1B
3491	M EA R 1E 4A 10C 13E	CC 1E 4A
3494	W (世界の使用)	C100/Ⅱ
3497	W (世界の使用)	C100/Ⅱ
4651	R 1D 6C 6G 10B 10E 13E 13F	CC 13E 13F C001/6G
4654	W (世界の使用)	C100/Ⅰ Ⅱ
4657	M AFI CEP R 2A 2C 3B 6A 6E 13H	CC 2A 2C C001/2A 2C CC 6A 6E C001/6A 6E
4660	R 2B 2C 9B 10C 13D 13M	CC 2B 2C CC 13D 13M
4663	R 6G 10F 13E 13F 13K	CC 13E 13F 13K

	V VNCA	C001/6G
4666	M CWP R 1C 10B 10D 10E	CC 10B 10D 10E
4669	M MID SAM R 6G 10C 10D	CC 10C 10D C001/6G
4672	R 2A 2B 3A 4A 6G 11B 13K	CC 2A 2B 3A C001/4A C001/6G
4675	M NAT R 6A 6E 9C 13G	CC 6A 6E C001/13G
4678	M NCA R 10D 13I 14A 14G	CC 14A 14G C001/14A 14G
4681	R 2B 2C 3B 10B 12E	CC 2B 2C 3B
4684	R 3A 3C 10E 13J 14B 14C	CC 3A 3C CC 14B 14C C001/14B 14C
4687	W (世界の使用)	C100/Ⅰ Ⅱ Ⅲ
4690	R 2A 2B 3A 6G 10B 13M	CC 2A 2B 3A C001/6G
4693	R 2B 2C 3 10B 12C 13I 14D	CC 2B 2C 3 C001/14D
4696	R 2 6G 9 10 13J	C001/6G
5451	R 10F 11B 12F 12H 13I 13J	CC 12F 12H CC 13I 13J
5454	R 10 12E 13F 13J	
5457	R 10C 13N	
5460	R 10B 10E 12C 13D	
5463	R 11B 13H 13K 13M	
5466	R 10B 13I	
5469	R 11B 13G	
5472	R 10A 10D 13H	
5475	R 10A 10D 12E 12F 13G	CC 12E 12F
5481	R 2A 2C 4B 6G 7D 9C 10C 10E 12E 12J 13E 13F 13K 14D 14G	CC 2A 2C CC 10C 10E CC 12E 12J CC 13E 13F CC 14D 14G

5484	R 1B 3A 3C 6A 9B 10A 10D 12C 12G 13H	CC 3A 3C
5487	R 2C 6G 10C 12E	
5490	R 2A 2B 3A 6D 10A 10D 12C 13C	CC 2A 2B 3A
5493	M AFI R 3B 6G	C002/6G
5496	R 2A 2B 3A 6F 10A 10D 12C 12J 13I	CC 2A 2B 3A
5499	R 3B 6G V VAFI	C002/6G
5502	R 2A 2B 3A 6B 10C 12C 13M	CC 2A 2B 3A
5505	R 3B 6G	C003/6G
5508	R 2B 2C 6F 7 9B 11B 12F 13N	CC 2B 2C
5511	R 3A 5B 6G	C002/6G
5514	R 2C 3B 3C 6E 11B 13C	CC 3B 3C
5517	R 3A 6G	C002/6G
5520	M CAR R 2B 2C 3B 6D 7E	CC 2B 2C 3B
5523	R 2A 6G 9B 11B 12G 13I	
5526	M SAM R 2B 2C 3B 5D 6E 10F 14	CC 2B 2C 3B
5529	W (世界の使用)	C100/ I II
5532	W (世界の使用)	C100/ I V
5535	W (世界の使用)	C100/ I IV
5538	W (世界の使用)	C100/ II V
5541	W (世界の使用)	C100/ I IV
5544	W (世界の使用)	C100/ II V
5547	M CEP R 2A 4A 6G 7F 13H 13K	
5550	M CAR R 2B 2C 3B 5D 6C 6E 14G	CC 2B 2C 3B
5553	R 6G 10B 13C	
5556	R 2 3 12F	CC 2 3
5559	M SP R 2A 4A 6G 10E 12G 13J	
5562	R 2C 3B 3C 10C 12D 13D	CC 3B 3C
5565	M SAT	

	R 6G 9B 10A	
5568	R 1B 3A 3C 5B 6D 7F 10B 12 13J	CC 3A 3C
5571	R 6G 11B 13C	
5574	M CEP R 2B 2C 4B 6D 13G	CC 2B 2C
5577	R 1C 5A 6G 7B 10E 13C 13J 13K	CC 13C 13J 13K
5580	R 3A 3B 6A 6C 14G V VCAR	CC 3A 3B
5583	R 1E 5A 5C 6G 7B 9 10B 12E 12F 12H 13E 13F	CC 5A 5C CC 12E 12F 12H CC 13E 13F
5586	R 2C 3C 10D	
5589	R 12C V VMID	
5592	R 6G 7C 9D V VNAT	
5595	R 1C 2B 6B 10C 12E	
5598	M NAT R 6G	
5601	R 3A 3B 6A V VSAM	CC 3A 3B
5604	R 2A 2C 4B 6G 10 12A 12E 12F 13E 13F 13K 14	CC 2A 2C CC 12E 12F CC 13E 13F
5607	R 2B	
5610	R 6G	
5613	R 2B 12C	
5616	M NAT R 6G	
5619	R 2B 12J	
5622	R 1D 6G	
5625	R 3A 5B 6B 10D	
5628	M NP R 1D 6G	C003/6G
5631	R 6D 10A	
5634	M INO R 6G	C002/6G

5637	R 1D 3C	
5640	R 6G V VEUR	C002/6G
5643	M SP R 3C	
5646	M NCA R 12G	
5649	M NAT SEA	
5652	M AFI CWP	
5655	M EA SEA	CC EA SEA
5658	M AFI MID	CC AFI MID
5661	M CWP EUR	
5664	M NCA	
5667	M MID	
5670	M EA	
5673	V VSEA	
5676	V VNCA	
5680	W (世界的使用) (R) 及び (OR)	この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。 1 航空機局では、次の通信に認められる。 (a) 進入管制及び飛行場管制との通信 (b) 航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信 2 航空局では、進入管制及び飛行場管制のために次の条件で認められる。 (a) 空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。 (b) 有害な混信を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。 (c) この周波数を(a)及び(b)の条件で使用する航空局の電力は、直接関係する各主管庁と業務が影響を受けるおそれがある主管庁との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の運航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。 3 この周波数を1及び2の目的に使用するための他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が勧告することもある。 4 この周波数は、上空と地上との共同の搜索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができ、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 5 この周波数は、特別取決めに従って、A1A、A

		1B又はA3E電波の発射のために使用することができる。ただし、この周波数は、細分することはできない。 6 共同の搜索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27/57号に規定する場合を除くほか、上側波帯でのみ送信しなければならない。
6526	R 2A 2B 3A 4A 6F 12G 14F	CC 2A 2B 3A
6529	R 3B 6G	
6532	M CWP R 2A 2B 3A 4A 12F	CC 2A 2B 3A
6535	M SAT R 2C 5D 6G 9D 10A 10D 12C 12J 14B	
6538	R 3A 3B 9B 11B V VAFI	CC 3A 3B
6541	R 2C 6G 10C 13C 14C	
6544	R 1C 3A 3B 5A 5C 6C 10D	CC 3A 3B CC 5A 5C
6547	R 2A 2C 5D 6G 9B 10B 10E 12E 12J 13F 13K 14A	CC 2A 2C CC 12E 12J
6550	R 1B 3A 3C 5B 6D 11B 13J	CC 3A 3C
6553	R 2A 2C 4B 6G 9 10 12E 12F 13E 13F 13K 14A	CC 2A 2C CC 12E 12F CC 13E 13F
6556	M SEA R 1 3A 3C 10C 13C	CC 3A 3C
6559	M AFI R 2A 3B 6G 11B 13J 14D	
6562	M CWP R 2B 2C 10D 13C	CC 2B 2C
6565	R 2A 4 6G 11B 14E	
6568	R 2B 2C 3B 6D 7C 10C 13C	CC 2B 2C 3B
6571	M EA R 12C	
6574	M AFI R 2A 6G 10B 13I 13M 14D	
6577	M CAR R 2B 2C 3B 4B 6D 13E	CC 2B 2C 3B
6580	R 6G 7E 9C 10A 13C 13J 13K 14	CC 13C 13J 13K

	V VEUR	
6583	R 2 3 6E	CC 2 3
6586	M CAR R 2C 6G 7 13G 14C	
6589	R 3	
6592	M NCA R 12C	
6595	R 1B 3B 3C 5B 6D	CC 3B 3C
6598	M EUR R 4B 6G 9B 10B 10E 12E 13H	
6601	R 2	
6604	R 1D 6G 7C 10A 13N 14B V VNAT	
6607	R 3A 6A 6B	
6610	R 1D 6G 14F	
6613	R 3A 6A 6B 13G	
6616	R 4A 6G 12G 14E	
6619	R 3A 6B	
6622	M NAT R 6G 7F 9B 12C 13D	
6625	M MID R 3B	
6628	M NAT R 6G 7E 12C 13D 13M 14	CC 13D 13M
6631	M MID R 3B 6C	
6634	R 6G	
6637	W (世界の使用)	C100/ I II III
6640	W (世界の使用)	C100/ II V
6643	W (世界の使用)	C100/ I IV
6646	W (世界の使用)	C100/ II V
6649	M SAM R 3A 6G	
6652	R 6G 7B	
6655	M NP R 2B 6E	

6658	R 3C 6A	
6661	M NP R 2B 6E	
6664	R 3C 5A	
6667	R 1E 2B 6F	
6670	R 3C	
6673	M AFI CEP R 2A 6G 10F 12D 13D 14B	
6676	V VSEA	
6679	V VPAC	
6682	R 6G	
8816	R 4A 6G 12C 13J 14A	
8819	R 2B 2C 9B 10 13C	CC 2B 2C
8822	R 2A 3B 5A 5C 11B 13G 14	CC 5A 5C C005/2A
8825	M NAT R 6G 13H 14F	
8828	R 1D 13N V VPAC	
8831	M NAT R 6G 13F 14F	
8834	R 2B 2C 6C 7C 10 13C	CC 2B 2C
8837	R 3A 3C 4A 9B 10B 13M	CC 3A 3C
8840	R 1C 6	
8843	M CEP R 5D 6G 10E 13C 13J 13K 14D	CC 13C 13J 13K
8846	M CAR R 2 3 7F 9	CC 2 3
8849	R 13K V VSEA	
8852	R 3B 3C 9 12E V VAFI	CC 3B 3C
8855	M SAM R 2 10A 14	
8858	R 4A 6G 10D 13E 13F 14D	CC 13E 13F
8861	M SAT R 3A 3B 6E 9B	CC 3A 3B C011/6E

8864	M NAT R 2B 6B 6F 7E 13F	CC 6B 6F
8867	M SP R 6G 10C 13D 13M	CC 13D 13M
8870	R 5 6G 14 V VNAT	C004/6G
8873	R 4 6G 9C 9D 12E 12F 13I	CC 9C 9D CC 12E 12F
8876	R 2A 10A 12D 14G	
8879	M INO NAT R 3B	
8882	R 2C 6D	
8885	R 5 6B 11B 13G 14C	
8888	R 2 6G 7	C009/6G
8891	M NAT R 6A 14E	
8894	M AFI R 3C 12F 14A	
8897	M EA	
8900	R 3A 10D 13G 14B	
8903	M AFI CWP R 10B 13M	
8906	M NAT R 6A 6E 7B 9B 13H	CC 6A 6E
8909	R 2A 6E	
8912	R 5B 6G 11B 13D 14C	C004/6G
8915	R 3C 5A	
8918	M CAR MID R 6C	
8921	W (世界の使用)	C100/ I III
8924	W (世界の使用)	C100/ I IV
8927	W (世界の使用)	C100/ II V
8930	W (世界の使用)	C100/ I III
8933	W (世界の使用)	C100/ II V
8936	W (世界の使用)	C100/ I II
8939	R 2A 2C 6F 10B 13C	CC 2A 2C

8942	M SEA R 3A	
8945	R 10F 13K 14E V VMID	
8948	R 6A 12C	
8951	M MID	
8954	R 3 10E 12J 14B	
8957	R 3B 6D 12C 13D 14G V VEUR	
8960	R 6G 7F	
10006	R 6A 10 13G	
10009	R 2B 2C 7B 9B 13K	CC 2B 2C
10012	R 5 10 13J	
10015	R 2 6C 12D	
10018	M MID R 6G 9 13J 13K	CC 13J 13K C003/6G
10021	R 1 6B 12C 13G	
10024	M SAM R 2B 2C 3B 9B	CC 2B 2C 3B
10027	W (世界の使用)	C100/ I II
10030	W (世界の使用)	C100/ I IV
10033	W (世界の使用)	C100/ II V
10036	R 1E 6E 13G 13H	CC 13G 13H
10039	R 3B 3C 4A 9B 12C	CC 3B 3C
10042	M EA R 9C 10F 13C 13J 13K	CC 13C 13J 13K
10045	R 2 3A 11B 13H 14	CC 2 3A
10048	M NP R 2A 5D 13A 13B	CC 13A 13B
10051	R 6A 6E 13I V VNAT	CC 6A 6E
10054	R 2A 2C 6G 12	CC 2A 2C C004/6G
10057	M CEP R 3A V VAFI	
10060	R 1D 6F 13K	

10063	R 4B 6G 12E	C004/6G
10066	M SEA R 1B 10A 13M	
10069	W (世界的使用)	C100/ I IV
10072	W (世界的使用)	C100/ I III
10075	W (世界的使用)	C100/ II V
10078	W (世界的使用)	C100/ I III
10081	M CWP R 4A 6A 7C 13F	C006/6A
10084	M EUR SP R 6E 13D	
10087	R 3 14 V VSAM	
10090	R 12E 12F V VNCA	CC 12E 12F
10093	R 5B 6B 11B 13N	
10096	M NCA SAM R 7D	
11276	R 2A 2C 6G 10E 13J	CC 2A 2C C002/6G
11279	M NAT R 2B 6F 9C	
11282	M CEP R 4A 6G 13H	C003/6G
11285	R 2A 3B 7	CC 2A 3B
11288	R 5A 6G 11B	
11291	M SAT R 3B 3C	CC 3B 3C
11294	R 2A 6G 7C	C002/6G
11297	R 2 12F	
11300	M AFI R 6G 13H	C002/6G
11303	R 3C 13E	
11306	R 6G 7E 11B	
11309	M NAT R 3A 6D	
11312	R 5 9C 9D	CC 9C 9D

11315	R 6G V VCAR	
11318	R 3 4A 13D	
11321	R 6A 13F	
11324	R 3A 3C 4B 12C	CC 3A 3C
11327	M SP R 3B 5 13C	
11330	M AFI NP R 3A 13F	
11333	R 2B 2C 10	CC 2B 2C
11336	M NAT R 3	
11339	R 2B 6B 9 13K	
11342	W (世界的使用)	C100/ II III
11345	W (世界的使用)	C100/ I IV
11348	W (世界的使用)	C100/ II V
11351	W (世界的使用)	C100/ I III
11354	W (世界的使用)	C100/ II V
11357	R 6A 6E 10A	CC 6A 6E
11360	M SAM R 2 3 14	CC 2 3
11363	R 1 6E 10A	
11366	R 1C 6B 6F 13K	CC 6B 6F
11369	R 6G 13G	
11372	R 2C 3B 6D	
11375	M MID R 10A 13C	
11378	R 3C 13M V VEUR	
11381	R 6 12E 12J	CC 12E 12J
11384	M CWP R 1D 12J	
11387	M CAR V VSEA	
11390	R 2 10	
11393	R 9B 12E	

	V VMID	
11396	M CAR EA SEA	CC EA SEA
13261	V VAFI	
13264	R 14 V VEUR	
13267	R 3 13H	
13270	R 6G V VNAT	
13273	M AFI	
13276	R 6G V VNAT	
13279	V VNCA VSAM	
13282	V VPAC	
13285	R 10 V VSEA	
13288	M AFI EUR MID	CC AFI EUR MID
13291	M NAT R 6	
13294	M AFI	
13297	M CAR EA SAM	CC CAR SAM
13300	M CEP CWP NP SP R 4	CC CEP CWP NP SP
13303	M EA NCA	CC EA NCA
13306	M INO NAT	
13309	M EA SEA R 13C 13K	CC EA SEA CC 13C 13K
13312	M MID R 11B	
13315	M NCA SAT	
13318	M SEA R 13	
13321	R 2 3	CC 2 3
13324	W (世界的使用)	C100/ I III
13327	W (世界的使用)	C100/ I IV
13330	W (世界的使用)	C100/ II V
13333	W (世界的使用)	C100/ I III

13336	W (世界的使用)	C100/ I IV
13339	W (世界的使用)	C100/ II V
13342	W (世界的使用)	C100/ I III
13345	W (世界的使用)	C100/ I IV
13348	W (世界的使用)	C100/ II V
13351	W (世界的使用)	C100/ I III
13354	R 5 7	CC 5 7
13357	M SAT R 2	
17901	R 12	
17904	M CEP CWP NP SP R 4	CC CEP CWP NP SP
17907	M CAR EA SAM SEA	CC CAR SAM CC EA SEA
17910	R 10	
17913	R 6G 13	
17916	W (世界的使用)	C100/ I III
17919	W (世界的使用)	C100/ II IV
17922	W (世界的使用)	C100/ I III
17925	W (世界的使用)	C100/ II V
17928	W (世界的使用)	C100/ III IV
17931	W (世界的使用)	C100/ I V
17934	W (世界的使用)	C100/ II III
17937	W (世界的使用)	C100/ IV V
17940	W (世界的使用)	C100/ II III
17943	R 6	
17946	M NAT R 14	
17949	R 5	
17952	R 3	
17955	M SAT R 6B	
17958	M NCA	
17961	M AFI EUR INO MID	CC AFI EUR INO MID
17964	R 2 11B	
17967	R 5 13A 13B 13E 13F	CC 13A 13B 13E 13F

21940	W (世界的使用)	C100/ I
21943	W (世界的使用)	C100/ V
21946	W (世界的使用)	C100/ I
21949	W (世界的使用)	C100/ III
21952	W (世界的使用)	C100/ I
21955	W (世界的使用)	C100/ IV
21958	W (世界的使用)	C100/ I
21961	W (世界的使用)	C100/ V
21964	W (世界的使用)	C100/ II
21967	W (世界的使用)	C100/ I
21970	W (世界的使用)	C100/ III
21973	W (世界的使用)	C100/ I
21976	W (世界的使用)	C100/ IV
21979	W (世界的使用)	C100/ I
21982	W (世界的使用)	C100/ V
21985	W (世界的使用)	C100/ II
21988	W (世界的使用)	C100/ I
21991	W (世界的使用)	C100/ IV
21994	W (世界的使用)	C100/ V
21997	W (世界的使用)	C100/ I

1 この表の周波数は、S S Bの搬送周波数である。

2 表中の記号及び略語の説明

(1) 使用許可区域の欄

M : 主要世界航空路区域 (MWARA)

R : 地域的及び国内航空路区域 (RDARA)

V : 航空気象 (VOLMET) 区域

(2) 備考の欄

CC : 共通通信路

C001/… : 斜線の次の示す区域では、昼間の使用に限る。

C002/6G : 小区域6Gでは、東経95度の東に限り使用

C003/6G : 小区域6Gでは、東経95度の西に限り使用

C004/6G : 東経110度の東に限り使用

C005/2A : 北緯60度の北に限り使用

C006/6A : 東経75度の東に限り使用

C007 : 使用されていない。

C008 : 使用されていない。

C009/6G : 小区域6Gでは、東経110度の東で北緯25度の南に限り使用

C010/6G : 小区域6Gでは、東経118度の東で北緯40度の北に限り使用

C011/6E : 小区域6Eでは、北緯20度の南に限り使用

C100/… : 世界的使用のための周波数区域分配。その使用区域は記号の次に示す。周波数の割当てのための手続については、無線通信規則付録第27/217号参照。

世界的使用のための周波数区域とは、次に掲げる区域に位置する航空局と世界のいずれの場所に就航中である航空機との間で、航空機の飛行の管理及び安全監視のための長距離通信を可能とするように周波数が区域分配された区域をいう。

世界的区域Ⅰは、RDARA1、2及び3で構成される。

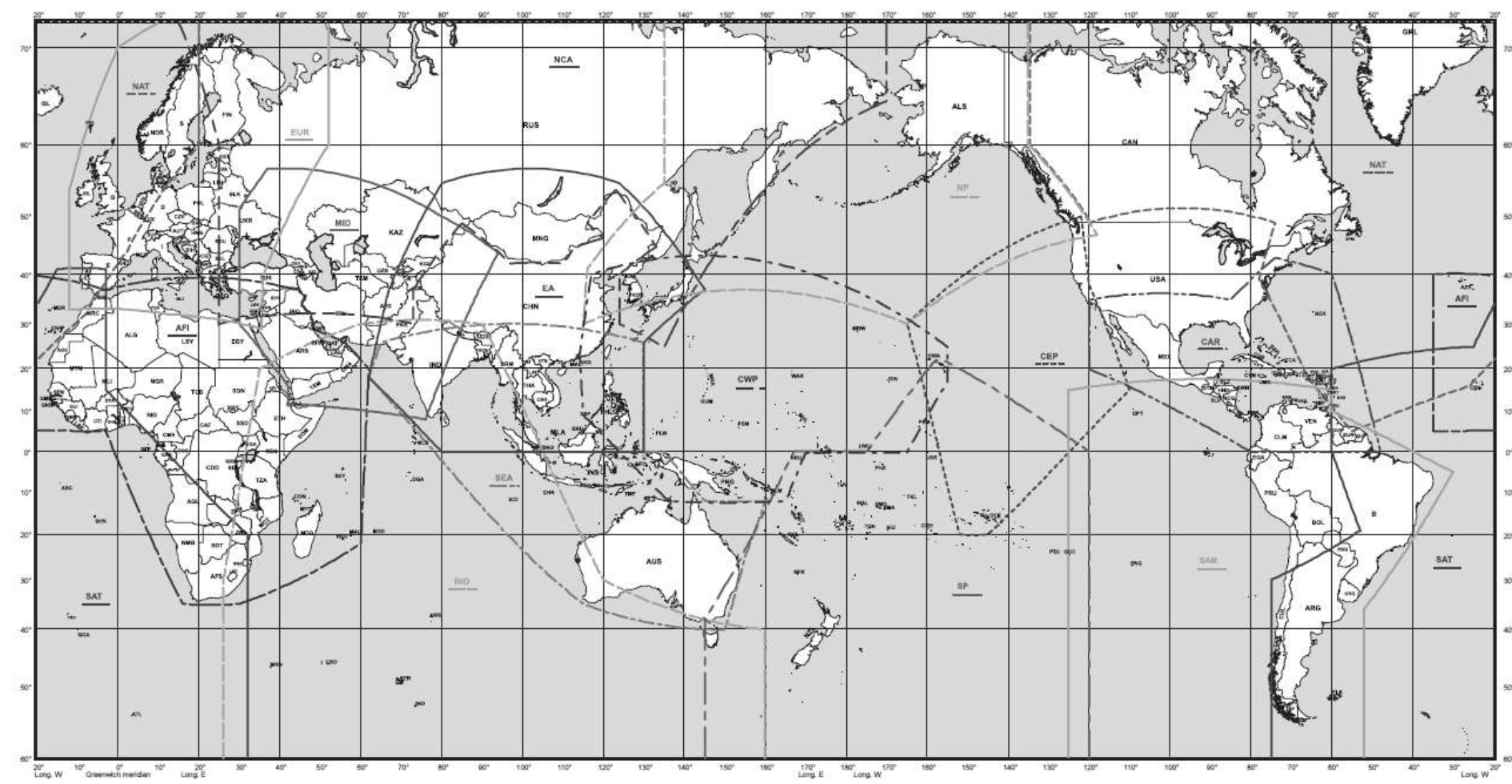
世界的区域Ⅱは、RDARA10、11及び12Aから12Dまでで構成される。

世界的区域Ⅲは、RDARA6、8、9及び14で構成される。

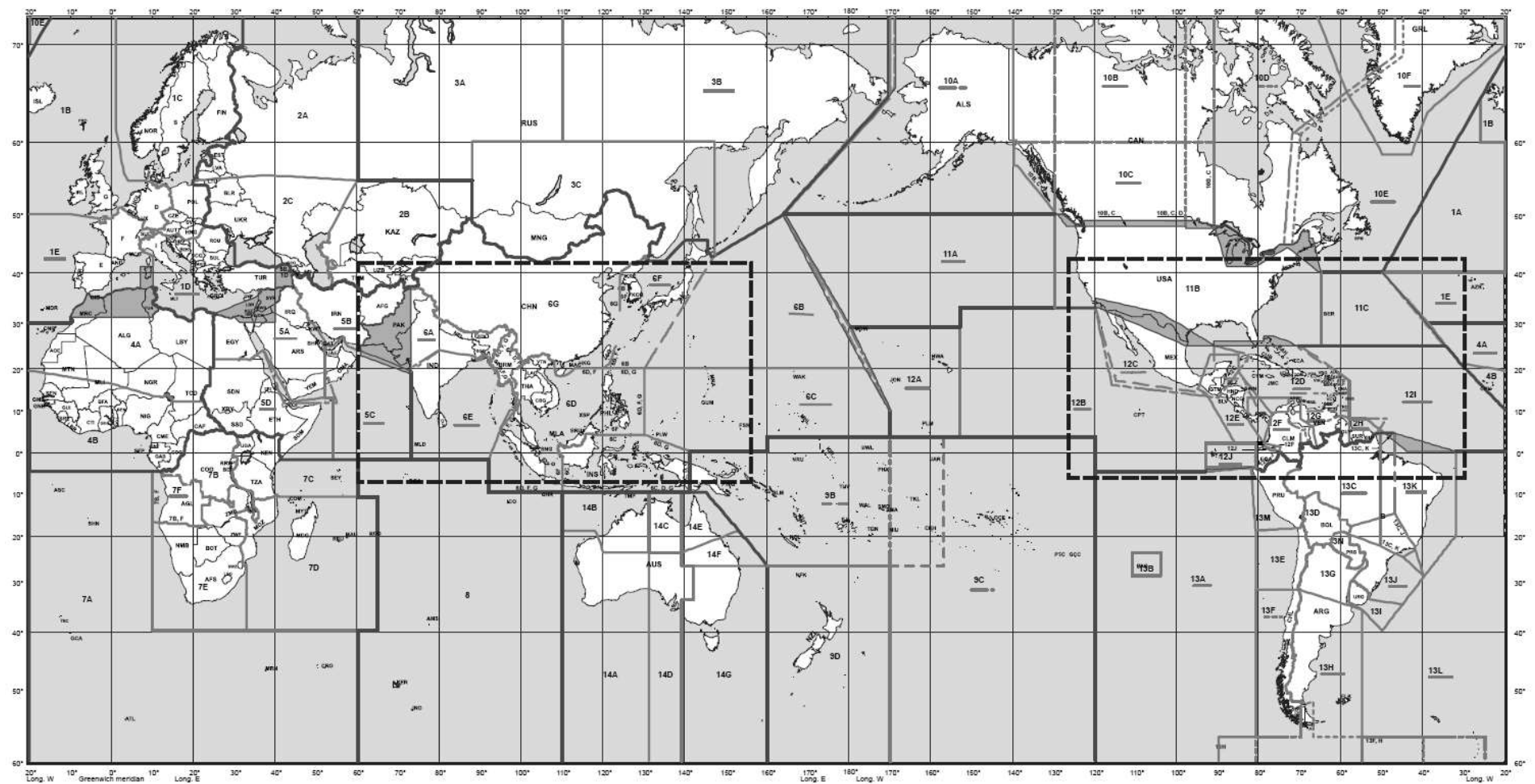
世界的区域Ⅳは、RDARA12Eから12Jまで及び13で構成される。

世界的区域Ⅴは、RDARA4、5及び7で構成される。

別表 2－1 付図(1) 主要世界航空路区域 (MWARA)



別表 2 - 1 付図(2) 地域の及び国内航空路区域 (RDARA)



別表 2－2 航空移動(OR)業務の専用周波数帯の周波数表(3-18MHz)

3 MHz帯	4 MHz帯	5 MHz帯	6 MHz帯	9 MHz帯	11MHz帯	13MHz帯	15MHz帯	18MHz帯
3023	4700	5680	6685	8965	11175	13200	15010	17970
3026	4703	5684	6688	8968	11178	13203	15013	17973
3029	4706	5687	6691	8971	11181	13206	15016	17976
3032	4709	5690	6694	8974	11184	13209	15019	17979
3035	4712	5693	6697	8977	11187	13212	15022	17982
3038	4715	5696	6700	8980	11190	13215	15025	17985
3041	4718	5699	6703	8983	11193	13218	15028	17988
3044	4721	5702	6706	8986	11196	13221	15031	17991
3047	4724	5705	6709	8989	11199	13224	15034	17994
3050	4727	5708	6712	8992	11202	13227	15037	17997
3053	4730	5711	6715	8995	11205	13230	15040	18000
3056	4733	5714	6718	8998	11208	13233	15043	18003
3059	4736	5717	6721	9001	11211	13236	15046	18006
3062	4739	5720	6724	9004	11214	13239	15049	18009
3065	4742	5723	6727	9007	11217	13242	15052	18012
3068	4745	5726	6730	9010	11220	13245	15055	18015
3071			6733	9013	11223	13248	15058	18018
3074			6736	9016	11226	13251	15061	18021
3077			6739	9019	11229	13254	15064	18024
3080			6742	9022	11232	13257	15067	18027
3083			6745	9025	11235		15070	
3086			6748	9028	11238		15073	
3089			6751	9031	11241		15076	
3092			6754	9034	11244		15079	
3095			6757	9037	11247		15082	
3098			6760		11250		15085	
3101					11253		15088	
3104					11256		15091	
3107					11259		15094	
3110					11262		15097	
3113					11265			
3116					11268			
3119					11271			
3122								
3125								
3128								
3131								
3134								
3137								
3140								
3143								
3146								
3149								
3152								

1 この表の周波数は、SSBの搬送周波数である。
2 3023kHz及び5680kHzは、世界共通で使用する(別表 2－1 参照)。

別表２－３　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン、ＶＯＲ、ＩＬＳ、ＭＬＳ、ＡＴＣＲＢＳ及びＧＢＡＳの無線局の周波数表

１　ＶＯＲ、ＩＬＳローカライザ、ＩＬＳグライドパス、ＭＬＳ角度系、航空機に設置する航空用ＤＭＥ（以下「機上ＤＭＥ」という。）、航空機に設置するタカン（以下「機上タカン」という。）、地表に設置する航空用ＤＭＥ（以下「地上ＤＭＥ」という。）及び地表に設置するタカン（以下「地上タカン」という。）を使用する無線局の周波数

チャネル	周波数（MHz）				
	VOR又は ILSローカライザ	ILSグライドパス	MLS角度系	機上DME及び 機上タカン	地上DME及び 地上タカン
1X	—	—	—	1025	962
1Y	—	—	—	1025	1088
2X	—	—	—	1026	963
2Y	—	—	—	1026	1089
3X	—	—	—	1027	964
3Y	—	—	—	1027	1090
4X	—	—	—	1028	965
4Y	—	—	—	1028	1091
5X	—	—	—	1029	966
5Y	—	—	—	1029	1092
6X	—	—	—	1030	967
6Y	—	—	—	1030	1093
7X	—	—	—	1031	968
7Y	—	—	—	1031	1094
8X	—	—	—	1032	969
8Y	—	—	—	1032	1095
9X	—	—	—	1033	970
9Y	—	—	—	1033	1096
10X	—	—	—	1034	971
10Y	—	—	—	1034	1097
11X	—	—	—	1035	972
11Y	—	—	—	1035	1098
12X	—	—	—	1036	973
12Y	—	—	—	1036	1099
13X	—	—	—	1037	974
13Y	—	—	—	1037	1100
14X	—	—	—	1038	975
14Y	—	—	—	1038	1101
15X	—	—	—	1039	976
15Y	—	—	—	1039	1102
16X	—	—	—	1040	977

16Y	—	—	—	1040	1103
17X	108.00	—	—	1041	978
17Y	108.05	—	5043.0	1041	1104
17Z	—	—	5043.3	1041	1104
18X	*108.10	334.7	5031.0	1042	979
18W	—	—	5031.3	1042	979
18Y	*108.15	334.55	5043.6	1042	1105
18Z	—	—	5043.9	1042	1105
19X	108.20	—	—	1043	980
19Y	108.25	—	5044.2	1043	1106
19Z	—	—	5044.5	1043	1106
20X	*108.30	334.1	5031.6	1044	981
20W	—	—	5031.9	1044	981
20Y	*108.35	333.95	5044.8	1044	1107
20Z	—	—	5045.1	1044	1107
21X	108.40	—	—	1045	982
21Y	108.45	—	5045.4	1045	1108
21Z	—	—	5045.7	1045	1108
22X	*108.50	329.9	5032.2	1046	983
22W	—	—	5032.5	1046	983
22Y	*108.55	329.75	5046.0	1046	1109
22Z	—	—	5046.3	1046	1109
23X	108.60	—	—	1047	984
23Y	108.65	—	5046.6	1047	1110
23Z	—	—	5046.9	1047	1110
24X	*108.70	330.5	5032.8	1048	985
24W	—	—	5033.1	1048	985
24Y	*108.75	330.35	5047.2	1048	1111
24Z	—	—	5047.5	1048	1111
25X	108.80	—	—	1049	986
25Y	108.85	—	5047.8	1049	1112
25Z	—	—	5048.1	1049	1112
26X	*108.90	329.3	5033.4	1050	987
26W	—	—	5033.7	1050	987
26Y	*108.95	329.15	5048.4	1050	1113
26Z	—	—	5048.7	1050	1113
27X	109.00	—	—	1051	988
27Y	109.05	—	5049.0	1051	1114

27Z	—	—	5049.3	1051	1114	38Y	*110.15	334.25	5055.6	1062	1125
28X	*109.10	331.4	5034.0	1052	989	38Z	—	—	5055.9	1062	1125
28W	—	—	5034.3	1052	989	39X	110.20	—	—	1063	1000
28Y	*109.15	331.25	5049.6	1052	1115	39Y	110.25	—	5056.2	1063	1126
28Z	—	—	5049.9	1052	1115	39Z	—	—	5056.5	1063	1126
29X	109.20	—	—	1053	990	40X	*110.30	335.0	5037.6	1064	1001
29Y	109.25	—	5050.2	1053	1116	40W	—	—	5037.9	1064	1001
29Z	—	—	5050.5	1053	1116	40Y	*110.35	334.85	5056.8	1064	1127
30X	*109.30	332.0	5034.6	1054	991	40Z	—	—	5057.1	1064	1127
30W	—	—	5034.9	1054	991	41X	110.40	—	—	1065	1002
30Y	*109.35	331.85	5050.8	1054	1117	41Y	110.45	—	5057.4	1065	1128
30Z	—	—	5051.1	1054	1117	41Z	—	—	5057.7	1065	1128
31X	109.40	—	—	1055	992	42X	*110.50	329.6	5038.2	1066	1003
31Y	109.45	—	5051.4	1055	1118	42W	—	—	5038.5	1066	1003
31Z	—	—	5051.7	1055	1118	42Y	*110.55	329.45	5058.0	1066	1129
32X	*109.50	332.6	5035.2	1056	993	42Z	—	—	5058.3	1066	1129
32W	—	—	5035.5	1056	993	43X	110.60	—	—	1067	1004
32Y	*109.55	332.45	5052.0	1056	1119	43Y	110.65	—	5058.6	1067	1130
32Z	—	—	5052.3	1056	1119	43Z	—	—	5058.9	1067	1130
33X	109.60	—	—	1057	994	44X	*110.70	330.2	5038.8	1068	1005
33Y	109.65	—	5052.6	1057	1120	44W	—	—	5039.1	1068	1005
33Z	—	—	5052.9	1057	1120	44Y	*110.75	330.05	5059.2	1068	1131
34X	*109.70	333.2	5035.8	1058	995	44Z	—	—	5059.5	1068	1131
34W	—	—	5036.1	1058	995	45X	110.80	—	—	1069	1006
34Y	*109.75	333.05	5053.2	1058	1121	45Y	110.85	—	5059.8	1069	1132
34Z	—	—	5053.5	1058	1121	45Z	—	—	5060.1	1069	1132
35X	109.80	—	—	1059	996	46X	*110.90	330.8	5039.4	1070	1007
35Y	109.85	—	5053.8	1059	1122	46W	—	—	5039.7	1070	1007
35Z	—	—	5054.1	1059	1122	46Y	*110.95	330.65	5060.4	1070	1133
36X	*109.90	333.8	5036.4	1060	997	46Z	—	—	5060.7	1070	1133
36W	—	—	5036.7	1060	997	47X	111.00	—	—	1071	1008
36Y	*109.95	333.65	5054.4	1060	1123	47Y	111.05	—	5061.0	1071	1134
36Z	—	—	5054.7	1060	1123	47Z	—	—	5061.3	1071	1134
37X	110.00	—	—	1061	998	48X	*111.10	331.7	5040.0	1072	1009
37Y	110.05	—	5055.0	1061	1124	48W	—	—	5040.3	1072	1009
37Z	—	—	5055.3	1061	1124	48Y	*111.15	331.55	5061.6	1072	1135
38X	*110.10	334.4	5037.0	1062	999	48Z	—	—	5061.9	1072	1135
38W	—	—	5037.3	1062	999	49X	111.20	—	—	1073	1010

49Y	111.25	—	5062.2	1073	1136	62Y	—	—	—	1086	1149
49Z	—	—	5062.5	1073	1136	63X	—	—	—	1087	1024
50X	*111.30	332.3	5040.6	1074	1011	63Y	—	—	—	1087	1150
50W	—	—	5040.9	1074	1011	64X	—	—	—	1088	1151
50Y	*111.35	332.15	5062.8	1074	1137	64Y	—	—	—	1088	1025
50Z	—	—	5063.1	1074	1137	65X	—	—	—	1089	1152
51X	111.40	—	—	1075	1012	65Y	—	—	—	1089	1026
51Y	111.45	—	5063.4	1075	1138	66X	—	—	—	1090	1153
51Z	—	—	5063.7	1075	1138	66Y	—	—	—	1090	1027
52X	*111.50	332.9	5041.2	1076	1013	67X	—	—	—	1091	1154
52W	—	—	5041.5	1076	1013	67Y	—	—	—	1091	1028
52Y	*111.55	332.75	5064.0	1076	1139	68X	—	—	—	1092	1155
52Z	—	—	5064.3	1076	1139	68Y	—	—	—	1092	1029
53X	111.60	—	—	1077	1014	69X	—	—	—	1093	1156
53Y	111.65	—	5064.6	1077	1140	69Y	—	—	—	1093	1030
53Z	—	—	5064.9	1077	1140	70X	112.30	—	—	1094	1157
54X	*111.70	333.5	5041.8	1078	1015	70Y	112.35	—	—	1094	1031
54W	—	—	5042.1	1078	1015	71X	112.40	—	—	1095	1158
54Y	*111.75	333.35	5065.2	1078	1141	71Y	112.45	—	—	1095	1032
54Z	—	—	5065.5	1078	1141	72X	112.50	—	—	1096	1159
55X	111.80	—	—	1079	1016	72Y	112.55	—	—	1096	1033
55Y	111.85	—	5065.8	1079	1142	73X	112.60	—	—	1097	1160
55Z	—	—	5066.1	1079	1142	73Y	112.65	—	—	1097	1034
56X	*111.90	331.1	5042.4	1080	1017	74X	112.70	—	—	1098	1161
56W	—	—	5042.7	1080	1017	74Y	112.75	—	—	1098	1035
56Y	*111.95	330.95	5066.4	1080	1143	75X	112.80	—	—	1099	1162
56Z	—	—	5066.7	1080	1143	75Y	112.85	—	—	1099	1036
57X	112.00	—	—	1081	1018	76X	112.90	—	—	1100	1163
57Y	112.05	—	—	1081	1144	76Y	112.95	—	—	1100	1037
58X	112.10	—	—	1082	1019	77X	113.00	—	—	1101	1164
58Y	112.15	—	—	1082	1145	77Y	113.05	—	—	1101	1038
59X	112.20	—	—	1083	1020	78X	113.10	—	—	1102	1165
59Y	112.25	—	—	1083	1146	78Y	113.15	—	—	1102	1039
60X	—	—	—	1084	1021	79X	113.20	—	—	1103	1166
60Y	—	—	—	1084	1147	79Y	113.25	—	—	1103	1040
61X	—	—	—	1085	1022	80X	113.30	—	—	1104	1167
61Y	—	—	—	1085	1148	80Y	113.35	—	5067.0	1104	1041
62X	—	—	—	1086	1023	80Z	—	—	5067.3	1104	1041

81X	113.40	—	—	1105	1168	93Z	—	—	5075.1	1117	1054
81Y	113.45	—	5067.6	1105	1042	94X	114.70	—	—	1118	1181
81Z	—	—	5067.9	1105	1042	94Y	114.75	—	5075.4	1118	1055
82X	113.50	—	—	1106	1169	94Z	—	—	5075.7	1118	1055
82Y	113.55	—	5068.2	1106	1043	95X	114.80	—	—	1119	1182
82Z	—	—	5068.5	1106	1043	95Y	114.85	—	5076.0	1119	1056
83X	113.60	—	—	1107	1170	95Z	—	—	5076.3	1119	1056
83Y	113.65	—	5068.8	1107	1044	96X	114.90	—	—	1120	1183
83Z	—	—	5069.1	1107	1044	96Y	114.95	—	5076.6	1120	1057
84X	113.70	—	—	1108	1171	96Z	—	—	5076.9	1120	1057
84Y	113.75	—	5069.4	1108	1045	97X	115.00	—	—	1121	1184
84Z	—	—	5069.7	1108	1045	97Y	115.05	—	5077.2	1121	1058
85X	113.80	—	—	1109	1172	97Z	—	—	5077.5	1121	1058
85Y	113.85	—	5070.0	1109	1046	98X	115.10	—	—	1122	1185
85Z	—	—	5070.3	1109	1046	98Y	115.15	—	5077.8	1122	1059
86X	113.90	—	—	1110	1173	98Z	—	—	5078.1	1122	1059
86Y	113.95	—	5070.6	1110	1047	99X	115.20	—	—	1123	1186
86Z	—	—	5070.9	1110	1047	99Y	115.25	—	5078.4	1123	1060
87X	114.00	—	—	1111	1174	99Z	—	—	5078.7	1123	1060
87Y	114.05	—	5071.2	1111	1048	100X	115.30	—	—	1124	1187
87Z	—	—	5071.5	1111	1048	100Y	115.35	—	5079.0	1124	1061
88X	114.10	—	—	1112	1175	100Z	—	—	5079.3	1124	1061
88Y	114.15	—	5071.8	1112	1049	101X	115.40	—	—	1125	1188
88Z	—	—	5072.1	1112	1049	101Y	115.45	—	5079.6	1125	1062
89X	114.20	—	—	1113	1176	101Z	—	—	5079.9	1125	1062
89Y	114.25	—	5072.4	1113	1050	102X	115.50	—	—	1126	1189
89Z	—	—	5072.7	1113	1050	102Y	115.55	—	5080.2	1126	1063
90X	114.30	—	—	1114	1177	102Z	—	—	5080.5	1126	1063
90Y	114.35	—	5073.0	1114	1051	103X	115.60	—	—	1127	1190
90Z	—	—	5073.3	1114	1051	103Y	115.65	—	5080.8	1127	1064
91X	114.40	—	—	1115	1178	103Z	—	—	5081.1	1127	1064
91Y	114.45	—	5073.6	1115	1052	104X	115.70	—	—	1128	1191
91Z	—	—	5073.9	1115	1052	104Y	115.75	—	5081.4	1128	1065
92X	114.50	—	—	1116	1179	104Z	—	—	5081.7	1128	1065
92Y	114.55	—	5074.2	1116	1053	105X	115.80	—	—	1129	1192
92Z	—	—	5074.5	1116	1053	105Y	115.85	—	5082.0	1129	1066
93X	114.60	—	—	1117	1180	105Z	—	—	5082.3	1129	1066
93Y	114.65	—	5074.8	1117	1054	106X	115.90	—	—	1130	1193

106Y	115.95	—	5082.6	1130	1067
106Z	—	—	5082.9	1130	1067
107X	116.00	—	—	1131	1194
107Y	116.05	—	5083.2	1131	1068
107Z	—	—	5083.5	1131	1068
108X	116.10	—	—	1132	1195
108Y	116.15	—	5083.8	1132	1069
108Z	—	—	5084.1	1132	1069
109X	116.20	—	—	1133	1196
109Y	116.25	—	5084.4	1133	1070
109Z	—	—	5084.7	1133	1070
110X	116.30	—	—	1134	1197
110Y	116.35	—	5085.0	1134	1071
110Z	—	—	5085.3	1134	1071
111X	116.40	—	—	1135	1198
111Y	116.45	—	5085.6	1135	1072
111Z	—	—	5085.9	1135	1072
112X	116.50	—	—	1136	1199
112Y	116.55	—	5086.2	1136	1073
112Z	—	—	5086.5	1136	1073
113X	116.60	—	—	1137	1200
113Y	116.65	—	5086.8	1137	1074
113Z	—	—	5087.1	1137	1074
114X	116.70	—	—	1138	1201
114Y	116.75	—	5087.4	1138	1075
114Z	—	—	5087.7	1138	1075
115X	116.80	—	—	1139	1202
115Y	116.85	—	5088.0	1139	1076
115Z	—	—	5088.3	1139	1076
116X	116.90	—	—	1140	1203
116Y	116.95	—	5088.6	1140	1077
116Z	—	—	5088.9	1140	1077
117X	117.00	—	—	1141	1204
117Y	117.05	—	5089.2	1141	1078
117Z	—	—	5089.5	1141	1078
118X	117.10	—	—	1142	1205

118Y	117.15	—	5089.8	1142	1079
118Z	—	—	5090.1	1142	1079
119X	117.20	—	—	1143	1206
119Y	117.25	—	5090.4	1143	1080
119Z	—	—	5090.7	1143	1080
120X	117.30	—	—	1144	1207
120Y	117.35	—	—	1144	1081
121X	117.40	—	—	1145	1208
121Y	117.45	—	—	1145	1082
122X	117.50	—	—	1146	1209
122Y	117.55	—	—	1146	1083
123X	117.60	—	—	1147	1210
123Y	117.65	—	—	1147	1084
124X	117.70	—	—	1148	1211
124Y	117.75	—	—	1148	1085
125X	117.80	—	—	1149	1212
125Y	117.85	—	—	1149	1086
126X	117.90	—	—	1150	1213
126Y	117.95	—	—	1150	1087

＊ これらの周波数は、ＩＬＳローカライザを使用する無線局に限る。

２　ＩＬＳマーカ・ビーコンを使用する無線局の周波数　　　　　75MHz

３　ＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数
（１）地表に開設するもの　　　　　　　　　　　1030MHz及び1090MHz
（２）地表に開設するもの以外のもの　　　　　1090MHz

４　ＡＣＡＳを使用する無線局の周波数　　　　　1030MHz

５　ＧＢＡＳの無線局の周波数
108.025MHz以上117.95MHz以下の周波数のうち108.025MHz及び108.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 3－1 4－26MHz の海上移動業務（無線電話）の周波数表

1 海岸局及び船舶局間の複信（2周波数）通信の周波数表

チャンネル番号	4 MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
401	4357	4358.4	4065	4066.4
402	4360	4361.4	4068	4069.4
403	4363	4364.4	4071	4072.4
404	4366	4367.4	4074	4075.4
405	4369	4370.4	4077	4078.4
406	4372	4373.4	4080	4081.4
407	4375	4376.4	4083	4084.4
408	4378	4379.4	4086	4087.4
409	4381	4382.4	4089	4090.4
410	4384	4385.4	4092	4093.4
411	4387	4388.4	4095	4096.4
412	4390	4391.4	4098	4099.4
413	4393	4394.4	4101	4102.4
414	4396	4397.4	4104	4105.4
415	4399	4400.4	4107	4108.4
416	4402	4403.4	4110	4111.4
417	4405	4406.4	4113	4114.4
418	4408	4409.4	4116	4117.4
419	4411	4412.4	4119	4120.4
420	4414	4415.4	4122	4123.4
421	4417 [*]	4418.4 [*]	4125 ^{*, 3}	4126.4 [*]
422	4420	4421.4	4128	4129.4
423	4423	4424.4	4131	4132.4
424	4426	4427.4	4134	4135.4
425	4429	4430.4	4137	4138.4
426	4432	4433.4	4140	4141.4
427	4435	4436.4	4143	4144.4
428 ^{1, 2}	4351	4352.4	—	—
429 ^{1, 2}	4354	4355.4	—	—

チャンネル番号	6 MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
601	6501	6502.4	6200	6201.4
602	6504	6505.4	6203	6204.4
603	6507	6508.4	6206	6207.4
604	6510	6511.4	6209	6210.4
605	6513	6514.4	6212	6213.4
606	6516 [*]	6517.4 [*]	6215 ^{*, 4}	6216.4 [*]
607	6519	6520.4	6218	6219.4
608	6522	6523.4	6221	6222.4

チャンネル番号	8 MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
801	8719	8720.4	8195	8196.4
802	8722	8723.4	8198	8199.4
803	8725	8726.4	8201	8202.4
804	8728	8729.4	8204	8205.4
805	8731	8732.4	8207	8208.4
806	8734	8735.4	8210	8211.4
807	8737	8738.4	8213	8214.4
808	8740	8741.4	8216	8217.4
809	8743	8744.4	8219	8220.4
810	8746	8747.4	8222	8223.4
811	8749	8750.4	8225	8226.4
812	8752	8753.4	8228	8229.4
813	8755	8756.4	8231	8232.4
814	8758	8759.4	8234	8235.4
815	8761	8762.4	8237	8238.4
816	8764	8765.4	8240	8241.4
817	8767	8768.4	8243	8244.4
818	8770	8771.4	8246	8247.4
819	8773	8774.4	8249	8250.4
820	8776	8777.4	8252	8253.4
821	8779 [*]	8780.4 [*]	8255 [*]	8256.4 [*]
822	8782	8783.4	8258	8259.4
823	8785	8786.4	8261	8262.4
824	8788	8789.4	8264	8265.4
825	8791	8792.4	8267	8268.4
826	8794	8795.4	8270	8271.4
827	8797	8798.4	8273	8274.4
828	8800	8801.4	8276	8277.4
829	8803	8804.4	8279	8280.4
830	8806	8807.4	8282	8283.4
831	8809	8810.4	8285	8286.4
832	8812	8813.4	8288	8289.4
833	8291 ⁶	8292.4	8291 ⁶	8292.4
834 ^{2, 5}	8707	8708.4	—	—
835 ^{2, 5}	8710	8711.4	—	—
836 ^{2, 5}	8713	8714.4	—	—
837 ^{2, 5}	8716	8717.4	—	—

チャンネル番号	12MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
1201	13077	13078. 4	12230	12231. 4
1202	13080	13081. 4	12233	12234. 4
1203	13083	13084. 4	12236	12237. 4
1204	13086	13087. 4	12239	12240. 4
1205	13089	13090. 4	12242	12243. 4
1206	13092	13093. 4	12245	12246. 4
1207	13095	13096. 4	12248	12249. 4
1208	13098	13099. 4	12251	12252. 4
1209	13101	13102. 4	12254	12255. 4
1210	13104	13105. 4	12257	12258. 4
1211	13107	13108. 4	12260	12261. 4
1212	13110	13111. 4	12263	12264. 4
1213	13113	13114. 4	12266	12267. 4
1214	13116	13117. 4	12269	12270. 4
1215	13119	13120. 4	12272	12273. 4
1216	13122	13123. 4	12275	12276. 4
1217	13125	13126. 4	12278	12279. 4
1218	13128	13129. 4	12281	12282. 4
1219	13131	13132. 4	12284	12285. 4
1220	13134	13135. 4	12287	12288. 4
1221	13137	13138. 4	12290 ⁷	12291. 4
1222	13140	13141. 4	12293	12294. 4
1223	13143	13144. 4	12296	12297. 4
1224	13146	13147. 4	12299	12300. 4
1225	13149	13150. 4	12302	12303. 4
1226	13152	13153. 4	12305	12306. 4
1227	13155	13156. 4	12308	12309. 4
1228	13158	13159. 4	12311	12312. 4
1229	13161	13162. 4	12314	12315. 4
1230	13164	13165. 4	12317	12318. 4
1231	13167	13168. 4	12320	12321. 4
1232	13170	13171. 4	12323	12324. 4
1233	13173	13174. 4	12326	12327. 4
1234	13176	13177. 4	12329	12330. 4
1235	13179	13180. 4	12332	12333. 4
1236	13182	13183. 4	12335	12336. 4
1237	13185	13186. 4	12338	12339. 4
1238	13188	13189. 4	12341	12342. 4
1239	13191	13192. 4	12344	12345. 4
1240	13194	13195. 4	12347	12348. 4
1241	13197	13198. 4	12350	12351. 4

チャンネル番号	16MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
1601	17242	17243. 4	16360	16361. 4
1602	17245	17246. 4	16363	16364. 4
1603	17248	17249. 4	16366	16367. 4
1604	17251	17252. 4	16369	16370. 4
1605	17254	17255. 4	16372	16373. 4
1606	17257	17258. 4	16375	16376. 4
1607	17260	17261. 4	16378	16379. 4
1608	17263	17264. 4	16381	16382. 4
1609	17266	17267. 4	16384	16385. 4
1610	17269	17270. 4	16387	16388. 4
1611	17272	17273. 4	16390	16391. 4
1612	17275	17276. 4	16393	16394. 4
1613	17278	17279. 4	16396	16397. 4
1614	17281	17282. 4	16399	16400. 4
1615	17284	17285. 4	16402	16403. 4
1616	17287	17288. 4	16405	16406. 4
1617	17290	17291. 4	16408	16409. 4
1618	17293	17294. 4	16411	16412. 4
1619	17296	17297. 4	16414	16415. 4
1620	17299	17300. 4	16417	16418. 4
1621	17302	17303. 4	16420 ⁸	16421. 4
1622	17305	17306. 4	16423	16424. 4
1623	17308	17309. 4	16426	16427. 4
1624	17311	17312. 4	16429	16430. 4
1625	17314	17315. 4	16432	16433. 4
1626	17317	17318. 4	16435	16436. 4
1627	17320	17321. 4	16438	16439. 4
1628	17323	17324. 4	16441	16442. 4
1629	17326	17327. 4	16444	16445. 4
1630	17329	17330. 4	16447	16448. 4
1631	17332	17333. 4	16450	16451. 4
1632	17335	17336. 4	16453	16454. 4
1633	17338	17339. 4	16456	16457. 4
1634	17341	17342. 4	16459	16460. 4
1635	17344	17345. 4	16462	16463. 4
1636	17347	17348. 4	16465	16466. 4
1637	17350	17351. 4	16468	16469. 4
1638	17353	17354. 4	16471	16472. 4
1639	17356	17357. 4	16474	16475. 4
1640	17359	17360. 4	16477	16478. 4
1641	17362	17363. 4	16480	16481. 4
1642	17365	17366. 4	16483	16484. 4
1643	17368	17369. 4	16486	16487. 4
1644	17371	17372. 4	16489	16490. 4
1645	17374	17375. 4	16492	16493. 4
1646	17377	17378. 4	16495	16496. 4
1647	17380	17381. 4	16498	16499. 4
1648	17383	17384. 4	16501	16502. 4
1649	17386	17387. 4	16504	16505. 4
1650	17389	17390. 4	16507	16508. 4
1651	17392	17393. 4	16510	16511. 4
1652	17395	17396. 4	16513	16514. 4
1653	17398	17399. 4	16516	16517. 4
1654	17401	17402. 4	16519	16520. 4
1655	17404	17405. 4	16522	16523. 4
1656	17407	17408. 4	16525	16526. 4

チャンネル番号	18/19MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
1801	19755	19756. 4	18780	18781. 4
1802	19758	19759. 4	18783	18784. 4
1803	19761	19762. 4	18786	18787. 4
1804	19764	19765. 4	18789	18790. 4
1805	19767	19768. 4	18792	18793. 4
1806	19770*	19771. 4*	18795*	18796. 4*
1807	19773	19774. 4	18798	18799. 4
1808	19776	19777. 4	18801	18802. 4
1809	19779	19780. 4	18804	18805. 4
1810	19782	19783. 4	18807	18808. 4
1811	19785	19786. 4	18810	18811. 4
1812	19788	19789. 4	18813	18814. 4
1813	19791	19792. 4	18816	18817. 4
1814	19794	19795. 4	18819	18820. 4
1815	19797	19798. 4	18822	18823. 4

チャンネル番号	22MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
2201	22696	22697. 4	22000	22001. 4
2202	22699	22700. 4	22003	22004. 4
2203	22702	22703. 4	22006	22007. 4
2204	22705	22706. 4	22009	22010. 4
2205	22708	22709. 4	22012	22013. 4
2206	22711	22712. 4	22015	22016. 4
2207	22714	22715. 4	22018	22019. 4
2208	22717	22718. 4	22021	22022. 4
2209	22720	22721. 4	22024	22025. 4
2210	22723	22724. 4	22027	22028. 4
2211	22726	22727. 4	22030	22031. 4
2212	22729	22730. 4	22033	22034. 4
2213	22732	22733. 4	22036	22037. 4
2214	22735	22736. 4	22039	22040. 4
2215	22738	22739. 4	22042	22043. 4
2216	22741	22742. 4	22045	22046. 4
2217	22744	22745. 4	22048	22049. 4
2218	22747	22748. 4	22051	22052. 4
2219	22750	22751. 4	22054	22055. 4
2220	22753	22754. 4	22057	22058. 4
2221	22756*	22757. 4*	22060*	22061. 4*
2222	22759	22760. 4	22063	22064. 4
2223	22762	22763. 4	22066	22067. 4
2224	22765	22766. 4	22069	22070. 4
2225	22768	22769. 4	22072	22073. 4
2226	22771	22772. 4	22075	22076. 4
2227	22774	22775. 4	22078	22079. 4
2228	22777	22778. 4	22081	22082. 4
2229	22780	22781. 4	22084	22085. 4
2230	22783	22784. 4	22087	22088. 4
2231	22786	22787. 4	22090	22091. 4
2232	22789	22790. 4	22093	22094. 4
2233	22792	22793. 4	22096	22097. 4
2234	22795	22796. 4	22099	22100. 4
2235	22798	22799. 4	22102	22103. 4
2236	22801	22802. 4	22105	22106. 4
2237	22804	22805. 4	22108	22109. 4
2238	22807	22808. 4	22111	22112. 4
2239	22810	22811. 4	22114	22115. 4
2240	22813	22814. 4	22117	22118. 4
2241	22816	22817. 4	22120	22121. 4
2242	22819	22820. 4	22123	22124. 4
2243	22822	22823. 4	22126	22127. 4
2244	22825	22826. 4	22129	22130. 4
2245	22828	22829. 4	22132	22133. 4
2246	22831	22832. 4	22135	22136. 4
2247	22834	22835. 4	22138	22139. 4
2248	22837	22838. 4	22141	22142. 4
2249	22840	22841. 4	22144	22145. 4
2250	22843	22844. 4	22147	22148. 4
2251	22846	22847. 4	22150	22151. 4
2252	22849	22850. 4	22153	22154. 4
2253	22852	22853. 4	22156	22157. 4

チャンネル番号	25/26MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
2501	26145	26146.4	25070	25071.4
2502	26148	26149.4	25073	25074.4
2503	26151	26152.4	25076	25077.4
2504	26154	26155.4	25079	25080.4
2505	26157	26158.4	25082	25083.4
2506	26160	26161.4	25085	25086.4
2507	26163	26164.4	25088	25089.4
2508	26166	26167.4	25091	25092.4
2509	26169	26170.4	25094	25095.4
2510	26172*	26173.4*	25097*	25098.4*

- ＊ これら周波数は、呼出周波数とする（無線通信規則第 52.221 号及び第 52.222 号参照）。
- 1 これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第 2 項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する 4000-4063kHz の周波数帯の周波数表(第 3 項参照)と対で使用することができる。
- 2 これらの周波数は、単信通信(1 周波数)に使用できる。
- 3 搬送周波数 4125kHz の使用条件については、無線通信規則第 52.224 号、第 52.225 号及び付録第 15 号を参照すること。
- 4 搬送周波数 6215kHz の使用条件については、無線通信規則付録第 15 号を参照すること。
- 5 これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第 2 項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する 8100-8195kHz の周波数帯の周波数表(第 4 項参照)と対で使用することができる。
- 6 搬送周波数 8291kHz の使用条件については、無線通信規則付録第 15 号を参照すること。
- 7 搬送周波数 12290kHz の使用条件については、無線通信規則第 52.221A 号、第 52.222A 号及び付録第 15 号を参照すること。
- 8 搬送周波数 16420kHz の使用条件については、無線通信規則第 52.221A 号、第 52.222A 号及び付録第 15 号を参照すること。

2 海岸局及び船舶局間の単信(1 周波数)通信及び船舶局相互間クロスバンド(2 周波数)通信の周波数表

4 MHz 帯 ¹		6 MHz 帯		8 MHz 帯 ²	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
4146	4147.4	6224	6225.4	8294	8295.4
4149	4150.4	6227	6228.4	8297	8298.4
		6230	6231.4		

12MHz 帯 ³		16MHz 帯 ³		18/19MHz 帯	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
12353	12354.4	16528	16529.4	18825	18826.4
12356	12357.4	16531	16532.4	18828	18829.4
		16534	16535.4	18831	18832.4
12362	12363.4			18834	18835.4
12365	12366.4	16540	16541.4	18837	18838.4
		16543	16544.4	18840	18841.4
		16546	16547.4	18843	18844.4

22MHz 帯		25/26MHz 帯	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
22159	22160.4	25100	25101.4
22162	22163.4	25103	25104.4
22165	22166.4	25106	25107.4
22168	22169.4	25109	25110.4
22171	22172.4	25112	25113.4
22174	22175.4	25115	25116.4
22177	22178.4	25118	25119.4

- 1 これらの周波数は、第 1 項の第 428 及び第 429 チャンネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- 2 これらの周波数は、第 1 項の第 834 から第 837 までのチャンネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- 3 12359kHz 及び 16537kHz の周波数については、無線通信規則第 52.221A 号及び第 52.222A 号を参照すること。

3 4000-4063kHz における船舶局の周波数表

チャンネル番号	搬送周波数	割当周波数
1	4000 [*]	4001.4 [*]
2	4003 [*]	4004.4 [*]
3	4006	4007.4
4	4009	4010.4
5	4012	4013.4
6	4015	4016.4
7	4018	4019.4
8	4021	4022.4
9	4024	4025.4
10	4027	4028.4
11	4030	4031.4
12	4033	4034.4
13	4036	4037.4
14	4039	4040.4
15	4042	4043.4
16	4045	4046.4
17	4048	4049.4
18	4051	4052.4
19	4054	4055.4
20	4057	4058.4
21	4060	4061.4

＊ これら周波数は、第三地域を航行する場合の使用を禁止する。

この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。

- －第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へのチャンネルを補足するため
- －船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
- －第4項のチャンネルによる海岸局とのクロスバンド通信のため
- －4438-4650kHz による海岸局との複信通信のため
- －第1項の第428及び第429チャンネルとの複信通信のため

4 8100-8195kHz における海岸局及び船舶局の周波数表

チャンネル番号	搬送周波数	割当周波数
1	8101	8102.4
2	8104	8105.4
3	8107	8108.4
4	8110	8111.4
5	8113	8114.4
6	8116	8117.4
7	8119	8120.4
8	8122	8123.4
9	8125	8126.4
10	8128	8129.4
11	8131	8132.4
12	8134	8135.4
13	8137	8138.4
14	8140	8141.4
15	8143	8144.4
16	8146	8147.4
17	8149	8150.4
18	8152	8153.4
19	8155	8156.4
20	8158	8159.4
21	8161	8162.4
22	8164	8165.4
23	8167	8168.4
24	8170	8171.4
25	8173	8174.4
26	8176	8177.4
27	8179	8180.4
28	8182	8183.4
29	8185	8186.4
30	8188	8189.4
31	8191	8192.4

この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。

- －第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へ及び海岸局から船舶局へのチャンネルを補足するため
- －船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
- －第3項のチャンネルによる船舶局とのクロスバンド通信のため
- －船舶局から海岸局へ又は海岸局から船舶局への単信通信のため
- －第1項の第834、第835、第836及び第837チャンネルとの複信通信のため

別表 3－2 4-25MHz 海上移動業務（無線電信）の周波数表

1 船舶局（海洋学データ伝送）の周波数表

4 MHz 帯	6 MHz 帯	8 MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	22MHz 帯
4063.3	6261.3	8340.3	12420.3	16617.3	22240.3
4063.6	6261.6	8340.6	12420.6	16617.6	22240.6
4063.9	6261.9	8340.9	12420.9	16617.9	22240.9
4064.2	6262.2	8341.2	12421.2	16618.2	22241.2
4064.5	6262.5	8341.5	12421.5	16618.5	22241.5
4064.8					

2 海岸局の2周波数運用 (FSKの場合は100ボーを、PSKの場合は200ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

チャネル 番号	4 MHz帯		6 MHz帯		8 MHz帯		12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263			12579.5	12477	16807	16683.5				
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377	12580	12477.5	16807.5	16684				
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5	12580.5	12478	16808	16684.5				
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378	12581	12478.5	16808.5	16685				
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5	12581.5	12479	16809	16685.5				
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379	12582	12479.5	16809.5	16686				
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5	12582.5	12480	16810	16686.5	19684	18873.5		
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380	12583	12480.5	16810.5	16687	19684.5	18874		
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5	12583.5	12481	16811	16687.5	19685	18874.5		
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381	12584	12481.5	16811.5	16688	19685.5	18875		
11					8421.5	8381.5	12584.5	12482	16812	16688.5	19686	18875.5		
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382	12585	12482.5	16812.5	16689	19686.5	18876		
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5	12585.5	12483	16813	16689.5	19687	18876.5	22382.5	22290.5
14			6320.5	6269.5	8423	8383	12586	12483.5	16813.5	16690	19687.5	18877	22383	22291
15					8423.5	8383.5	12586.5	12484	16814	16690.5	19688	18877.5	22383.5	22291.5
16							12587	12484.5	16814.5	16691	19688.5	18878	22384	22292
17							12587.5	12485	16815	16691.5	19689	18878.5	22384.5	22292.5
18							12588	12485.5	16815.5	16692	19689.5	18879	22385	22293
19							12588.5	12486	16816	16692.5	19690	18879.5	22385.5	22293.5
20							12589	12486.5	16816.5	16693	19690.5	18880	22386	22294
21							12589.5	12487	16817	16693.5			22386.5	22294.5
22							12590	12487.5	16817.5	16694			22387	22295
23							12590.5	12488	16818	16694.5			22387.5	22295.5
24							12591	12488.5					22388	22296
25							12591.5	12489	16818.5	16695.5			22388.5	22296.5
26							12592	12489.5	16819	16696			22389	22297
27							12592.5	12490	16819.5	16696.5				
28							12593	12490.5	16820	16697				
29							12593.5	12491	16820.5	16697.5				
30							12594	12491.5	16821	16698				
31							12594.5	12492	16821.5	16698.5				
32							12595	12492.5						
33							12595.5	12493						
34							12596	12493.5						
35							12596.5	12494						
36							12597	12494.5						
37							12597.5	12495						
38							12598	12495.5						
39							12598.5	12496						
40							12599	12496.5						
41							12599.5	12497						
42							12600	12497.5						
43							12600.5	12498						
44							12601	12498.5						
45							12601.5	12499						
46							12602	12499.5						
47							12602.5	12500						
48							12603	12500.5						

49							12603. 5	12501						
50							12604	12501. 5						
51							12604. 5	12502						
52							12605	12502. 5						
53							12605. 5	12503						
54							12606	12503. 5						
55							12606. 5	12504						
56							12607	12504. 5						
57							12607. 5	12505						
58							12608	12505. 5						
59							12608. 5	12506						
60							12609	12506. 5						
61							12609. 5	12507						
62							12610	12507. 5						
63							12610. 5	12508						
64							12611	12508. 5						
65							12611. 5	12509						
66							12612	12509. 5						
67							12612. 5	12510						
68							12613	12510. 5						
69							12613. 5	12511						
70							12614	12511. 5						
71							12614. 5	12512						
72							12615	12512. 5						
73							12615. 5	12513						
74							12616	12513. 5						
75							12616. 5	12514						
76							12617	12514. 5						
77							12617. 5	12515						
78							12618	12515. 5						
79							12618. 5	12516						
80							12619	12516. 5						
81							12619. 5	12517						
82							12620	12517. 5						
83							12620. 5	12518						
84							12621	12518. 5						
85							12621. 5	12519						
86							12622	12519. 5						
87														
88							12622. 5	12520. 5						
89							12623	12521						
90							12623. 5	12521. 5						
91							12624	12522						
92							12624. 5	12522. 5						

3 船舶局(FSKの場合は100ボーを、PSKの場合は200ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

チャネル番号	4 MHz帯	6 MHz帯	8 MHz帯	12MHz帯	16MHz帯	18/19MHz帯	22MHz帯	25/26MHz帯
1	4170.5	6260.25	8339.25	12419.25	16615.25	19691	22290	26101
2	4171	6260.75	8339.75	12419.75	16615.75		22297.5	26101.5
3	4171.5	6321	8375	12422	16616.25		22298	26102
4	4172	6321.5	8375.5	12476.5	16616.75		22298.5	26102.5
5	4179		8376	12655	16682		22299	
6	4179.5			12655.5	16682.5		22443.5	
7	4180			12656	16683			
8				12656.5				

4 海岸局及び船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

4 MHz帯		6 MHz帯		8 MHz帯		12MHz帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
4218 **	4180.5 **	6326.5 **	6275.5 **	8431.5 **	8391.5 **	12623 **	12521 **
	4207.5 *		6312 *		8414.5 *		12577 *
4219.5 ***	4208 ***	6331 ***	6312.5 ***	8436.5 ***	8415 ***	12657 ***	12577.5 ***
4220	4208.5	6331.5	6313	8437	8415.5	12657.5	12578
4220.5	4209	6332	6313.5	8437.5	8416	12658	12578.5

16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯		25/26MHz帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
16844 **	16721 **	19682.5 **	18872 **	22410 **	22318 **	26103 **	25175 **
	16804.5 *						
16903 ***	16805 ***	19703.5 ***	18898.5 ***	22444 ***	22374.5 ***	26121 ***	25208.5 ***25209
16903.5	16805.5	19704	18899	22444.5	22375	26121.5	25209.5
16904	16806	19704.5	18899.5	22445	22375.5	26122	

* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

** これらの周波数は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件として、使用することができる。

*** 対に組み合わせられるこれらの周波数(海岸局/船舶局)は、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。

別表 3－3　4－25MHzの海上移動業務（データ伝送）の周波数表

チャネル 番号	4 MHz帯		6 MHz帯		8 MHz帯		12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯		25/26MHz帯	
	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		4153. 5 ^{3,4}		6234. 5 ^{3,4}		8301. 5 ^{3,4}		12369. 5 ^{3,4}		16550. 5 ^{3,4}		18847. 5 ^{3,4}		22181. 5 ^{3,4}		25122. 5 ^{3,4}
2		4156. 5 ^{3,4}		6237. 5 ^{3,4}		8304. 5 ^{3,4}		12372. 5 ^{3,4}		16553. 5 ^{3,4}		18850. 5 ^{3,4}		22184. 5 ^{3,4}		25125. 5 ^{3,4}
3		4159. 5 ^{3,4}		6240. 5 ^{3,4}		8307. 5 ^{3,4}		12375. 5 ^{3,4}		16556. 5 ^{3,4}		18853. 5 ^{3,4}		22187. 5 ^{3,4}		25128. 5 ^{3,4}
4		4162. 5 ^{3,4}		6243. 5 ^{3,4}		8310. 5 ^{3,4}		12378. 5 ^{3,4}		16559. 5 ^{3,4}		18856. 5 ^{3,4}		22190. 5 ^{3,4}		25131. 5 ^{3,4}
5		4165. 5 ^{3,4}		6246. 5 ^{3,4}		8313. 5 ^{3,4}		12381. 5 ^{3,4}		16562. 5 ^{3,4}		18859. 5 ^{3,4}		22193. 5 ^{3,4}		25134. 5 ^{3,4}
6		4168. 5 ^{3,4}		6249. 5 ^{3,4}		8316. 5 ^{3,4}		12384. 5 ^{3,4}		16565. 5 ^{3,4}		18862. 5 ^{3,4}		22196. 5 ^{3,4}		25137. 5 ^{3,4}
7	4199. 75	4181. 75		6252. 5 ^{3,4}		8319. 5 ^{3,4}		12387. 5 ^{3,4}		16568. 5 ^{3,4}		18865. 5 ^{3,4}		22199. 5 ^{3,4}		25140. 5 ^{3,4}
8	4202. 75	4184. 75		6255. 5 ^{3,4}		8322. 5 ^{3,4}		12390. 5 ^{3,4}		16571. 5 ^{3,4}		18868. 5 ^{3,4}		22202. 5 ^{3,4}		25143. 5 ^{3,4}
9	4205. 75	4187. 75		6258. 5 ^{3,4}		8325. 5 ^{3,4}		12393. 5 ^{3,4}		16574. 5 ^{3,4}		18871. 5 ^{3,4}		22205. 5 ^{3,4}		25146. 5 ^{3,4}
10	4190. 75 ^{2,3}	4190. 75 ^{2,3}	6323. 25	6271. 25		8328. 5 ^{3,4}		12396. 5 ^{3,4}		16577. 5 ^{3,4}	19682. 25	18881. 75		22208. 5 ^{3,4}		25149. 5 ^{3,4}
11	4193. 75 ^{2,3}	4193. 75 ^{2,3}	6326. 25	6274. 25		8331. 5 ^{3,4}		12399. 5 ^{3,4}		16580. 5 ^{3,4}	19692. 75	18884. 75		22211. 5 ^{3,4}		25152. 5 ^{3,4}
12	4196. 75 ^{2,3}	4196. 75 ^{2,3}	6329. 25	6277. 25		8334. 5 ^{3,4}		12402. 5 ^{3,4}		16583. 5 ^{3,4}	19695. 75 ³	18887. 75 ³		22214. 5 ^{3,4}		25155. 5 ^{3,4}
13	4217. 75 ²	4217. 75 ²	6280. 25 ^{2,3}	6280. 25 ^{2,3}		8337. 5 ^{3,4}		12405. 5 ^{3,4}		16586. 5 ^{3,4}	19698. 75 ³	18890. 75 ³		22217. 5 ^{3,4}		25158. 5 ^{3,4}
14			6283. 25 ^{2,3}	6283. 25 ^{2,3}	8409. 5	8343. 25		12408. 5 ^{3,4}		16589. 5 ^{3,4}	19701. 75 ³	18893. 75 ³		22220. 5 ^{3,4}	26104. 25	25161. 5
15			6286. 25 ^{2,3}	6286. 25 ^{2,3}	8412. 5	8346. 25		12411. 5 ^{3,4}		16592. 5 ^{3,4}	18896. 75 ²	18896. 75 ²		22223. 5 ^{3,4}	26107. 25	25164. 5
16			6289. 25 ^{2,3}	6289. 25 ^{2,3}	8425. 5	8349. 25		12414. 5 ^{3,4}		16595. 5 ^{3,4}				22226. 5 ^{3,4}	26110. 25	25167. 5
17			6292. 25 ^{2,3}	6292. 25 ^{2,3}	8428. 5 ³	8352. 25 ³		12417. 5 ^{3,4}		16598. 5 ^{3,4}				22229. 5 ^{3,4}	26113. 25 ³	25170. 5 ³
18			6295. 25 ^{2,3}	6295. 25 ^{2,3}	8431. 5 ³	8355. 25 ³	12626. 25	12423. 75		16601. 5 ^{3,4}				22232. 5 ^{3,4}	26116. 25 ³	25173. 5 ³
19			6298. 25 ^{2,3}	6298. 25 ^{2,3}	8434. 5 ³	8358. 25 ³	12629. 25	12426. 75		16604. 5 ^{3,4}				22235. 5 ^{3,4}	26119. 25 ³	25176. 5 ³
20			6301. 25 ^{2,3}	6301. 25 ^{2,3}	8361. 25 ^{2,3}	8361. 25 ^{2,3}	12632. 25	12429. 75		16607. 5 ^{3,4}				22238. 5 ^{3,4}	25179. 5 ^{2,3}	25179. 5 ^{2,3}
21			6304. 25 ^{2,3}	6304. 25 ^{2,3}	8364. 25 ^{2,3}	8364. 25 ^{2,3}	12635. 25	12432. 75		16610. 5 ^{3,4}			22390. 75	22243. 25	25182. 5 ^{2,3}	25182. 5 ^{2,3}
22			6307. 25 ^{2,3}	6307. 25 ^{2,3}	8367. 25 ^{2,3}	8367. 25 ^{2,3}	12638. 25 ³	12435. 75 ³		16613. 5 ^{3,4}			22393. 75	22246. 25	25185. 5 ^{2,3}	25185. 5 ^{2,3}
23			6310. 25 ^{2,3}	6310. 25 ^{2,3}	8370. 25 ^{2,3}	8370. 25 ^{2,3}	12641. 25 ³	12438. 75 ³	16841. 25	16620. 25			22396. 75	22249. 25	25188. 5 ^{2,3}	25188. 5 ^{2,3}
24				8373. 25 ^{2,3}	8373. 25 ^{2,3}	8373. 25 ^{2,3}	12644. 25 ³	12441. 75 ³	16844. 25	16623. 25			22399. 75	22252. 25	25191. 5 ^{2,3}	25191. 5 ^{2,3}
25				8385. 5 ^{2,3}	8385. 5 ^{2,3}	8385. 5 ^{2,3}	12647. 25 ³	12444. 75 ³	16847. 25	16626. 25			22402. 75	22255. 25	25194. 5 ^{2,3}	25194. 5 ^{2,3}
26				8388. 5 ^{2,3}	8388. 5 ^{2,3}	8388. 5 ^{2,3}	12650. 25 ³	12447. 75 ³	16850. 25	16629. 25			22405. 75	22258. 25	25197. 5 ^{2,3}	25197. 5 ^{2,3}
27				8391. 5 ^{2,3}	8391. 5 ^{2,3}	8391. 5 ^{2,3}	12653. 25 ³	12450. 75 ³	16853. 25	16632. 25			22408. 75 ³	22261. 25 ³	25200. 5 ^{2,3}	25200. 5 ^{2,3}
28				8394. 5 ^{2,3}	8394. 5 ^{2,3}	8394. 5 ^{2,3}	12453. 75 ^{2,3}	12453. 75 ^{2,3}	16856. 25	16635. 25			22411. 75 ³	22264. 25 ³	25203. 5 ^{2,3}	25203. 5 ^{2,3}
29				8397. 5 ^{2,3}	8397. 5 ^{2,3}	8397. 5 ^{2,3}	12456. 75 ^{2,3}	12456. 75 ^{2,3}	16859. 25	16638. 25			22414. 75 ³	22267. 25 ³	25206. 5 ^{2,3}	25206. 5 ^{2,3}
30				8400. 5 ^{2,3}	8400. 5 ^{2,3}	8400. 5 ^{2,3}	12459. 75 ^{2,3}	12459. 75 ^{2,3}	16862. 25	16641. 25			22417. 75 ³	22270. 25 ³		
31				8403. 5 ^{2,3}	8403. 5 ^{2,3}	8403. 5 ^{2,3}	12462. 75 ^{2,3}	12462. 75 ^{2,3}	16865. 25	16644. 25			22420. 75 ³	22273. 25 ³		
32				8406. 5 ^{2,3}	8406. 5 ^{2,3}	8406. 5 ^{2,3}	12465. 75 ^{2,3}	12465. 75 ^{2,3}	16868. 25 ³	16647. 25 ³			22423. 75 ³	22276. 25 ³		
33							12468. 75 ^{2,3}	12468. 75 ^{2,3}	16871. 25 ³	16650. 25 ³			22426. 75 ³	22279. 25 ³		
34							12471. 75 ^{2,3}	12471. 75 ^{2,3}	16874. 25 ³	16653. 25 ³			22429. 75 ³	22282. 25 ³		
35							12474. 75 ^{2,3}	12474. 75 ^{2,3}	16877. 25 ³	16656. 25 ³			22432. 75 ³	22285. 25 ³		
36							12524. 25 ^{2,3}	12524. 25 ^{2,3}	16880. 25 ³	16659. 25 ³			22435. 75 ³	22288. 25 ³		
37							12527. 25 ^{2,3}	12527. 25 ^{2,3}	16883. 25 ³	16662. 25 ³			22300. 75 ^{2,3}	22300. 75 ^{2,3}		
38							12530. 25 ^{2,3}	12530. 25 ^{2,3}	16886. 25 ³	16665. 25 ³			22303. 75 ^{2,3}	22303. 75 ^{2,3}		
39							12533. 25 ^{2,3}	12533. 25 ^{2,3}	16889. 25 ³	16668. 25 ³			22306. 75 ^{2,3}	22306. 75 ^{2,3}		
40							12536. 25 ^{2,3}	12536. 25 ^{2,3}	16892. 25 ³	16671. 25 ³			22309. 75 ^{2,3}	22309. 75 ^{2,3}		
41							12539. 25 ^{2,3}	12539. 25 ^{2,3}	16895. 25 ³	16674. 25 ³			22312. 75 ^{2,3}	22312. 75 ^{2,3}		
42							12542. 25 ^{2,3}	12542. 25 ^{2,3}	16898. 25 ³	16677. 25 ³			22315. 75 ^{2,3}	22315. 75 ^{2,3}		
43							12545. 25 ^{2,3}	12545. 25 ^{2,3}	16901. 25 ³	16680. 25 ³			22318. 75 ^{2,3}	22318. 75 ^{2,3}		
44							12548. 25 ^{2,3}	12548. 25 ^{2,3}	16700. 5 ^{2,3}	16700. 5 ^{2,3}			22321. 75 ^{2,3}	22321. 75 ^{2,3}		
45							12551. 25 ^{2,3}	12551. 25 ^{2,3}	16703. 5 ^{2,3}	16703. 5 ^{2,3}			22324. 75 ^{2,3}	22324. 75 ^{2,3}		
46							12554. 25 ^{2,3}	12554. 25 ^{2,3}	16706. 5 ^{2,3}	16706. 5 ^{2,3}			22327. 75 ^{2,3}	22327. 75 ^{2,3}		
47							12557. 25 ^{2,3}	12557. 25 ^{2,3}	16709. 5 ^{2,3}	16709. 5 ^{2,3}			22330. 75 ^{2,3}	22330. 75 ^{2,3}		
48							12560. 25 ^{2,3}	12560. 25 ^{2,3}	16712. 5 ^{2,3}	16712. 5 ^{2,3}			22333. 75 ^{2,3}	22333. 75 ^{2,3}		

49							12563. 25 ^{2, 3}	12563. 25 ^{2, 3}	16715. 5 ^{2, 3}	16715. 5 ^{2, 3}			22336. 75 ^{2, 3}	22336. 75 ^{2, 3}		
50							12566. 25 ^{2, 3}	12566. 25 ^{2, 3}	16718. 5 ^{2, 3}	16718. 5 ^{2, 3}			22339. 75 ^{2, 3}	22339. 75 ^{2, 3}		
51							12569. 25 ^{2, 3}	12569. 25 ^{2, 3}	16721. 5 ^{2, 3}	16721. 5 ^{2, 3}			22342. 75 ^{2, 3}	22342. 75 ^{2, 3}		
52							12572. 25 ^{2, 3}	12572. 25 ^{2, 3}	16724. 5 ^{2, 3}	16724. 5 ^{2, 3}			22345. 75 ^{2, 3}	22345. 75 ^{2, 3}		
53							12575. 25 ^{2, 3}	12575. 25 ^{2, 3}	16727. 5 ^{2, 3}	16727. 5 ^{2, 3}			22348. 75 ^{2, 3}	22348. 75 ^{2, 3}		
54									16730. 5 ^{2, 3}	16730. 5 ^{2, 3}			22351. 75 ^{2, 3}	22351. 75 ^{2, 3}		
55									16733. 5 ^{2, 3}	16733. 5 ^{2, 3}			22354. 75 ^{2, 3}	22354. 75 ^{2, 3}		
56									16736. 5 ^{2, 3}	16736. 5 ^{2, 3}			22357. 75 ^{2, 3}	22357. 75 ^{2, 3}		
57									16739. 5 ^{2, 3}	16739. 5 ^{2, 3}			22360. 75 ^{2, 3}	22360. 75 ^{2, 3}		
58									16742. 5 ^{2, 3}	16742. 5 ^{2, 3}			22363. 75 ^{2, 3}	22363. 75 ^{2, 3}		
59									16745. 5 ^{2, 3}	16745. 5 ^{2, 3}			22366. 75 ^{2, 3}	22366. 75 ^{2, 3}		
60									16748. 5 ^{2, 3}	16748. 5 ^{2, 3}			22369. 75 ^{2, 3}	22369. 75 ^{2, 3}		
61									16751. 5 ^{2, 3}	16751. 5 ^{2, 3}			22372. 75 ^{2, 3}	22372. 75 ^{2, 3}		
62									16754. 5 ^{2, 3}	16754. 5 ^{2, 3}			22438. 75	22377. 75		
63									16757. 5 ^{2, 3}	16757. 5 ^{2, 3}			22441. 75	22380. 75		
64									16760. 5 ^{2, 3}	16760. 5 ^{2, 3}						
65									16763. 5 ^{2, 3}	16763. 5 ^{2, 3}						
66									16766. 5 ^{2, 3}	16766. 5 ^{2, 3}						
67									16769. 5 ^{2, 3}	16769. 5 ^{2, 3}						
68									16772. 5 ^{2, 3}	16772. 5 ^{2, 3}						
69									16775. 5 ^{2, 3}	16775. 5 ^{2, 3}						
70									16778. 5 ^{2, 3}	16778. 5 ^{2, 3}						
71									16781. 5 ^{2, 3}	16781. 5 ^{2, 3}						
72									16784. 5 ^{2, 3}	16784. 5 ^{2, 3}						
73									16787. 5 ^{2, 3}	16787. 5 ^{2, 3}						
74									16790. 5 ^{2, 3}	16790. 5 ^{2, 3}						
75									16793. 5 ^{2, 3}	16793. 5 ^{2, 3}						
76									16796. 5 ^{2, 3}	16796. 5 ^{2, 3}						
77									16799. 5 ^{2, 3}	16799. 5 ^{2, 3}						
78									16802. 5 ^{2, 3}	16802. 5 ^{2, 3}						
79									16823. 25 ^{2, 3}	16823. 25 ^{2, 3}						
80									16826. 25 ^{2, 3}	16826. 25 ^{2, 3}						
81									16829. 25 ^{2, 3}	16829. 25 ^{2, 3}						
82									16832. 25 ^{2, 3}	16832. 25 ^{2, 3}						
83									16835. 25 ^{2, 3}	16835. 25 ^{2, 3}						
84									16838. 25 ^{2, 3}	16838. 25 ^{2, 3}						

- データ伝送によるこの周波数の使用は、ITU-R勧告M. 1798に従うものとする。
- 単信通信（1周波数）の使用に限る。
- 3kHzの隣接するチャンネルを使用して広帯域通信に割り当てることができる。
- このチャンネルは、同一帯域の広帯域の海岸局のチャンネルと対にすることができる。
- 本表の周波数帯のうち4154-4219kHz、6235-6330. 5kHz、8302-8436kHz、12370-12656. 5kHz、16551-16902. 5kHz、18848-18898kHz、19681-19703kHz、22182-22443. 5kHz及び25123-25208kHzの使用は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件に船舶局(40ボーを超えない速度のA1Aモールス電信の呼出及び通信並びに広帯域電信、ファクシミリ及び特別の伝送方式による通信並びに狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信（FSKの場合は100ボー、PSKの場合は200ボーを超えない速度の場合に限る。）を行うものに限る。）又は海岸局(狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信 (FSKの場合は100ボー、PSKの場合は200ボーを超えない速度の場合に限る。))を行うものに限る。)に割り当てることができる。
- 本表に記載のない周波数帯のうち4221-4231kHz、6332. 5-6342. 5kHz、8438-8448kHz、12658. 5-12668. 5kHz、16904. 5-16914. 5kHz及び22445. 5-22455. 5kHzは、NAVDAT送信局が最新版のITU-R勧告M. 2058に従って運用される海岸局であることを条件にNAVDATシステムに使用することができる。

別表 3－4 156.025-162.025MHz海上移動無線通信業務の周波数表

チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1 周波数	2 周波数	
60	m)	156.025	160.625		○	○	○
01	m)	156.050	160.650		○	○	○
61	m)	156.075	160.675		○	○	○
02	m)	156.100	160.700		○	○	○
62	m)	156.125	160.725		○	○	○
03	m)	156.150	160.750		○	○	○
63	m)	156.175	160.775		○	○	○
04	m)	156.200	160.800		○	○	○
64	m)	156.225	160.825		○	○	○
05	m)	156.250	160.850		○	○	○
65	m)	156.275	160.875		○	○	○
06	f)	156.300		○			
2006	r)	160.900	160.900				
66	m)	156.325	160.925		○	○	○
07	m)	156.350	160.950		○	○	○
67	h)	156.375	156.375	○	○		
08		156.400		○			
68		156.425	156.425		○		
09	i)	156.450	156.450	○	○		
69		156.475	156.475	○	○		
10	h), q)	156.500	156.500	○	○		
70	f), j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し			
11	q)	156.550	156.550		○		
71		156.575	156.575		○		
12		156.600	156.600		○		
72	i)	156.625		○			
13	k)	156.650	156.650	○	○		
73	h), i)	156.675	156.675	○	○		
14		156.700	156.700		○		
74		156.725	156.725		○		
15	g)	156.750	156.750	○	○		
75	n), s)	156.775	156.775		○		
16	f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
76	n), s)	156.825	156.825		○		
17	g)	156.850	156.850	○	○		
77		156.875		○			
18	m)	156.900	161.500		○	○	○
78	m)	156.925	161.525		○	○	○
1078		156.925	156.925		○		
2078	mm)		161.525		○		

19	m)	156.950	161.550		○	○	○
1019		156.950	156.950		○		
2019	mm)		161.550		○		
79	m)	156.975	161.575		○	○	○
1079		156.975	156.975		○		
2079	mm)		161.575		○		
20	m)	157.000	161.600		○	○	○
1020		157.000	157.000		○		
2020	mm)		161.600		○		
80	wa), y)	157.025	161.625		○	○	○
21	wa), y)	157.050	161.650		○	○	○
81	wa), y)	157.075	161.675		○	○	○
22	wa), y)	157.100	161.700		○	○	○
82	wa), x), y)	157.125	161.725		○	○	○
23	wa), x), y)	157.150	161.750		○	○	○
83	wa), x), y)	157.175	161.775		○	○	○
24	w), x)	157.200	161.800		○	○	○
1024	w)	157.200	157.200	○*	○*		
2024	w)	161.800	161.800	○*	○*		
84	w), x)	157.225	161.825		○	○	○
1084	w)	157.225	157.225	○*	○*		
2084	w)	161.825	161.825	○*	○*		
25	w), x)	157.250	161.850		○	○	○
1025	w)	157.250	157.250	○*	○*		
2025	w)	161.850	161.850	○*	○*		
85	w), x)	157.275	161.875		○	○	○
1085	w)	157.275	157.275	○*	○*		
2085	w)	161.875	161.875	○*	○*		
26	w), x)	157.300	161.900		○	○	○
1026	w)	157.300					
2026	w)		161.900				
86	w), x)	157.325	161.925		○	○	○
1086	w)	157.325					
2086	w)		161.925				
1027	zz)	157.350	157.350		○		
ASM 1	z)	161.950	161.950				
87	zz)	157.375	157.375		○		
1028	zz)	157.400	157.400		○		
ASM 2	z)	162.000	162.000				
88	zz)	157.425	157.425		○		
AIS 1	f), l), p)	161.975	161.975				
AIS 2	f), l), p)	162.025	162.025				

* このチャンネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。

一般的な注

a) 主管庁は、船舶相互間並びに港務通信及び船舶通航用の周波数を、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74

号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って運用する軽飛行機及びヘリコプターと主に海上の支援作業に従事する船舶又はこれに参加する海岸局との通信のために使用することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前合意を条件とする。

b) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。

c) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

e) 主管庁は、25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、最新版のITU-R勧告M.1084に従い、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルのインターリーブを認めることができる。

- この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャンネル(特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS 1及びAIS 2チャンネル)への影響並びにITU-R勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。
- 12.5kHzチャンネルのインターリーブの導入及びそれに伴う国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整を条件とする。

個別的な注

f) 156.3MHz(第06チャンネル)、156.525MHz(第70チャンネル)、156.8MHz(第16チャンネル)、161.975MHz(AIS 1チャンネル)及び162.025MHz(AIS 2チャンネル)の周波数は、搜索救難活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。156.525MHz(第70チャンネル)、161.975MHz(AIS 1チャンネル)及び162.025MHz(AIS 2チャンネル)の周波数は、デジタル選択呼出又はAIS技術若しくはその両方を使用した航行の安全の高度化に係る自律型海上無線機器にも使用することができる。このような使用は、最新版のITU-R勧告M.2135に従うものとする。

g) 第15及び第17チャンネルは、実効輻射電力が1Wを超えず、主管庁の領海内で使用される場合に当該国の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

h) ヨーロッパ海上地区及びカナダでは、第10、第67及び第73チャンネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の搜索救難活動及び地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

i) a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第09チャンネル)、156.625MHz(第72チャンネル)及び156.675MHz(第73チャンネル)とする。

j) 第70チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

k) 第13チャンネルは、世界的基礎で航行安全通信用に使用されるチャンネルとし、主として船舶相互間の航行安全通信用とする。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航及び港務通信にも使用することができる。

l) AIS 1及びAIS 2チャンネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、最新版のITU-R勧告M.1371に従うものとする。

m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。単一周波数の使用においては、以下の条件が適用される。

- これらのチャンネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャンネルとして運用することができる。
- これらのチャンネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。
- 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

mm) これらのチャンネルによる送信は、海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

n) AISを除き、第75及び第76チャンネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、出力を1W以下に制限することにより、第16チャンネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

o) (未使用)

p) AIS 1及びAIS 2チャンネルは、船舶から送信されるAISを受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

q) 第10及び第11チャンネルを使用する場合は、第70チャンネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

r) 海上移動業務において、160.9MHz(第2006チャンネル)の周波数は、最新版のITU-R勧告M.2135に従ってAIS技術を使用する自律型海上無線機器用(航行の安全の高度化に係るものを除く。)とする。この自律型海上無線機器の送信は、送信機の輻射電力が100mWに制限され、空中線の高さが海面から1mを超えてはならない。海上移動業務においてこの周波数は、将来のアプリケーションやシステム(例えば、新しいAISのアプリケーションや船外システム等)のために保留する。主管庁が実験的な使用を認める場合は、固定業務及び自律型海上無線機器(航行の安全の高度化に係るものを除く。)を含む移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、また、それらの局からの保護を要求してはならない。

s) 第75及び第76チャンネルは、船舶局からの長距離用AIS情報(メッセージ番号27:最新版のITU-R勧告M.1371参照)を受信するために移動衛星業務(地球から宇宙)にも割り当てる。

t) (未使用)

u) (未使用)

v) (未使用)

w) 157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHz(第24、第84、第25、第85、第26、第86、第1024、第1084、第1025、第1085、第1026、第1086、第2024、第2084、第2025、第2085、第2026及び第2086チャンネルに相当)の周波数帯は、VHFデータ交換システム(VDES)用として特定される。VDESの地上部分及び衛星部分は、最新版のITU-R勧告M.2092に規定される。これらのチャンネルは、フィードリンクに使用してはならない。これらのチャンネルは、連続する複数の25kHzのチャンネルを結合して、50kHz幅、100kHz幅又は150kHz幅のチャンネルとして使用することができる。このチャンネルの使用は、以下のとおり。

- 第1024、第1084、第1025及び第1085チャンネルは、船舶から沿岸、沿岸から船舶及び船舶から船舶の通信に特定するほか、これらの通信に制約を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。
- 第2024、第2084、第2025及び第2085チャンネルは、沿岸から船舶及び船舶から船舶の通信に特定するほか、これらの通信に制限を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。
- 第1026、第1086、第2026及び第2086チャンネルは、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に特定し、VDESの地

上部分に使用してはならない。

- － 第24、第84、第25及び第85チャンネルは、船舶から沿岸及び沿岸から船舶の通信に特定する。

VDES（地球から宇宙）の使用は、同じ周波数帯で運用される地上システムに対して有害な混信を生じさせ、保護を要求し、また、将来の発達を妨げてはならない。

2029年12月31日まで、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルは、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めないこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M. 1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

wa) 第一地域及び第三地域では、以下のとおりとする。

157. 0125-157. 1125MHz及び161. 6125-161. 7125MHz（第80、第21、第81及び第22チャンネルに相当）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M. 1842に規定される連続する複数の25kHzのチャンネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。

157. 1375-157. 1875MHz及び161. 7375-161. 7875MHz（第23及び第83チャンネルに相当）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M. 1842に規定される連続する2つの25kHzのチャンネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。
157. 125MHz及び161. 725MHz（第82チャンネル）の周波数は、最新版のITU-R勧告M. 1842に規定されるデジタルシステムの利用に特定する。

157. 0125-157. 1875MHz及び161. 6125-161. 7875MHz（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めないこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M. 1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

x) アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セイシェル、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、157. 1125-157. 3375MHz及び161. 7125-161. 9375MHz（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。中華人民共和国では、157. 1375-157. 3375MHz及び161. 7375-161. 9375MHz（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。

y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁と調整することを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして運用することができる。

z) ASM 1及びASM 2チャンネルは、最新版のITU-R勧告M. 2092に規定されるアプリケーション特定メッセージ（ASM）に使用される。

zz) 第1027、第1028、第87及び第88チャンネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャンネルとして使用される。

別表 3－5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) アナログ変調方式の周波数表

156.75MHz	156.85MHz	
457.525MHz	457.55MHz	457.575MHz
467.6MHz	467.6125MHz	467.625MHz

(2) デジタル変調方式の周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送 信 周 波 数	受 信 周 波 数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表 5 航空機地球局の周波数表

送 信 周 波 数	受 信 周 波 数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表 6－1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz及び1252.0125MHz並びに1216.5125MHz及び1252.5125MHzは、周波数制御用チャネルとする。
1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは、周波数制御用チャネルとする。

別表 6－2 移動体識別用無線局の周波数表

920MHz帯(916.7－920.9MHz)の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916.8MHz 918MHz 919.2MHz 920.4MHz 920.6MHz 920.8MHz
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.5MHz 920.7MHz
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz	

別表 6－3 無線電力伝送用構内無線局の周波数表

920MHz 帯(916.7－920.9MHz)の周波数の電波を使用する無線設備	918MHz 919.2MHz
2.4GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	2412MHz 2437MHz 2462MHz 2484MHz
5.7GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	5740MHz 5742MHz 5744MHz 5746MHz 5748MHz 5750MHz 5752MHz 5758MHz 5764MHz

別表 7－1 150MHz帯簡易無線局の周波数表

154.44375MHz	154.45MHz	154.45625MHz	154.4625MHz	154.46875MHz	154.47MHz
154.475MHz	154.48125MHz	154.4875MHz	154.49MHz	154.49375MHz	154.5MHz
154.50625MHz	154.51MHz	154.5125MHz	154.51875MHz	154.525MHz	154.53MHz
154.53125MHz	154.5375MHz	154.54375MHz	154.55MHz	154.55625MHz	154.5625MHz
154.56875MHz	154.57MHz	154.575MHz	154.58125MHz	154.5875MHz	154.59MHz
154.59375MHz	154.6MHz	154.60625MHz	154.61MHz	154.6125MHz	

別表 7－2 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.03125MHz以上351.63125MHz以下の周波数であって、351.03125MHz及び351.03125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、465.034375MHz以上465.153125MHz以下の周波数であって、465.034375MHz及び465.034375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに468.796875MHz以上468.853125MHz以下の周波数であって、468.796875MHz及び468.796875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7－3 50GHz帯簡易無線局の周波数表

50.44GHz	50.45GHz	50.46GHz	50.47GHz	50.48GHz	50.49GHz	50.5GHz	50.51GHz
50.52GHz	50.53GHz	50.54GHz	50.55GHz	50.56GHz	50.57GHz	50.58GHz	50.59GHz
50.6GHz	50.61GHz	50.62GHz					
50.94GHz	50.95GHz	50.96GHz	50.97GHz	50.98GHz	50.99GHz	51GHz	51.01GHz
51.02GHz	51.03GHz	51.04GHz	51.05GHz	51.06GHz	51.07GHz	51.08GHz	51.09GHz
51.1GHz	51.11GHz	51.12GHz					

別表 8－1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

27.12MHz	40.68MHz
----------	----------

2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz	40.63MHz	40.65MHz	40.67MHz	40.69MHz	40.71MHz	40.73MHz	40.75MHz
40.77MHz	40.79MHz	40.81MHz	40.83MHz	40.85MHz			
72.13MHz	72.15MHz	72.17MHz	72.19MHz	72.21MHz	72.75MHz	72.76MHz	72.77MHz
72.79MHz	72.81MHz	72.83MHz	72.85MHz	72.87MHz	73.22MHz	73.23MHz	73.24MHz
73.25MHz	73.26MHz	73.27MHz	73.28MHz	73.29MHz	73.30MHz	73.31MHz	73.32MHz

別表 8－2 市民ラジオの無線局の周波数表

26.968MHz	26.976MHz	27.04MHz	27.08MHz	27.088MHz	27.112MHz	27.12MHz	27.144MHz
-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	-----------

別表 8－3 コードレス電話の無線局の周波数表

253.8625MHz以上254.9625MHz以下の周波数であって、253.8625MHz及び253.8625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
380.2125MHz以上381.3125MHz以下の周波数であって、380.2125MHz及び380.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8－4 小電力セキュリティシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8－5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz 2484MHz				
5150MHzを超え5350MHz以下又は5470MHzを超え5730MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が20MHz以下の無線設備	5170MHz*	5180MHz	5190MHz*	5200MHz
		5210MHz*	5220MHz	5230MHz*	5240MHz
		5260MHz	5280MHz	5300MHz	5320MHz
		5500MHz	5520MHz	5540MHz	5560MHz
		5580MHz	5600MHz	5620MHz	5640MHz
		5660MHz	5680MHz	5700MHz	5720MHz
	占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下の無線設備	5190MHz	5230MHz	5270MHz	5310MHz
		5510MHz	5550MHz	5590MHz	5630MHz
		5670MHz	5710MHz		
	占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下の無線設備	5210MHz	5290MHz	5530MHz	5610MHz
		5690MHz			
	占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備	5250MHz	5570MHz		
5925MHzを超え6425MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が20MHz以下の無線設備	5955MHz	5975MHz	5995MHz	6015MHz
		6035MHz	6055MHz	6075MHz	6095MHz
		6115MHz	6135MHz	6155MHz	6175MHz
		6195MHz	6215MHz	6235MHz	6255MHz
		6275MHz	6295MHz	6315MHz	6335MHz
		6355MHz	6375MHz	6395MHz	6415MHz
	占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下の無線設備	5965MHz	6005MHz	6045MHz	6085MHz
		6125MHz	6165MHz	6205MHz	6245MHz
		6285MHz	6325MHz	6365MHz	6405MHz
	占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下の無線設備	5985MHz	6065MHz	6145MHz	6225MHz
		6305MHz	6385MHz		
	占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備	6025MHz	6185MHz	6345MHz	
	占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下の無線設備	6105MHz	6265MHz		
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの				

60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	61.5GHz
------------------------	---------

＊ これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表８－６ デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1885.248MHz以上1904.256MHz以下の周波数であって、1885.248MHz及び1885.248MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの
1891MHz、1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz、1909.1MHz、1911.6MHz、1914.1MHz

別表８－７ 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

5.815GHz	5.820GHz	5.825GHz	5.830GHz	5.835GHz	5.840GHz	5.845GHz
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表８－８ 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

5.775GHz	5.780GHz	5.785GHz	5.790GHz	5.795GHz	5.800GHz	5.805GHz
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表８－９ 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz

別表９－１ テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備		313.625MHz
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
		449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及

	5kHz以下の無線設備	び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャンネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
920MHz帯(915.9-928.1MHz)の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二以上五以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの（注）
	連続する六以上二〇以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの（注）
920MHz帯(928.1-929.7MHz)の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二以上五以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.1MHzに50kHzのn倍を加えたもの以上929.7MHzから50kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、928.1MHzに50kHzのn倍を加えたもの及びこれに100kHzの自然数倍を加えたもの（注）
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であって、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が16kHz	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。こ

	zを超え32k Hz以下の無 線設備	の場合において、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャネルとす る。
--	--------------------------	---

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

別表 9－2　医療用テレメーター用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が 8.5kHz以下の無線設備	420.05MHz以上421.0375MHz以下の周波数であって、420.05MHz及び420.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	424.4875MHz以上425.975MHz以下の周波数であって、424.4875MHz及び424.4875MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	429.25MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.25MHz及び429.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	440.5625MHz以上441.55MHz以下の周波数であって、440.5625MHz及び440.5625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5125MHz以上445.5MHz以下の周波数であって、444.5125MHz及び444.5125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	448.675MHz以上449.6625MHz以下の周波数であって、448.675MHz及び448.675MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 8.5kHzを超え16kHz 以下の無線設備	420.0625MHz以上421.0125MHz以下の周波数であって、420.0625MHz及び420.0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5MHz以上425.95MHz以下の周波数であって、424.5MHz及び424.5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	429.2625MHz以上429.7125MHz以下の周波数であって、429.2625MHz及び429.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	440.575MHz以上441.525MHz以下の周波数であって、440.575MHz及び440.575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	444.525MHz以上445.475MHz以下の周波数であって、444.525MHz及び444.525MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	448.6875MHz以上449.6375MHz以下の周波数であって、448.6875MHz及び448.6875MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 16kHzを超え32kHz以下 の無線設備	420.075MHz以上420.975MHz以下の周波数であって、420.075MHz及び420.075MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5125MHz以上425.9125MHz以下の周波数であって、424.5125MHz及び424.5125MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	429.275MHz以上429.675MHz以下の周波数であって、429.275MHz及び429.275MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	440.5875MHz以上441.4875MHz以下の周波数であって、440.5875MHz及び440.5875MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5375MHz以上445.4375MHz以下の周波数であって、444.5375MHz及び444.5375MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	448.7MHz以上449.6MHz以下の周波数であって、448.7MHz及び448.7MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 32kHzを超え64kHz以下 の無線設備	420.1MHz以上420.9MHz以下の周波数であって、420.1MHz及び420.1MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5375MHz以上425.8375MHz以下の周波数であって、424.5375MHz及び424.5375MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの
	429.3MHz以上429.6MHz以下の周波数であって、429.3MHz及び429.3MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの
	440.6125MHz以上441.4125MHz以下の周波数であって、440.6125MHz及び440.6125MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの

	444.5625MHz以上445.3625MHz以下の周波数であって、444.5625MHz及び444.5625MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの			
	448.725MHz以上449.525MHz以下の周波数であって、448.725MHz及び448.725MHzに　100kHzの自然数倍を加えたもの			
占有周波数帯幅が 64kHzを超え320kHz 以下の無線設備	420.3MHz 425.7375MHz 444.7625MHz	420.8MHz 429.5MHz 445.2625MHz	424.7375MHz 440.8125MHz 448.925MHz	425.2375MHz 441.3125MHz 449.425MHz

別表 9－3　体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

1　体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

401.5MHz　403.5MHz　405.5MHz

2　体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

403.65MHz

別表 9－4　国際輸送用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

433.92MHz

別表 9－5　無線呼出用特定小電力無線局の周波数表

429.75MHz　429.7625MHz　429.775MHz　429.7875MHz　429.8MHz

別表 9－6　ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

74.58MHz　74.64MHz　74.70MHz　74.76MHz
322.025MHz以上322.15MHz以下の周波数であって、322.025MHz及び322.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
322.25MHz以上322.4MHz以下の周波数であって、322.25MHz及び322.25MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに125kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9－7　補聴援助用ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が20kHz以下 の無線設備	75.2125MHz以上75.5875MHz以下の周波数であって、75.2125MHz及び75.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が20kHzを 超え30kHz以下の無線設備	75.225MHz以上75.575MHz以下の周波数であって、75.225MHz及び75.225MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	169.4125MHz以上169.7875MHz以下の周波数であって、169.4125MHz及び169.4125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	75. 2625MHz以上75. 5125MHz以下の周波数であって、75. 2625MHz及び75. 2625MHzに62. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	169. 4375MHz以上169. 75MHz以下の周波数であって、169. 4375MHz及び169. 4375MHzに62. 5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9－8　無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が5. 8kHz以下の無線設備	421. 578125MHz以上421. 803125MHz以下の周波数であって、421. 578125MHz及び421. 578125MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18. 45MHzを加えたもの。この場合において、421. 796875MHz、421. 803125MHz、440. 246875MHz及び440. 253125MHzは周波数制御用チャネルとする。
	421. 809375MHz以上421. 909375MHz以下の周波数であって、421. 809375MHz及び421. 809375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18. 45MHzを加えたもの
	422. 053125MHz以上422. 190625MHz以下の周波数であって、422. 053125MHz及び422. 053125MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422. 184375MHz及び422. 190625MHzは周波数制御用チャネルとする。
	422. 196875MHz以上422. 296875MHz以下の周波数であって、422. 196875MHz及び422. 196875MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が5. 8kHzを超え8. 5kHz以下の無線設備	421. 575MHz以上421. 8MHz以下の周波数であって、421. 575MHz及び421. 575MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18. 45MHzを加えたもの。この場合において、421. 8MHz及び440. 25MHzは周波数制御用チャネルとする。
	421. 8125MHz以上421. 9125MHz以下の周波数であって、421. 8125MHz及び421. 8125MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18. 45MHzを加えたもの
	422. 05MHz以上422. 1875MHz以下の周波数であって、422. 05MHz及び422. 05MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422. 1875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	422. 2MHz以上422. 3MHz以下の周波数であって、422. 2MHz及び422. 2MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
413. 7MHz以上414. 14375MHz以下の周波数であって、413. 7MHz及び413. 7MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454. 05MHz以上454. 19375MHz以下の周波数であって、454. 05MHz及び454. 05MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの	

別表 9－9　音声アシスト用無線電話用特定小電力無線局の周波数表

75. 8MHz

別表 9－10　移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

1　周波数ホッピング方式を使用するもの

2441. 75MHz

2　1以外のもの

920MHz帯（91	占有周波数帯幅が2	916. 8MHz、918MHz若しくは919. 2MHz又は920. 4MHz以
------------	-----------	---

6. 7～923. 5MHz）の周波数の電波を使用する無線設備	00kHz以下の無線設備	上923. 4MHz以下の周波数であって、920. 4MHz及び920. 4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920. 5MHz以上923. 3MHz以下の周波数であって、920. 5MHz及び920. 5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920. 6MHz以上923. 2MHz以下の周波数であって、920. 6MHz及び920. 6MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920. 7MHz以上923. 1MHz以下の周波数であって、920. 7MHz及び920. 7MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
2. 4GHz帯（2425～2475MHz）の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	920. 8MHz以上923MHz以下の周波数であって、920. 8MHz及び920. 8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	2448. 875MHz	

別表 9－11　ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60. 5GHz　76. 5GHz　79GHz

別表 9－12　移動体検知センサー用特定小電力無線局の周波数表

10. 525GHz*　24. 15GHz　60. 5GHz　61. 5GHz

＊　この周波数の使用は、屋内に限る。

別表 9－13　人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が5. 8kHz以下の無線設備	142. 934375MHz以上142. 984375MHz以下の周波数であって、142. 934375MHz及び142. 934375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が5. 8kHzを超え11. 6kHz以下の無線設備	142. 9375MHz以上142. 98125MHz以下の周波数であって、142. 9375MHz及び142. 9375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が11. 6kHzを超え	142. 940625MHz以上142. 978125MHz以下の周波数であって、142. 940625MHz及び142. 940625MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの

17. 4kHz以下の無 線設備	
---------------------	--

別表10－1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群
A1	22.14GHzを超え 22.20GHz以下	A'1	22.74GHzを超え 22.80GHz以下	D1	25.27GHzを超え 25.33GHz以下	D'1	26.125GHzを超え 26.185GHz以下	C1	38.06GHzを超え 38.12GHz以下	C'1	39.06GHzを超え 39.12GHz以下
A2	22.20GHzを超え 22.26GHz以下	A'2	22.80GHzを超え 22.86GHz以下	D2	25.33GHzを超え 25.39GHz以下	D'2	26.185GHzを超え 26.245GHz以下	C2	38.12GHzを超え 38.18GHz以下	C'2	39.12GHzを超え 39.18GHz以下
A3	22.26GHzを超え 22.32GHz以下	A'3	22.86GHzを超え 22.92GHz以下	D3	25.39GHzを超え 25.45GHz以下	D'3	26.245GHzを超え 26.305GHz以下	C3	38.18GHzを超え 38.24GHz以下	C'3	39.18GHzを超え 39.24GHz以下
A4	22.32GHzを超え 22.38GHz以下	A'4	22.92GHzを超え 22.98GHz以下	B1	25.45GHzを超え 25.51GHz以下	B'1	26.305GHzを超え 26.365GHz以下	C4	38.24GHzを超え 38.30GHz以下	C'4	39.24GHzを超え 39.30GHz以下
				B2	25.51GHzを超え 25.57GHz以下	B'2	26.365GHzを超え 26.425GHz以下	C5	38.30GHzを超え 38.36GHz以下	C'5	39.30GHzを超え 39.36GHz以下
				B3	25.57GHzを超え 25.63GHz以下	B'3	26.425GHzを超え 26.485GHz以下	C6	38.36GHzを超え 38.42GHz以下	C'6	39.36GHzを超え 39.42GHz以下
				B4	25.63GHzを超え 25.69GHz以下	B'4	26.485GHzを超え 26.545GHz以下	C7	38.42GHzを超え 38.48GHz以下	C'7	39.42GHzを超え 39.48GHz以下
				B5	25.69GHzを超え 25.75GHz以下	B'5	26.545GHzを超え 26.605GHz以下				
				B6	25.75GHzを超え 25.81GHz以下	B'6	26.605GHzを超え 26.665GHz以下				
				B7	25.81GHzを超え 25.87GHz以下	B'7	26.665GHzを超え 26.725GHz以下				
				D4	25.945GHzを超え 26.005GHz以下	D'4	26.800GHzを超え 26.860GHz以下				
				D5	26.005GHzを超え 26.065GHz以下	D'5	26.860GHzを超え 26.920GHz以下				
				D6	26.065GHzを超え 26.125GHz以下	D'6	26.920GHzを超え 26.980GHz以下				

高群又は低群のいずれか又は双方（ブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする。）のブロックを使用することとする。

別表10－ 2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10－ 3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下
2330MHzを超え2370MHz以下
3400MHzを超え4100MHz以下
4500MHzを超え4600MHz以下
4900MHzを超え5000MHz以下
27GHzを超え28.2GHz以下
29.1GHzを超え29.5GHz以下

別表11－ 1 ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットの周波数表

ラジオゾンデ	403.3MHz以上405.7MHz以下の周波数であって、403.3M Hz及び403.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの 1673MHz 1680MHz 1687MHz
気象用ラジオ・ロボット	4162.9kHz 4164.7kHz 6244.9kHz 8330.2kHz 8330.8kHz 12482.3kHz 402MHzから406MHzまで

別表11－ 2 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz 4970MHz
占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz 4940MHz 4960MHz 4980MHz
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下の無線設備	4915MHz 4920MHz 4925MHz 4935MHz 4940MHz 4945MHz
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz 4917.5MHz 4922.5MHz 4927.5MHz 4932.5MHz 4937.5MHz 4942.5MHz 4947.5MHz

この表の周波数の使用は、上空を除く。

別表11－ 3 狭域通信システムの基地局の周波数表

5.775GHz 5.780GHz 5.785GHz 5.790GHz 5.795GHz 5.800GHz 5.805GHz
--

5. 53

8. 3kHz 未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8. 3kHz を超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5. 54

8. 3kHz 未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5. 54A

気象援助業務の局による 8. 3-11. 3kHz の周波数帯の使用は、受信用に限る。9-11. 3kHz の周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年 1 月 1 日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版の ITU-R 勧告 RS. 1881 を適用する。

5. 54B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニアでは、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 54C

付加分配：中華人民共和国では、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

5. 55

付加分配：アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14-19. 95kHz 及び 20. 05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

5. 57

海上移動業務による 14-19. 95kHz、20. 05-70kHz、70-90kHz (第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz) の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る (A1A 及び F1B 電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において A1A 又は F1B 電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、J2B 又は J7B 電波の発射が許される。

5. 58

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 59

業務の種類地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する 70-72kHz 及び 84-86kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 60

70-90kHz (第一地域では 70-86kHz) 及び 110-130kHz (第一地域では 112-130kHz) の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。

5. 61

第二地域では、70-90kHz 及び 110-130kHz の周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 62

90-110kHz の周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5. 63 (未使用)

5. 64

90-160kHz (第一地域では 90-148. 5kHz) の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び 110-160kHz (第一地域では 110-148. 5kHz) の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、A1A、F1B、A2C、A3C、F1C 又は F3C 電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110-160kHz (第一地域では 110-148. 5kHz) の間の周波数帯で J2B 又は J7B 電波の発射も許される。

5. 65

業務の種類地域差：バングラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による 112-117. 6kHz 及び 126-129kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 66

業務の種類地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による 115-117. 6kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 67

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、130-148. 5kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。

5. 67A

135. 7-137. 8kHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 1W を超えることなく、無線通信規則第 5. 67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 67B

アルジェリア、エジプト、イラク、レバノン、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアにおける 135. 7-137. 8kHz の周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135. 7-137. 8kHz の周波数帯では使用しないこととし、このことは、この使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5. 68

代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 69

付加分配：ソマリアでは、200-255kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエでは、200-283. 5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

5. 71(未使用)

5. 72(未使用)

5. 73

海上無線航行業務による 285-325kHz (第一地域では 283. 5-325kHz) の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。

5. 74

追加分配：第一地域では、285. 3-285. 7kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

5. 75

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

5. 76

410kHz の周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405-415kHz の周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406. 5-413. 5kHz の周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 77

業務の種類地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア、朝鮮民主主義人民共和国及びスリランカでは、415-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ラトビア、ウズベキスタン及びキルギスでは、435-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。前述の全ての国における主管庁は、435-495kHz の周波数帯の航空無線航行業務の局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。

5. 78

業務の種類地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による 415-435kHz の周波数の分配は、一次的基礎とする。

5. 79

海上移動業務による 415-495kHz 及び 505-526. 5kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限る。関心のある主管庁及び影響を受ける主管庁間での同意を得ることを条件として、最新版の ITU-R 勧告 M. 2010 に従い NAVDAT システムにも使用することができる。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

5. 79A

490kHz、518kHz 及び 4209. 5kHz の周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構(IMO) の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される(決議第 339(WRC-07、改参照)。

5. 80

第二地域では、航空無線航行業務による 435-495kHz の周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5. 80A

472-479kHz 帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から 800km 以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を 5W まで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 80B

アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおける 472-479kHz の周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。上記の国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならない。

5. 81(未使用)

5. 82

海上移動業務において、490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。航空無線航行業務による 415-495kHz の周波数帯の使用に当た

り、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。アマチュア業務による 472-479kHz の周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。

5. 82A(未使用)

5. 82B(未使用)

5. 82C

495-505kHz の周波数帯は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2010 に示す国際的な NAVDAT システムに使用される。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

5. 82D

500kHz 及び 4226kHz の周波数の NAVDAT システムの海岸局を設置する場合、500kHz 及び 4226kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。主管庁は、国際海事機関(IMO) の手続に従って NAVDAT システムの運用特性を調整することを強く勧告される(決議第 364(WRC-23)参照)。

5. 83(未使用)

5. 84

海上移動業務における 518kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 85(未使用)

5. 86

第二地域では、525-535kHz の周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は 1kW、夜間は 250W を超えてはならない。

5. 87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア及びニジェールでは、526. 5-535kHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 87A

付加分配：ウズベキスタンでは、526. 5-1606. 5kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第 9. 21 号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 88

付加分配：中華人民共和国では、526. 5-535kHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 89

第二地域では、放送業務の局による 1605-1705kHz の周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。

1625-1705kHz の周波数帯における固定業務及び移動業務の局に対する周波数割当ての審査は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5. 90

1605-1705kHz の周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5. 91

付加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606. 5-1705kHz の周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 92

第一地域の一部の国は、1606. 5-1625kHz、1635-1800kHz、1850-2160kHz、2194-2300kHz、2502-2850kHz 及び 3500-3800kHz の周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50W を超えてはならない。

5. 93

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 94(未使用)

5. 95(未使用)

5. 96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、アイスラン

ド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、英国、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までも自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

5. 97

第三地域では、ロラン方式は、1825-1875kHz 又は 1925-1975kHz を占有周波数帯として、1850kHz 又は 1950kHz のいずれかで運用する。1800-2000kHz の周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz 又は 1950kHz で運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

5. 98

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、トルコ、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア及びトルクメニスタンでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 99

付加分配：サウジアラビア、オーストリア、エジプト、イラク、リビア、ウズベキスタン、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 100

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810-1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。

5. 101(未使用)

5. 102

代替分配：ボリビア、チリ、パラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動業務を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

5. 103

第一地域では、1850-2045kHz、2194-2498kHz、2502-2625kHz 及び 2650-2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

5. 104

第一地域では、気象援助業務による 2025-2045kHz の周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。

5. 105

グリーンランドを除く第二地域では、2065-2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065. 0kHz、2079. 0kHz、2082. 5kHz、2086. 0kHz、2093. 0kHz、2096. 5kHz、2100. 0kHz 及び 2103. 5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068. 5kHz 及び 2075. 5kHz の搬送周波数は、2072-2075. 5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52. 165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

5. 106

第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHz までの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

5. 107

付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、イラク、リビア及びソマリアでは、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)業務を除く。)にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

5. 108

2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173. 5-2190. 5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 109

2187. 5kHz、4207. 5kHz、6312kHz、8414. 5kHz、12577kHz 及び 16804. 5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

5. 110

2174. 5kHz、4177. 5kHz、6268kHz、8376. 5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、最新版の

ITU-R 勧告 M. 541 に示す自動接続システム(ACS)のために使用する。

5. 111

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121. 5MHz、156. 525MHz、156. 8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手續に従い、有人の宇宙飛行体に関する搜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数も同様とする。もっとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

5. 112

代替分配：スリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 113

放送業務による 2300-2495kHz(第一地域では 2300-2498kHz)、3200-3400kHz、4750-4995kHz 及び 5005-5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第 5. 16 号から第 5. 20 号まで、第 5. 21 号及び第 23. 3 号から第 23. 10 号までを参照すること。

5. 114

代替分配：イラクでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 115

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第 31 条の規定に従い、共同の搜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

5. 116

主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャネルを設けるため、3155-3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155-3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャネルを割り当てることができる。3000-4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。

5. 117

代替分配：リベリア、スリランカ及びトーゴでは、3155-3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 118

付加分配：アメリカ合衆国、メキシコ及びペルーでは、3230-3400kHz の周波数帯は、二次的基

礎で無線標定業務にも分配する。

5. 119

付加分配：ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 120(未使用)

5. 121(未使用)

5. 122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ及びペルーでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 123

付加分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、3900-3950kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 124(未使用)

5. 125

付加分配：グリーンランドでは、3950-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも 5kW を超えてはならない。

5. 126

第三地域では、3995-4005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 127

海上移動業務による 4000-4063kHz の周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る(無線通信規則第 52. 220 号及び付録第 17 号参照)。

5. 128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、

ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

5. 129(未使用)

5. 130

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 131

4209. 5kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5. 132

4210kHz、6314kHz、8416. 5kHz、12579kHz、16806. 5kHz、19680. 5kHz、22376kHz 及び 26100. 5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第 15 号及び第 17 号参照)。

5. 132A

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 132B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)業務を除く。)に分配する。

5. 133

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 133A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 133B

5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 15W を超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 20W を超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ並びに第二地域におけるオランダ国内の海外国及び海外領土では、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 25W を超えてはならない。

5. 134

5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の手続が適用される。主管庁は、決議第 517 (WRC-19、改)の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

5. 135(未使用)

5. 136

付加分配：5900-5950kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。

固定業務(全三地域)

陸上移動業務(第一地域)

移動業務(航空移動(R)業務を除く。)(第二地域及び第三地域)

ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 137

6200-6213. 5kHz 及び 6220. 5-6525kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

5. 137A

6337. 5kHz、8443kHz、12663. 5kHz、16909. 5kHz 及び 22450. 5kHz の周波数は、NAVDAT システムによる海上安全情報(MSI)の伝送のための地域周波数とする(無線通信規則付録第 15 号及び第 17

号参照)。

5. 138

6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)、無線通信規則第 5. 280 号に定める国を除く第一地域の 433. 05-434. 79MHz(中心周波数 433. 92MHz)、61-61. 5GHz(中心周波数 61. 25GHz)、122-123GHz(中心周波数 122. 5GHz)及び 244-246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に分配する。ISM のためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-R の最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

5. 138A(未使用)

5. 139(未使用)

5. 140

付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア、マダガスカル及びニジェールでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 141A

付加分配：ウズベキスタン及びキルギスでは、7000-7100kHz 及び 7100-7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 141B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)業務を除く。))にも分配する。

5. 141C(未使用)

5. 142

第二地域でのアマチュア業務による 7200-7300kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域

で使用する放送業務に制限を課してはならない。

5. 143

付加分配：7300-7350kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143A

第三地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で固定業務の局で、二次的基礎で陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143B

第一地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。それぞれの局の総合輻射電力は、24dBW を超えてはならない。

5. 143C

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350-7400kHz 及び 7400-7450kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 143D

第二地域では、7350-7400kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143E(未使用)

5. 144

第三地域では、7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 145

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 145A

無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 145B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 146

付加分配：9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 147

9775-9900kHz、11650-11700kHz 及び 11975-12050kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が 24dBW を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

5. 148(未使用)

5. 149

主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37. 5-38. 25MHz、73-74. 6MHz (第一地域及び第三地域)、150. 05-153MHz (第一地域)、322-328. 6MHz、406. 1-410MHz、608-614MHz (第一地域及び第三地域)、1330-1400MHz、1610. 6-1613. 8MHz、1660-1670MHz、1718. 8-1722. 2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345. 8-3352. 5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、6650-6675. 2MHz、10. 6-10. 68GHz、14. 47-14. 5GHz、22. 01-22. 21GHz、22. 21-22. 5GHz、22. 81-22. 86GHz、23. 07-23. 12GHz、31. 2-31. 3GHz、31. 5-31. 8GHz (第一地域及び第三地域)、36. 43-36. 5GHz、42. 5-43. 5GHz、48. 94-49. 04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94. 1-100GHz、102-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz、128. 33-128. 59GHz、129. 23-129. 49GHz、130-134GHz、136-148. 5GHz、151. 5-158. 5GHz、168. 59-168. 93GHz、171. 11-171. 45GHz、172. 31-172. 65GHz、173. 52-173. 85GHz、195. 75-196. 15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数

割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

5. 149A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で移動業務(航空移動(R)業務を除く。)に分配する。

5. 150

13553-13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、第二地域における 902-928MHz(中心周波数 915MHz)、2400-2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24-24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを条件とする。

5. 151

付加分配：13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び移動業務(航空移動(R)業務を除く。)の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

5. 153

第三地域では、15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5. 155B

21870-21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5. 156

付加分配：ナイジェリアでは、22720-23200kHz の周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務(ラジオゾンデ)にも分配する。

5. 156A

23200-23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5. 157

海上移動業務による 23350-24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5. 158

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5. 159

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 159A

地球探査衛星業務(能動)による 40-50MHz の周波数帯の使用は、決議第 667(WRC-23)で定められた地理上の区域制限並びに運用条件及び技術的条件に従わなければならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

5. 160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及びルワンダでは、41-44MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 161

付加分配：イラン及び日本では、41-44MHz の周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 161A

付加分配：大韓民国、アメリカ合衆国及びメキシコでは、41. 015-41. 665MHz 及び 43. 35-44MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 161B

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 162

付加分配：オーストラリアでは、44-47MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 162A

付加分配：ドイツ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、大韓民国、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、インドネシア、アイルランド、アイスランド、イタリア、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、朝鮮民主主義人民共和国、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46-68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第 217(WRC-23、改)に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。

5. 163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48. 5MHz 及び 56. 5-58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは 47-68MHz の周波数帯、南アフリカ共和国では 47-50MHz の周波数帯、ラトビアでは 48. 5-56. 5MHz 及び 58-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

5. 165

付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア及びチャドでは、47-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 166(未使用)

5. 166A

業務の種類地域差：オーストリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、オランダ、チェコ、英国、スロバキア及びスロベニアでは、50. 0-50. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。
これらの国のアマチュア業務の局は、この規定に掲げていない国の無線通信規則に従って 50. 0-50. 5MHz の周波数帯で運用される放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。これらの業務の局に対しては、無線通信規則第 5. 169B 号に規定される保護基準も適用される。第一地域では、無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、無線通信規則第 5. 162A 号の規定に基づき運用される無線標定業務のウィンドプロファイラレーダーは、50. 0-50. 5MHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 166B

第一地域では、二次的基礎で運用されているアマチュア業務の局は、放送業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。第一地域では、50-52MHz の周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、アナログ放送局を運用している第一地域の国並びに無線通信規則第 5. 167 号及び第 5. 168 号に掲げる放送局が存在する第三地域の隣接国の国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μ V/m)を超えてはならない。

5. 166C

第一地域では、無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、50-52MHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、無線通信規則第 5. 162A 号の規定に従って運用する無線標定業務のウィンドプロファイラレーダーに対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 166D

業務の種類地域差：レバノンでは、50-52MHz の周波数帯は一次的基礎でアマチュア業務に分配される。レバノンにおけるアマチュア業務の局は、この規定に掲げていない国において無線通信規則に従って 50-52MHz の周波数帯で運用されている放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 166E

ロシアでは、50. 080-50. 280MHz の周波数帯のみが二次的基礎でアマチュア業務に分配される。この規定に掲げていない国における他の業務に対する保護基準は、無線通信規則第 5. 166B 号及び第 5. 169B 号の規定を適用する。

5. 167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン及びシンガポールでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配：インドネシア及びタイでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5. 168

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 169

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。セネガルでは、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。

5. 169A

代替分配：第一地域の以下の国：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルキナファソ、ブルンジ、アラブ首長国連邦、ガンビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、ウガンダ、カタール、南スーダン及びタンザニアでは、50-54MHz の周波数帯は、

一次的基礎でアマチュア業務に分配する。ギニアビサウでは、50. 0-50. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。ジブチでは、50-52MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、この脚注に基づき第一地域において 50-54MHz の全て又は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、リビア、パレスチナ*、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びチュニジアにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。50-54MHz の周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、保護が必要として掲げられた国の国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μ V/m)を超えてはならない。

5. 169B

無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、第一地域において 50-54MHz の全て又は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、ロシア、イラン、イラク、カザフスタン、キルギス、リビア、ウズベキスタン、パレスチナ*、シリア、スーダン、チュニジア及びウクライナにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。50-54MHz の周波数帯を使用するアマチュア局は、この規定に掲げる国の国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μ V/m)を超えてはならない。

5. 170

付加分配：ニュージーランドでは、51-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 171

付加分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、54-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 172

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による 54-68MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 173

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による 68-72MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 174(未使用)

5. 175

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び移動業務(航空移動(R)業務を除く。)に分配する。モンゴルでは、76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配され、放送業務の局は、隣接国の現存の又は計画中の固定局及び移動局に有害な混信を生じさせてはならず、また、これらの局からの保護を要求してはならない。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 177

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 178

付加分配：コロンビア、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73-74. 6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74. 6-74. 8MHz 及び 75. 2-75. 4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 180

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てることを差し控えなければならない。航空機上の受信機の特性を向上させ、74. 8MHz 及び 75. 2MHz の境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5. 181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74. 8-75. 2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号

の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのある全ての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 182

付加分配：サモアでは、75. 4-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 184(未使用)

5. 185

業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域フランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 186(未使用)

5. 187

代替分配：アルバニアでは、81-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960 年、ジュネーブ)の最終文書に従って使用する。

5. 188

付加分配：オーストラリアでは、85-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入に当たり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5. 189(未使用)

5. 190

付加分配：モナコでは、87. 5-88MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 191(未使用)

5. 192

付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 193(未使用)

5. 194

付加分配：キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104-108MHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務(航空移動(R)業務を除く。)にも分配する。

5. 195(未使用)

5. 196(未使用)

5. 197

付加分配：シリアでは、108-111. 975MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 197A

付加分配：108-117. 975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って運用するシステムに限り、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配される。この使用は、決議第 413(WRC-23、改)の規定に従わなければならない。なお、108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

5. 198(未使用)

5. 198A

航空移動衛星(R)業務による 117. 975-137MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則第 9. 16 号は適用されない。この使用は国際航空標準に従って運用される非静止衛星システムに限る。決議第 406(WRC-23)を適用する。

5. 198B

航空移動(R)業務による 117. 975-137MHz の周波数帯の使用は、航空移動衛星(R)業務による使用より優先される。

5. 199(未使用)

5. 200

117. 975-137MHz の周波数帯においては、121. 5MHz の周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123. 1MHz の周波数は 121. 5MHz の補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第 31 条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務及び航空移動衛星業務の局と通信することができる。

5. 201

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、エジプト、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マリ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、カタール、キルギス、ルーマニア、セネガル、ソマリア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、マリ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 203(未使用)

5. 203A(未使用)

5. 203B(未使用)

5. 203C

137-138MHz の周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯において一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

5. 204

業務の種類の地域差:アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シンガポール、タイ及びイエメンでは、137-138MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)業

務を除く。)に分配する(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.205

業務の種類地域差：イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.206

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.207

付加分配：オーストラリアでは、137-144MHz の周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.208

移動衛星業務による 137-138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5.208A

137-138MHz、387-390MHz 及び 400.15-401MHz の周波数帯において移動衛星業務並びに 157.1875-157.3375MHz 及び 161.7875-161.9375MHz の周波数帯において海上移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版の ITU-R 勧告 RA.769 に示されている実行可能な全ての措置を執る。

5.208B

137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.7875-161.9375MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2690MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-19、改)の規定を適用する。

5.209

移動衛星業務による 137-138MHz、148-150.05MHz、399.9-400.05MHz、400.15-401MHz、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5.209A

無線通信規則付録第 4 号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運

用業務による 137.175-137.825MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用しない。

5.210

付加分配：イタリア及び英国では、138-143.6MHz 及び 143.65-144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.211

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、北マケドニア、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.212

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5.213

付加分配：中華人民共和国では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.214

付加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン、南スーダン及びタンザニアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.215(未使用)

5.216

付加分配：中華人民共和国では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。

5.217

付加分配：アフガニスタン、バングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146-148MHz

の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 218

付加分配：148-149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

5. 218A

宇宙運用業務(地球から宇宙)による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32(WRC-19)に従った短期間ミッションに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用される。148-149.9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いでは、時間率 1%以上で電力束密度が-149dB(W/(m²・4kHz))を超えてはならない。この電力束密度の制限を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

5. 219

移動衛星業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定は適用しない。

5. 220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビ

ナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、トルコ、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、ソマリア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5. 222(未使用)

5. 223(未使用)

5. 224(未使用)

5. 224A(未使用)

5. 224B(未使用)

5. 225

付加分配：オーストラリア及びインドでは、150.05-153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 225A

付加分配：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、フランス、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びベトナムでは、154-156MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務による 154-156MHz の周波数帯の使用は、地上から運用を行う宇宙物体探査システムに限る。154-156MHz の周波数帯における無線標定業務の局の運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従わなければならない。第一地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高 10m 及び 25kHz の参照周波数帯域において、時間率 10%で 12dB(μ V/m)の瞬時電界強度値を使用しなければならない。第三地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高 60m に

において、時間率 1%で-6dB 又は公共保安・災害救済通信のように比較的大きな保護が要求される使用については-10dB の I/N 比 (N=-161dBW/4kHz) を使用しなければならない。156. 7625-156. 8375MHz、156. 5125-156. 5375MHz、161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯において、宇宙監視レーダーの帯域外の等価等方輻射電力の値は-16dBW を超えてはならない。この分配に基づくウクライナの無線標定業務への周波数の割当ては、モルドバの同意がなければ使用されないものとする。

5. 226

156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出 (DSC) を利用した海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156. 4875-156. 5625MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号に定める。

156. 8MHz の周波数は、海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156. 7625-156. 8375MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び付録第 18 号に定める。

156-156. 4875MHz 、 156. 5625-156. 7625MHz 、 156. 8375-157. 45MHz 、 160. 6-160. 975MHz 及び 161. 475-162. 05MHz の周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない(無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号参照)。

海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156. 8MHz 及び 156. 525MHz の周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

5. 227

付加分配 : 156. 4875-156. 5125MHz 及び 156. 5375-156. 5625MHz の周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5. 227A(未使用)

5. 228

移動衛星業務(地球から宇宙)による 156. 7625-156. 7875MHz 及び 156. 8125-156. 8375MHz の周波数帯の使用は、長距離用 AIS 情報(メッセージ 27、最新版の ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、1W を超えてはならない。

5. 228A

161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯は、搜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

5. 228AA

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9375-161. 9625MHz 及び 161. 9875-162. 0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

5. 228AB

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

5. 228AC

海上移動衛星業務(宇宙から地球)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

5. 228B

固定業務及び陸上移動業務による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 228C

海上移動業務及び移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、AIS 搜索救助送信機(AIS-SART)及び AIS 付衛星非常用位置指示無線標識(EPIRB-AIS)を含む船舶自動識別装置(AIS)に限る。航空移動(OR)業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による搜索救助活動からの船舶自動識別装置(AIS)の発射に限る。これらの周波数帯における AIS、AIS-SART 及び EPIRB-AIS の運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

5. 228D

161. 9625-161. 9875MHz (AIS 1) 及び 162. 0125-162. 0375MHz (AIS 2) の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる 2025 年 1 月 1 日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日より前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空

移動業務に対して優先権を有する。

5. 228E

161. 9625–161. 9875MHz 及び 162. 0125–162. 0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

5. 228F

移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625–161. 9875MHz 及び 162. 0125–162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

5. 229(未使用)

5. 230

付加分配：中華人民共和国では、163–167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 231

付加分配：アフガニスタン及び中華人民共和国では、167–174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 232(未使用)

5. 233

付加分配：中華人民共和国では、174–184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの業務は、現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 234(未使用)

5. 235

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン及びスイスでは、174–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 236(未使用)

5. 237

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174–223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 238

付加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200–216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 239(未使用)

5. 240

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 241

第二地域では、216–225MHz の周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990 年 1 月 1 日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5. 242

付加分配：カナダ及びメキシコでは、216–220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 243

付加分配：ソマリアでは、216–225MHz の周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 244(未使用)

5. 245

付加分配：日本では、222–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223–230MHz の周波数帯は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作

成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び移動業務(陸上移動業務を除く。)に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223-235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 248(未使用)

5. 249(未使用)

5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225-235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230-235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 252

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、230-238MHz 及び 246-254MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 253(未使用)

5. 254

235-322MHz 及び 335. 4-399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5. 255

移動衛星業務の 312-315MHz(地球から宇宙)及び 387-390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星システムにも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整を条件とする。

5. 256

243MHz の周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5. 256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア及びカザフスタンでは、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5. 257

267-272MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用する事ができる。

5. 258

航空無線航行業務による 328. 6-335. 4MHz の周波数帯の使用は、ILS(グライドパス用)に限る。

5. 259

付加分配：エジプト及びシリアでは、328. 6-335. 4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 260(未使用)

5. 260A

399. 9-400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の最大等価等方輻射電力は、399. 9-400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時まで利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

399. 99-400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。主管庁は、2019 年 11 月 22 日以降、399. 99-400. 02MHz の周波数帯の移動衛星業務の衛星回線が上記の等価等方輻射電力の制限を遵守するよう要求される。

5. 260B

400. 02-400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 260A 号の規定は適用しない。

5. 261

標準周波数 400. 1MHz の±25kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5. 262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 263

400. 15-401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264

移動衛星業務による 400. 15-401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

5. 264A

401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、これらの制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

5. 264B

2007 年 4 月 28 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5. 264A 号の規定の適用が免除され、401. 898-402. 522MHz の周波数帯において、最大等価等方輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次的基礎で運用することができる。

5. 265

403-410MHz の周波数帯は、決議第 205 (WRC-19、改)を適用する。

5. 266

移動衛星業務による 406-406. 1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第 31 条参照）。

5. 267

406-406. 1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

5. 268

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHz の周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を δ 、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、 $0^{\circ} \leq \delta \leq 5^{\circ}$ に対しては-153dB(W/m²)、 $5^{\circ} \leq \delta \leq 70^{\circ}$ に対しては-153+0. 077(δ -5) dB(W/m²)、 $70^{\circ} \leq \delta \leq 90^{\circ}$ に対しては-148dB(W/m²)を超えてはならない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

5. 269

業務の種類地域差：オーストラリア、ブラジル、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標定業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 271

付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

5. 272(未使用)

5. 273(未使用)

5. 274

代替分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、北マケドニア、モンテネグロ及びセルビアでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配し、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、エクアドルを除き、一次的基礎で移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 278

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する 430-440MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 279

付加分配：メキシコでは、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務(航空移動業務を除く。)にも、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 RS. 1260-2 に従うものとする。さらに、432-438MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 280

ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、リヒテンシュタイン、北マケドニア、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433. 05-434. 79MHz の周波数帯(中心周波数 433. 92MHz)は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯における ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うことを要する。

5. 281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433. 75-434. 25MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)に分配する。

5. 282

435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz、3400-3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び 5650-5670MHz の周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第 5. 43 号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第 25. 11 号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による 1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

5. 283

付加分配：オーストリアでは、438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 284
付加分配：カナダでは、440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 285
業務の種類の地域差：カナダでは、無線標定業務に対する 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 286
449. 75-450. 25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

5. 286A
移動衛星業務による 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 286AA
450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224 (WRC-19、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 286B
無線通信規則第 5. 286 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 286C
無線通信規則第 5. 286D 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 286D
付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454-455MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 286E
付加分配：カーボベルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波

数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 287
海上移動業務による 457. 5125-457. 5875MHz 及び 467. 5125-467. 5875MHz の周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ITU-R 勧告 M. 1174-4 による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

5. 288
アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz 及び 457. 600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467. 750MHz、467. 775MHz、467. 800MHz 及び 467. 825MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-4 の規定に適合しなければならない。

5. 289
460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。

5. 290
業務の種類の地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する 460-470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 291
付加分配：中華人民共和国では、470-485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 291A
付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、セルビア及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217 (WRC-23、改)に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。

5. 292
業務の種類の地域差：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 293

業務の種類地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ及びパナマでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマでは、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 294

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、パレスチナ*、シリア、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される（決議第 224 (WRC-19、改) 参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43 号及び第 5. 43A 号を適用する。

5. 295A

付加分配：アルバニア、ドイツ、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、トルコ、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス及びウクライナでは、470-694MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、移動業務（航空移動業務を除く。）に二次的基礎で分配する。放送業務の保護に関しては、移動業務の局は、多重混信の許容値に関する GE06 協定附属書 2 の第 4. 1. 3. 2 節、表 A. 1. 10 及び GE06 協定に記載されている方法を用いて計算された電界強度値を超える電界強度を、他の主管庁の領域との境界におけるクラッタ高の最高点又は地上高 10m において、時間率 1%を超えて生成してはならない。これらの制限は、主管庁が同意した国の領域においては超過することができる。この分配は、決して放送の発展に悪影響を及ぼしたり、GE06 計画への放送業務の新規参入を阻害

してはならない。

5. 296

付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パレスチナ*、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、トルコ、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、ルワンダ、サンマリノ、セネガル、セルビア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHz の周波数帯は、放送及び放送番組の制作に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける 470-698MHz の周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、ラオス、モルディブ、ニュージーランド及びベトナムにおける 610-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT を導入しようとする主管庁によって特定される（決議第 224 (WRC-23、改) 参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意が得られた場合に限り IMT システムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43 号及び第 5. 43A 号を適用する。

5. 297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ及びジャマイカでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。メキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する（無線通信規則第 5. 32 号参照）。

5. 298

付加分配：インドでは、549.75-550.25MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.299(未使用)

5.300

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラク、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、パレスチナ*、カタール、シリア及びスーダンでは、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5.301(未使用)

5.302(未使用)

5.303(未使用)

5.304

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.305

付加分配：中華人民共和国では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.306

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608-614MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.307

付加分配：インドでは、608-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.307A

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラク、ヨルダン、クウェート、オマーン、パレスチナ*、カタール及びシリアでは、614-694MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として移動業務(航空移動業務を除く。)に一次的基礎で分配し、IMT に特定する(決議第 224(WRC-23、改)を参照)。移動業務の局は、多重混信の許容値に関する GE06 協定附属書 2 の第 4.1.3.2 節、表 A.1.10 及び GE06 協定に記載されている方法を用いて計算された電界強度値を超える電界強度を、他の主管庁の領域との境界におけるクラッタ高の最高点又は地上高 10m において、時間率 1%を超えて生成してはならない。この脚注に記載

されている国の移動業務の局は、GE06 計画に従って運用する隣接国の既存及び将来の放送局に対して有害な混信を生じさせたり、それらの放送局からの保護を主張してはならない。この特定は、これらの周波数帯に分配されている業務のいかなるアプリケーションによる当該周波数帯の使用も妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもなく、GE06 協定に基づく既存及び将来の放送業務の発展にいかなる悪影響も与えてはならない。GE06 協定の締約国においては、移動業務での局の使用は、その協定の手順が適切に適用されることも条件となる。この分配は無線通信規則における優先権を確立するものではなく、GE06 協定に基づく放送業務の実施と発展を可能にしなければならない。この脚注に記載されているアフリカ放送地域に位置する国は、ITU-R 勧告 RA.769 の最新版に従って、無線通信規則第 5.304 号で分配された 606-614MHz の周波数帯内における電波天文業務の保護を確保するものとする。無線通信規則第 5.312 号に記載されている国の隣接国であって、この脚注に記載されている国は、645-862MHz の周波数帯における航空無線航行業務の保護を確保するものとする。

5.307B

付加分配：ガンビア、モーリタニア、ナミビア、ナイジェリア、セネガル、ソマリア、タンザニア及びチャドでは、614-694MHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務に分配する。放送業務の保護のため、移動業務の局は、多重混信の許容値に関する GE06 協定附属書 2 の第 4.1.3.2 節、表 A.1.10、及び GE06 協定に記載された方法を用いて計算された電界強度値を超える電界強度を、他の主管庁の領域との境界におけるクラッタ高の最高点又は地上高 10m において、時間率 1%を超えて生成してはならない。この分配は、放送の発展に悪影響を及ぼしたり、GE06 計画への放送業務の新規参入を決して阻害してはならない。移動業務の局を実装する主管庁は、隣接する主管庁の放送局を保護するために、隣接国との国境からの距離制限などの追加措置を取らなければならない。

5.308

業務の種類の地域差：ベリーズ、コロンビア、エルサルバドル及びグアテマラでは、614-698MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ジャマイカ及びメキシコでは、614-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される(決議第 224(WRC-23、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。この周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。

5. 309

業務の種類地域差：エルサルバドルでは、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 310(未使用)

5. 311(未使用)

5. 311A(未使用)

5. 312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、並びにブルガリアでは 726-753MHz、778-811MHz 及び 822-852MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 312A

第一地域においては、694-790MHz の周波数帯の移動業務(航空移動業務を除く。)による使用は、決議第 760(WRC-23、改)の規定に従うものとする。決議第 224(WRC-23、改)も参照。

5. 312B

第二地域での 698-960MHz の周波数帯又はその一部及び第一地域での 694-960MHz の周波数帯又はその一部は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局(HIBS)の使用のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 213(WRC-23)を適用しなければならない。HIBS は既存の一次業務からの保護を求めてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。決議第 213(WRC-23)の決議事項 2 を参照。694-728MHz、830-835MHz 及び 805. 3-806. 9MHz の周波数帯における HIBS のこの使用は、受信用に限る。

5. 313(未使用)

5. 313A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナムでは、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通

信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 313B(未使用)

5. 314(未使用)

5. 314A

オーストラリア、モルディブ、ミクロネシア、パプアニューギニア、トンガ及びバヌアツでは、698-960MHz の周波数帯又はその一部、中華人民共和国、インド、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、フィリピン及びタイでは、703-733MHz、758-788MHz、890-915MHz 及び 935-960MHz の周波数帯又はその一部は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局(HIBS)の使用のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 213(WRC-23)を適用する。HIBS は既存の一次業務からの保護を求めてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。決議第 213(WRC-23)の決議事項 2 を参照。698-728MHz 及び 830-835MHz の周波数帯における HIBS のこの使用は、受信用に限る。

5. 315(未使用)

5. 316(未使用)

5. 316A(未使用)

5. 316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の移動業務(航空移動業務を除く。)への分配は、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224(WRC-23、改)及び決議第 749(WRC-23、改)が適用される。

5. 317

付加分配：第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5. 317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯、第一地域での 694-790MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(場合により、決議第 224(WRC-23、改)、決議第

760(WRC-23、改)及び決議第 749(WRC-23、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 318

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは 849-851MHz 及び 894-896MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849-851MHz の周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894-896MHz の周波数帯の使用は航空機局からの送信に限る。

5. 319

付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、806-840MHz(地球から宇宙)及び 856-890MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、移動衛星業務(航空移動衛星(R)業務を除く。)にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。

5. 320

付加分配：第三地域では、806-890MHz 及び 942-960MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務(航空移動衛星(R)業務を除く。)にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用に限る。この同意を求めるに当たり、有害な混信を生じさせないよう適当な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。

5. 321(未使用)

5. 322

第一地域では、862-960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、ブルンジ、ジブチ、エジプト、スペイン、レソト、リビア、モロッコ、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 5. 10 号から第 5. 13 号まで参照)に限り、運用できる。

5. 323

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 862-960MHz の周波数帯、ブルガリアでは 862-880MHz 及び 915-925MHz の周波数帯並びにルーマニアでは 862-880MHz 及び 915-925MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現

在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 324(未使用)

5. 325

業務の種類地域差：アメリカ合衆国では、無線標定業務に対する 890-942MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 325A

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。メキシコでは、902-928MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。コロンビアでは、902-915MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5. 326

業務の種類地域差：チリでは、903-905MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務(航空移動業務を除く。)に一次的基礎で分配する。

5. 327

業務の種類地域差：オーストラリアでは、無線標定業務による 915-928MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 327A

航空移動(R)業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-15、改)に従うものとする。

5. 328

航空無線航行業務による 960-1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置並びに直接これに関係する地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。

5. 328A

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

5. 328AA

1087.7-1092.3MHzの周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視(ADS-B)の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務(地球から宇宙)にも分配する。航空移動衛星(R)業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第425(WRC-19、改)を適用する。

5.328B

完全な調整情報又は通告情報が2005年1月1日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる1164-1300MHz、1559-1610MHz及び5010-5030MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定に従うことを条件とする。決議第610(WRC-03)も適用するが、無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステム及びネットワークの場合、決議第610(WRC-03)は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第5.329A号に従って、1215-1300MHz及び1559-1610MHzの周波数帯での無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第9.7号、第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定は、無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)における他のシステム及びネットワークに関してのみ適用される。

5.329

1215-1300MHzの周波数帯は、無線通信規則第5.331号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215-1300MHzの周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第5.43号は、無線標定業務には適用しない。決議第608(WRC-19、改)を適用する。

5.329A

1215-1300MHz及び1559-1610MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、かつ、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。

5.330

付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中華人民共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、ネパール、オマーン、パキスタン、パレスチナ*、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.331

付加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレー

ン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パレスチナ*、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、トルコ、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、ベネズエラ及びベトナムでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

5.332

1215-1260MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5.332A

1240-1300MHzの周波数帯又はその一部におけるアマチュア業務及びアマチュア衛星業務の運用を許可する主管庁は、無線通信規則第5.29号に従い、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務が無線航行衛星業務(宇宙から地球)の受信機に有害な混信を生じさせないことを確保しなければならない(ITU-R勧告M.2164の最新版を参照)。許可を与えた主管庁は、アマチュア業務又はアマチュア衛星業務の局により生じる有害な混信の報告を受領した場合、そのような混信を迅速に除去するために必要な全ての措置を講じなければならない。

5.333(未使用)

5.334

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350-1370MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5.335A

1260-1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 336 (未使用)

5. 337

航空無線航行業務による 1300-1350MHz、2700-2900MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

5. 337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による 1300-1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

5. 338

キルギス、スロバキア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350-1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。

5. 338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22. 55-23. 55GHz、24. 25-27. 5GHz、30-31. 3GHz、49. 7-50. 2GHz、50. 4-50. 9GHz、51. 4-52. 4GHz、52. 4-52. 6GHz、81-86GHz 及び 92-94GHz の周波数帯には、決議第 750 (WRC-19、改) の規定を適用する。

5. 339

1370-1400MHz、2640-2655MHz、4950-4990MHz 及び 15. 20-15. 35GHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務 (受動) 及び地球探査衛星業務 (受動) にも分配する。

5. 339A (未使用)

5. 340

以下の周波数帯の発射は、全て禁止する。

1400-1427MHz

2690-2700MHz (無線通信規則第 5. 422 号の条件によるものを除く。)

10. 68-10. 7GHz (無線通信規則第 5. 483 号の条件によるものを除く。)

15. 35-15. 4GHz (無線通信規則第 5. 511 号の条件によるものを除く。)

23. 6-24GHz

31. 3-31. 5GHz

31. 5-31. 8GHz (第二地域)

48. 94-49. 04GHz (航空機搭載の局)

50. 2-50. 4GHz

52. 6-54. 25GHz

86-92GHz

100-102GHz

109. 5-111. 8GHz

114. 25-116GHz

148. 5-151. 5GHz

164-167GHz

182-185GHz

190-191. 8GHz

200-209GHz

226-231. 5GHz

250-252GHz

5. 341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5. 341A

第一地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 341B

第二地域では、1427-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 341C

第三地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改) により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業

務の局を使用している国から無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5.342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

5.343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による 1435-1535MHz の周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

5.344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452-1525MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5.343 号参照)。

5.345

放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。

5.346

アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パレスチナ*、カタール、コンゴ民主共和国、ルワンダ、セネガル、セーシェル、ソマリア、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-23、改)により IMT を導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする(決議第 761(WRC-19、改)参照)。

5.346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-19、改)及び決議第 761(WRC-19、改)により IMT を

導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5.347(未使用)

5.347A(未使用)

5.348

移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

5.348A

1518-1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9.11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯域幅において-150dB(W/m²)とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

5.348B

1518-1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5.343 号及び第 5.344 号参照)及び無線通信規則第 5.342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

5.348C(未使用)

5.349

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カメルーン、ジブチ、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、北マケドニア、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務(航空移動業務を除く。)による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.350

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

5. 351

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィードリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局を経由して通信を行うため、特定の地点にあつては、移動衛星業務の地球局の使用が主管庁によって許される場合もある。

5. 351A

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-23、改)及び決議第 225(WRC-23、改)を参照。

5. 352(未使用)

5. 352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、移動衛星業務(海上移動衛星業務を除く。)の局は、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 353(未使用)

5. 353A

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第Ⅱ節の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

5. 354

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 355

付加分配：バーレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、クウェート、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1540-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 356

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 357

1545-1555MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 357A

1545-1555MHz 及び 1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条第Ⅱ節の適用においては、無線通信規則第 44. 1 号の 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

5. 358(未使用)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、ロシア、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア及びトルクメニスタンでは、1550-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 360(未使用)

5. 361(未使用)

5. 362(未使用)

5. 362A

アメリカ合衆国では、1555-1559MHz 及び 1656. 5-1660. 5MHz の周波数帯においては、航空移動衛星(R)業務の通信には、必要であれば既存の利用者にとって代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44. 1 号の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。

5. 362B(未使用)

5. 362C(未使用)

5. 363(未使用)

5. 364

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用しているシステム(無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム)に使用される周波数帯の一部で、-15dBW/4kHz を超える最大等価等方輻射電力による電力密度を生じることとはできない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz の値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 365

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整を行うことを条件とする。

5. 366

1610-1626. 5MHz の周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに係る地上又は

衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 367

付加分配：1610-1626. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務にも無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。

5. 368

無線測位衛星業務及び移動衛星業務に関しては、1610-1626. 5MHz の周波数帯では、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626. 5MHz の周波数帯で無線通信規則第 5. 366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務及び無線通信規則第 5. 367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務並びに 1614. 4225-1618. 725MHz 又は 1616. 3-1620. 38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯における GMDSS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用される。無線通信規則第 9 条第Ⅱ節の手順を適用する場合、1614. 4225-1618. 725MHz 又は 1616. 3-1620. 38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 2483. 59-2499. 91MHz(宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務の衛星網又はシステムであって、2023 年 11 月 20 日前に無線通信局によって完全な調整情報が受領されているものについては、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。決議第 365(WRC-23)を適用する。

5. 369

業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 370

業務の種類地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする。

5. 371

付加分配：第一地域では、1610-1626. 5MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第 9. 21 号による同意を得ることを条件に分配する。

5. 372

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない(無線通信規則第 29. 13 号参照)。1613. 8-1626. 5MHz の

周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

5. 372A

1614.4225-1618.725MHz 又は 1616.3-1620.38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 2483.59-2499.91MHz(宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務は、決議第 365(WRC-23)で特定された静止衛星網並びに東経 75 度から東経 135 度まで及び北緯 10 度から北緯 55 度までの業務区域内に位置する関連地球局に限定される。決議第 365(WRC-23)を適用する。

5. 373

1621.35-1626.5MHz の周波数帯を受信する海上移動地球局は、1610-1621.35MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務で運用される地球局若しくは無線測位衛星業務の海上地球局又は 1626.5-1660.5MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務の地球局に対して、通告する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、更なる制限を課してはならない。

5. 373A

1621.35-1626.5MHz の周波数帯を受信する海上移動地球局は、2019 年 10 月 28 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領された 1621.35-1626.5MHz の周波数帯の移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)の地球局のネットワークへの割当てに対して、更なる制限を課してはならない。

5. 374

1631.5-1634.5MHz 及び 1656.5-1660MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5.359 号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 375

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線による 1645.5-1646.5MHz の周波数帯の使用は、遭難、緊急及び安全に関する通信に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 376

1646.5-1656.5MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 376A

1660.0-1660.5MHz の周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 377(未使用)

5. 378(未使用)

5. 379

付加分配: バングラデシュ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びパキスタンでは、1660.5-1668.4MHz の周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。

5. 379A

主管庁は、可能な限り特に 1664.4-1668.4MHz の周波数帯での気象援助業務の空中から地上への送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために 1660.5-1668.4MHz の周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。

5. 379B

移動衛星業務による 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。

5. 379C

1668-1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000 秒間の積分時間の 2%以上で、10MHz の周波数帯域幅において-181dB(W/m²)及び任意の 20kHz の周波数帯域幅において-194dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 379D

1668.4-1675MHz の周波数帯において、移動衛星業務、固定業務及び移動業務の共用のため、決議第 744(WRC-23、改)を適用する。

5. 379E

1668.4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668.4-1675 MHz の周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。

5. 380(未使用)

5. 380A

1670-1675MHz の周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004 年 1 月 1 日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。

5. 381

付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びパキスタンでは、1690-1700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。

5. 382

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、北マケドニア、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)、移動業務(航空移動業務を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

5. 383(未使用)

5. 384

付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700-1710MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-15、改)に従って IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 385

付加分配：1718. 8-1722. 2MHz の周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 386

付加分配：1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域(メキシコを除く。)並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、ジョージア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT を導入しようとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212 (WRC-23、改)に従って IMT に使用できる(決議第 223 (WRC-23、改)も参照)。

5. 388A

第一地域及び第三地域における 1710-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯並びに第二地域における 1710-1980MHz 及び 2110-2160MHz の周波数帯は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局(HIBS)のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 221 (WRC-23、改)を適用する。HIBS は既存の一次業務からの保護を求めてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。第一地域及び第二地域での 1710-1785MHz の周波数帯並びに第三地域での 1710-1815MHz の周波数帯における HIBS のそのような使用は受信用に限り、2110-2170MHz の周波数帯においては送信用に限る。

5. 388B(未使用)

5. 389(未使用)

5. 389A

移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-23、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 389B

移動衛星業務による 1980-1990MHz の周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に

有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389C

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716(WRC-23、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 389D(未使用)

5. 389E

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389F

アルジェリア、カーボベルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。

5. 390(未使用)

5. 391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154-0 に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

5. 392

主管庁は、2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないように、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 392A(未使用)

5. 393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びインドでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声の放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジ

タル音声放送に限定し、また、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。補助的な地上音声放送の局は、使用開始前の隣接国との二か国間調整に従うことを条件とする。

5. 394

アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための 2360-2395MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2360-2400MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 395

フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310-2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 396(未使用)

5. 397(未使用)

5. 398

2483. 5-2500MHz の周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用されない。

5. 398A

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483. 5-2500MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務に分配する。これらの国々における無線標定業務の局は、2483. 5-2500MHz の周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 399

無線通信規則第 5. 401 号で言及する場合を除き、2483. 5-2500MHz の周波数帯において、2012 年 2 月 17 日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 398A 号に従ってこれらの国々で運用する無線標定業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 400(未使用)

5. 401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、インド、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年 2 月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

5. 402

移動衛星業務及び無線測位衛星業務による 2483.5-2500MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は 2483.5-2500MHz の周波数の発射による電波天文業務への有害な混信(特に、世界的に電波天文業務に分配された 4990-5000MHz の周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信)を防止する全ての可能な措置を執ることを要請される。

5. 403

2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用する。

5. 404

付加分配：インド及びイランでは、2500-2516.5MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用にも使用することができる。

5. 405(未使用)

5. 406(未使用)

5. 407

アルゼンチンでは、2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4kHz)を超えてはならない。

5. 408(未使用)

5. 409(未使用)

5. 409A

第一地域及び第二地域での 2500-2690MHz の周波数帯並びに第三地域での 2500-2655MHz の周波数帯は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局(HIBS)による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のいかなるアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 218(WRC-23)を適用する。HIBS は既存の一次業務からの保護を求めてはならない。無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。第一地域及び第二地域での 2500-2510MHz の周波数帯並びに第三地域での 2500-2535MHz の周波数帯における HIBS のそのような使用は受信用に限る。

5. 410

2500-2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第 9.21 号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向を向かないよう、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

5. 411(未使用)

5. 412

代替分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、2500-2690MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に分配する。

5. 413

主管庁は、2500-2690MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690-2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため必要な全ての措置を執ることを要請される。

5. 414

2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 414A

日本及びインドでは、無線通信規則第 5.403 号に基づく移動衛星業務(宇宙から地球)の衛星ネットワークによる 2500-2520MHz 及び 2520-2535MHz の周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とする。以下の pfd 値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から 1000km の範囲内における全ての条件及び全ての変調方式における第 9.11A 号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

$$-136\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))} \qquad 0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ \text{ の場合}$$

$-136 + 0.55 (\theta - 5) \text{ dB (W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合
$-125 \text{ dB (W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、 θ は水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第 21 条の表 21-4 を適用する。さらに、2007 年 11 月 14 日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時までにご利用が開始されているシステムには、無線通信規則第 9.11A 号と関連した無線通信規則第 9 条及び第 11 条の規定を適用するとともに、無線通信規則(2004 年版)付録第 5 号附属書 1 の表 5-2 の調整しきい値が適用される。

5. 415

固定衛星業務による 2500-2690MHz(第二地域)並びに 2500-2535MHz 及び 2655-2690MHz(第三地域)の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 415A

付加分配：インド及び日本では、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515-2535MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。

5. 416

放送衛星業務による 2520-2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 19 号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5. 417(未使用)

5. 417A(未使用)

5. 417B(未使用)

5. 417C(未使用)

5. 417D(未使用)

5. 418

付加分配：インドでは、2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上の放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第 5. 416 号の規定及び第 21 条の

表 21-4 は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第 539(WRC-19、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

$-130 \text{ dB (W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$	$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合
$-130 + 0.4 (\theta - 5) \text{ dB (W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合
$-122 \text{ dB (W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、 θ は水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内における無線通信規則第 9. 11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²・MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5. 416 号に基づくものを同時に有してはならない。

5. 418A

無線通信規則第 5. 418 号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9. 12A 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5. 418B

無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。

5. 418C

無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9. 13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。

5. 419

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

5. 420

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第 9.11A 号を適用する。

5. 420A(未使用)

5. 421(未使用)

5. 422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。

5. 423

2700-2900MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 424

付加分配：カナダでは、2850-2900MHz の周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。

5. 424A

2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 425

2900-3100MHz の周波数帯においては、船舶上のトランスポンダ通信系(SIT)の使用は、2930-2950MHz の補助周波数帯に限定しなければならない。

5. 426

航空無線航行業務による 2900-3100MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。

5. 427

2900-3100MHz 及び 9300-9500MHz の周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン(レーコン)からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第 4.9 号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 428

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、ラオス、レバノン、リビア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、パキスタン、パレスチナ*、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、タイ、ベトナム及びイエメンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。モンゴル、ニュージーランド及び地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

5. 429A

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、中央アフリカ、コモロ、ジブチ、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、パレスチナ*、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、移動業務(航空移動業務を除く。)に一次的基礎で分配する。3300-3400MHz の周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429B

以下に示す第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプ

ト、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モーリタニア、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300–3400MHz の周波数帯は、IMT の導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223 (WRC–23、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300–3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 429C

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300–3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300–3400MHz の周波数帯で運用している固定業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429D

第二地域では、3300–3400MHz の周波数帯での移動業務(航空移動業務を除く。)の使用は、IMT の導入のために特定される。この使用は、決議第 223 (WRC–23、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300–3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300–3400MHz の周波数帯は、移動業務(航空移動業務を除く。)に一次的基礎で分配される。3300–3400MHz の周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、パキスタン、フィリピン、シンガポール及びベトナムでは、3300–3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。この使用は、決議第 223 (WRC–23、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300–3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当

該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯での IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第 9. 21 号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 429G

第二地域における 3300–3400MHz の周波数帯で運用している移動業務(航空移動業務を除く。)の局は、無線標定業務で運用しているシステムに有害な混信を生じさせてはならず、また、これらからの保護を要求してはならない。

5. 430

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3300–3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 430A

3400–3600MHz の周波数帯の移動業務(航空移動業務を除く。)への分配は、無線通信規則第 9. 21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154. 5dB(W/(m²•4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400–3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。

5. 431

付加分配：ドイツでは、3400–3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 431A

第二地域では、3400–3500MHz の周波数帯の移動業務(航空移動業務を除く。)への一次的基礎による分配は、無線通信規則第 9. 21 号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

5. 431B

第二地域では、3400-3600MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第 9. 21 号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 432

業務の種類地域差：大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、移動業務(航空移動業務を除く。)による 3400-3500MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 432A

大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、3400-3500MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m地点での電力束密度(pfd)が、-154. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 432B

業務の種類地域差：オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、第三地

域のフランス海外県、インド、インドネシア、イラン、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイでは、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動業務を除く。)に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 433

第二地域及び第三地域では、無線標定業務は、3400-3600MHz の周波数帯において一次的基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標定システムを有する全ての主管庁は、1985 年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能な全ての措置を執り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。

5. 433A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びシンガポールでは、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3500-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 433B

アンゴラ、ボツワナ、ギニア、レソト、マラウイ及び南スーダンでは、3600–3700MHz の周波数帯は、IMT に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。無線通信規則第 5. 434A 号の条件を適用する。

5. 434

第二地域では、3600–3700MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT を導入しようとする主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)の保護を確保するために隣接国の同意を得なければならない。

5. 434A

第一地域における 3600–3800MHz の周波数帯の移動業務(航空移動業務を除く。)による一次的基礎での使用は、下記の電力束密度(pfd)制限を超えた場合、無線通信規則第 9. 21 号に基づき得られた同意に従うことを条件とする。無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定は、調整段階にも適用しなければならない。第一地域の主管庁は、3600–3800MHz の周波数帯において移動業務の局の使用を開始する前に、固定業務及び固定衛星業務の保護のため、他の主管庁の領域との境界において、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、–154. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。3600–3800MHz の周波数帯で運用する移動業務の局は、無線通信規則の表 21–4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 434B

アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パレスチナ*、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、南アフリカ、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、3600–3800MHz の周波数帯は IMT に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。無線通信規則第 5. 434A 号の条件を適用する。

5. 435

日本では、3620–3700MHz の周波数帯においては、無線標定業務を除外する。

5. 435A

業務の種類の地域差：アンゴラ、ボツワナ、ギニア、レソト、マラウイ及び南スーダンでは、3700–3800MHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務に分配される。

5. 435B

バハマ、ベリーズ、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、アメリカ合衆国、グアテマラ、第二地域のフランスの海外県、グリーンランド、第二地域のオランダ国内の海外国及び海外領土、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ並びにウルグアイでは、3700–3800MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT を導入しようとする主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)の保護を確保するために隣接国の同意を得なければならない。

5. 436

航空移動(R)業務の局による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信(WAIC)のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424(WRC–23、改)の規定に従うものとする。

5. 437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200–4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

5. 438

航空無線航行業務による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

5. 439

付加分配：イランでは、4200–4400MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 440

標準周波数報時衛星業務は、4202MHz の周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHz の周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±2MHz 内に制限しなければならない、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 440A

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4400–4940MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる(無線通信規則第 1. 83 号参照)。この使

用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務の他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 441

固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 441A

ブラジル、パラグアイ及びウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、IMT の導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。この使用は、決議第 223(WRC-19、改)に従う。

5. 441B

アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エスワティニ、ロシア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラン、イラク、カザフスタン、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モンゴル、ナミビア、ニジェール、ウガンダ、ウズベキスタン、コンゴ民主共和国、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、南スーダン、南アフリカ共和国、チャド、トーゴ、ベトナム、ザンビア及びジンバブエでは、4800-4990MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。IMT の無線局は、無線通信規則第 9. 21 号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMT

の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行う IMT の無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度(pfd)が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から 20km の地点で海拔 0m から 19km までの間で-155dB(W/(m²・1MHz))を超えないことを確保しなければならない。決議第 223(WRC-23、改)を適用する。

5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動業務を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 443

業務の種類の地域差:アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 443A(未使用)

5. 443AA

5000-5030MHz 及び 5091-5150MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅において-124. 5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-15、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

5. 443C

航空移動(R)業務による 5030-5091MHz の周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。5030-5091MHz の周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射は、隣接する 5010-5030MHz の周波数帯における RNSS システムのダウンリンクを保護するために制限される。関連する ITU-R 勧

告によって適切な値が規定されるまでは、いかなる航空移動(R)業務の局においても、5010–5030MHz の周波数帯における不要発射の等価等方輻射電力密度は、−75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

5. 443D

5030–5091MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 444

5030–5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091–5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091–5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の規定及び決議第 114(WRC–15、改)を適用する。

5. 444A

5091–5150MHz の周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる 5091–5150MHz の周波数帯の使用は、決議第 114(WRC–15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から 450km 未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

5. 444B

航空移動業務による 5091–5150MHz の周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第 748(WRC–19、改)に従うものとする。
- 決議第 418(WRC–19、改)に従った、航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔測定伝送。

5. 445(未使用)

5. 446

付加分配：無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国では、5150–5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(メキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国並びにバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610–1626. 5MHz 及び 2483. 5–2500MHz 又

はそれらのいずれかの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において–159dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 446A

移動業務(航空移動業務を除く。)の局による 5150–5350MHz 及び 5470–5725MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC–23、改)に従わなければならない。

5. 446B

5150–5250MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

5. 446C

付加分配：第一地域(アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアを除く。)では、5150–5250MHz の周波数帯は、決議第 418(WRC–19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第 5 条に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43 号は適用されない。

5. 446D

付加分配：ブラジルでは、5150–5250MHz の周波数帯は、決議第 418(WRC–19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

5. 447

付加分配：コートジボワール、エジプト、レバノン、シリア及びチュニジアでは、5150–5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC–23、改)の規定は適用されない。

5. 447A

5150–5250MHz の周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

5. 447B

付加分配：5150–5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、

無線通信規則第 9.11A 号の規定に従うことを条件とする。5150-5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-164dB (W/m²) を超えてはならない。

5. 447C

無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている 5150-5250MHz の周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第 5. 446 号の下で運用され、かつ、1995 年 11 月 17 日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第 9.11A 号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995 年 11 月 17 日から使用を開始した無線通信規則第 5. 446 号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。

5. 447D

一次的基礎での宇宙研究業務による 5250-5255MHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入に当たって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

5. 447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 448

付加分配：キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 448A

5250-5350MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 448B

5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 448C

5350-5460MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5. 448D

5350-5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号の規定に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 449

航空無線航行業務による 5350-5470MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。

5. 450

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、イラン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 450B

5470-5650MHz の周波数帯においては、5600-5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 451

付加分配：英国では、5470-5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.2 号、第 21.3 号、第 21.4 号及び第 21.5 号に定める電力制限は、5725-5850MHz の周波数帯に適用する。

5. 452

5600-5650MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 453

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スリランカ、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC-23、改)は適用しない。さらに、アフガニスタン、アンゴラ、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、フィジー、ガーナ、キリバス、レソト、マラウイ、モルディブ、モーリシャス、ミクロネシア、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ルワンダ、ソロモン、南スーダン、南アフリカ共和国、トンガ、バヌアツ、ザンビア及びジンバブエでは、5725-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配し、固定業務で運用されている無線局はこの周波数帯において一次的基礎で分配された他の業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5. 454

業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 456 (未使用)

5. 457

オーストラリア、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ及びナイジェリアでは、6440-6520MHz (HAPS から地上方向) 及び 6560-6640MHz (地上から HAPS 方向) の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国々の領域内における高高度プラットフォーム局 (HAPS) のゲートウェイリンクにも使用することができる。このような使用は、HAPS のゲートウェイリンクにおける運用に限られ、既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。また、決議第 150(WRC-12)を順守しなければならない。HAPS のゲートウェイリンクは、既存業務の将来的な発達を妨げてはならない。これらの周波数帯における HAPS のゲートウェイリンクの使用は、HAPS のゲートウェイリンクを使用しようとしている主管庁の国境から 1000km 以内に領域を持つ他の主管庁との明確な同意を要する。

5. 457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-23、改)に従うものとする。ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1.2m の送信アンテナを使用及び運用することができる。決議第 902(WRC-23、改)の他の規定全てを適用する。

5. 457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、決議第 902(WRC-23、改)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-23、改)の規定に従うものとする。

5. 457C

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第 1.83 号参照）。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 457D

カンボジア、ラオス及びモルディブでは、6425-7025MHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立する

ものでもない。決議第 220 (WRC-23) を適用する。

5. 457E

第一地域における 6425–7125MHz の周波数帯及び第三地域における 7025–7125MHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによるこれらの周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 220 (WRC-23) が適用される。これらの周波数帯は、無線 LAN を含む無線アクセスシステム (WAS) の導入のためにも使用される。

5. 457F

ブラジル及びメキシコでは、6425–7125MHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT に特定される。IMT 導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国との無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意に従うことを条件とする。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のいずれのアプリケーションによる当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 220 (WRC-23) が適用される。この周波数帯は、無線 LAN を含む無線アクセスシステム (WAS) の導入のためにも使用される。

5. 458

6425–7075MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。7075–7250MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425–7075MHz 及び 7075–7250MHz の周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務 (受動) 及び宇宙研究業務 (受動) の需要に留意するものとする。

5. 458A

固定衛星業務の宇宙局に 6700–7075MHz の周波数帯の割当てを行う際、主管庁は、不必要な発射による有害な混信から、6650–6675. 2MHz の周波数帯での電波天文のスペクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。

5. 458B

6700–7075MHz の周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクによる 6700–7075MHz (宇宙から地球) の周波数帯の使用には、無線通信規則第 22. 2 号を適用しない。

5. 458C (未使用)

5. 459

付加分配：ロシアでは、7100–7155MHz 及び 7190–7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21

号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務 (地球から宇宙) にも分配する。7190–7235MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務 (地球から宇宙) に関して、無線通信規則第 9. 21 号の規定は適用しない。

5. 460

深宇宙に係る宇宙研究業務 (地球から宇宙) システムによる電波の発射は、7190–7235MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190–7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 460A

地球探査衛星業務 (地球から宇宙) による 7190–7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190–7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務 (地球から宇宙) の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。さらに、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

5. 460B

7190–7235MHz の周波数帯で地球探査衛星業務 (地球から宇宙) を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461

付加分配：7250–7375MHz (宇宙から地球) 及び 7900–8025MHz (地球から宇宙) の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。ただし、無線通信規則第 9. 21 号は、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムに関して、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報が無線通信局に受領されている移動衛星業務の静止衛星網には適用されない。2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461A

気象衛星業務 (宇宙から地球) による 7450–7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿

命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

5. 461AA

海上移動衛星業務による 7375–7750MHz の周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

5. 461AB

7375–7750MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461AC

7375–7750MHz の周波数帯は、2025 年 1 月 1 日時点において、場合により完全な調整情報又は通告情報が無線通信局によって受領されている固定衛星業務で運用される非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用されている海上移動衛星業務の静止衛星網に対して、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461B

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7750–7900MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 462(未使用)

5. 462A

第一地域及び第三地域(日本を除く。)では、静止衛星を用いた地球探査衛星業務による 8025–8400MHz の周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到来角(θ)に対する規定値(決議第 124(WRC-97) 参照。)を超える電力束密度を生じさせてはならない。

$0^{\circ} \leq \theta < 5^{\circ}$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-135dB(W/m²)

$5^{\circ} \leq \theta < 25^{\circ}$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-135+0. 5(θ -5) dB(W/m²)

$25^{\circ} \leq \theta \leq 90^{\circ}$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-125dB(W/m²)

5. 463

8025–8400MHz の周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。

5. 464(未使用)

5. 465

宇宙研究業務による 8400–8450MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。

5. 466

業務の種類の地域差：シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する 8400–8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 467(未使用)

5. 468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500–8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、リトアニア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500–8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

5. 469A

8550–8650MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

5. 470

航空無線航行業務による 8750–8850MHz の周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数 8800MHz のドップラー航行援助装置に限る。

5. 471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825–8850MHz 及び 9000–9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5. 472

8850–9000MHz 及び 9200–9225MHz の周波数帯は、海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 473A

9000-9200MHz の周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第 31 号参照)。

5. 474A

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

5. 474B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

5. 474C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

5. 474D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10. 0-10. 4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 475

航空無線航行業務による 9300-9500MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHz の周波数帯において許される。

5. 475A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9300-9500MHz の周波数帯の使用は、9500-9800MHz の 300MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 475B

9300-9500MHz の周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定の使用に対して優先権を有する。

5. 476(未使用)

5. 476A

9300-9800MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 477

業務の種類地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 478

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 478A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の 500MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 478B

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次的基礎で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 479

9975-10025MHz の周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 480

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、第二地域におけるオランダ国内の海外国及び海外領土、ペルー、スリナム及びウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 480A

第二地域の以下の国：ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、10-10.5GHz の周波数帯の使用は、地上系で構成される IMT の導入のために特定される。メキシコでの導入については、アメリカ合衆国から無線通信規則第 9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。10-10.5GHz の周波数帯における移動業務の IMT の局は、無線標定業務の局からの保護を要求してはならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 219(WRC-23)が適用される。

5. 481

付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、ジブチ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、ジャマイカ、日本、ケニア、モロッコ、メキシコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パレスチナ*、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、ソマリア、スリナム、チュニジア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウ

ジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に対するこの制限は適用しない。

5. 482A

10.6-10.68GHz の周波数帯を、地球探査衛星業務(受動)、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)で共用するに当たっては、決議第 751(WRC-07)が適用される。

5. 483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始したものに限る。

5. 484

第一地域では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 10.7-11.7GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィードリンクに限る。

5. 484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、第二地域の 11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、第一地域の 12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、第二地域の 17.3-17.7GHz(宇宙から地球)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び 29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。無線通信規則第 22.2 号は、第二地域の 17.3-17.7GHz の周波数帯の業務において、引き続き適用されなければならない。

5. 484B	付加分配：ペルーでは、12. 1-12. 2GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
決議第 155 (WRC-15)を適用する。	
5. 485	第二地域では、12. 2-12. 7GHz の周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第 30 号に掲げる第二地域のための計画に従って運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。
第二地域では、11. 7-12. 2GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテレビジョンチャンネル当たり 53dBW を超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数割当てと比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大きな保護を求めないことを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。	
5. 486	無線通信規則付録第 30 号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当てられている周波数は、その送信が、その計画若しくはリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。
業務の種類地域差:アメリカ合衆国では、固定業務による 11. 7-12. 1GHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。	
5. 487	第三地域では、12. 5-12. 75GHz の周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端における全ての条件及び全ての変調方式に対して-111dB(W/m ² ・27MHz))を超えない電力束密度に限る。
第一地域及び第三地域では、11. 7-12. 5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務(航空移動業務を除く。)及び放送業務は、無線通信規則付録第 30 号の第一地域及び第三地域の計画に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を求めてはならない。	
5. 487A	付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、パレスチナ*、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。
付加分配：第一地域では 11. 7-12. 5GHz、第二地域では 12. 2-12. 7GHz 及び第三地域では 11. 7-12. 2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。	
5. 488	付加分配：ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ及びチュニジアでは、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。
第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11. 7-12. 2GHz の周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第 9. 14 号の規定に従うことを条件とする。第二地域での放送衛星業務による 12. 2-12. 7GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則付録第 30 号を参照すること。	
5. 489	付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12. 5-12. 75GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地球局の調整を必要としない。無線通信規則第 12 条の表 21-4 に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。

5. 496A	12. 75–13. 25GHz (地球から宇宙) の周波数帯は、固定衛星業務における静止宇宙局と通信する移動する地球局 (航空機及び船舶上に搭載されるものに限る。) に使用することができる。決議第 121 (WRC-23) が適用される。
5. 497	航空無線航行業務による 13. 25–13. 4GHz の周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。
5. 498 (未使用)	
5. 498A	13. 25–13. 4GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。
5. 499	付加分配：バングラデシュ及びインドでは、13. 25–14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13. 25–13. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5. 499A	固定衛星業務 (宇宙から地球) による 13. 4–13. 65GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務 (宇宙から宇宙) の衛星システムに関して無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。
5. 499B	主管庁は、固定衛星業務 (宇宙から地球) への一次的基礎での分配によって、13. 4–13. 65GHz の周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務 (地球から宇宙) の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。
5. 499C	13. 4–13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務 (宇宙から宇宙) の衛星システム - 能動宇宙検知器 - 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務

(宇宙から地球) の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 499D

13. 4–13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務 (宇宙から地球) 及び宇宙研究業務 (宇宙から宇宙) 又はそれらのいずれかの衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星業務 (能動) の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 499E

13. 4–13. 65GHz の周波数帯においては、固定衛星業務 (宇宙から地球) の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務 (能動) の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務 (宇宙から地球) に対する地球探査衛星業務 (能動) には適用しない。

5. 500

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13. 4–14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13. 4–13. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 501

付加分配：ハンガリー、日本、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、13. 4–14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 501A

13. 65–13. 75GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 501B

13. 4–13. 75GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。

5. 502

13. 75–14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1. 2m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空

中線口径は 4.5m としなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- ー 沿岸諸国により公認された低潮線上での海拔 36m において、時間率 1％以上で-115dB(W/(m²・10MHz))
 - ー 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3m において、時間率 1％以上で-115dB(W/(m²・10MHz))
- 空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

5. 503

13. 75-14GHz の周波数帯においては、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、

- ー 13. 77-13. 78GHz の周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない
 - i) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 1. 2m 以上 4. 5m 未満の場合においては、4. 7D+28dBW/40kHz、ここで D は空中線口径(m)
 - ii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 4. 5m 以上 31. 9m 未満の場合においては、49. 2+20log (D/4. 5) dBW/40kHz、ここで D は空中線口径(m)
 - iii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 31. 9m 以上の場合においては、66. 2dBW/40kHz
 - iv) 空中線口径が 4. 5m 以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が 40 kHz 未満)発射の場合においては、56. 2dBW/4kHz
- ー 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、13. 772-13. 778GHz の周波数帯において 6MHz の周波数帯域幅当たり 51dBW を超えてはならない

降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。

5. 503A(未使用)

5. 504

無線航行業務による 14-14. 3GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならない。

5. 504A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号、第 5. 30 号及び第 5. 31 号の規定を適用する。

5. 504B

14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14. 47-14. 5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

5. 504C

14-14. 25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 505

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 506

14-14. 5GHz の周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛星業務(地球から宇宙)の中で、放送衛星業務のためのフィーダリンクに使用することができる。このフィーダリンクの使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

5. 506A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、等価等方輻射電力が 21dBW を超える船舶地球局は、決議第 902(WRC-23、改)に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な情報が 2003 年 7 月 5 日以前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902(WRC-23、改)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14. 5GHz の周波数帯で運用できる。

5. 507(未使用)

5. 508

付加分配：ドイツ、イタリア、リビア、北マケドニア及び英国では、14. 25-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 508A

14. 25-14. 3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509(未使用)

5. 509A

14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509B

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163(WRC-15)に掲げる国における 14. 5-14. 75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国における 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

5. 509C

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163(WRC-15)に掲げる国における 14. 5-14. 75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国にお

る 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は 6m であり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44. 5dBW/Hz でなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

5. 509D

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側 22km の地点で海拔 0m から 19000m までの全ての高度において-151. 5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

5. 509E

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連する ITU-R 勧告の最新版を考慮するものとする。

5. 509F

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

5. 509G

14. 5-14. 8GHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、この使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び無線通信規則付録第 30A 号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィーダリンク並びに第二地域 of 放送衛星業務用フィーダリンクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 510

決議第 163(WRC-15)及び決議第 164(WRC-15)に従う使用を除き、固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14. 75-14. 8GHz の周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

5. 510A

14. 8-15. 35GHz の周波数帯の分配は、決議第 678(WRC-23)に従い、地球から 2×10⁶km 未満の距離における宇宙から宇宙、宇宙から地球及び地球から宇宙の方向で運用される衛星システムに限り、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。宇宙研究業務(宇宙から地球)(地球から宇宙)による 14. 8-15. 35GHz の分配は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、インド、イラク、日本、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンにおける地上業務に対して二次的基礎とする。

5. 511

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、オマーン、パキスタン、カタール、シリア及びソマリアでは、15. 35-15. 4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 511A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

5. 511B(未使用)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4. 10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従わなければならない。

5. 511D(未使用)

5. 511E

15. 4-15. 7GHz の周波数帯において、無線標定業務の局は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 511F

15. 35-15. 4GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、15. 4-15. 7GHz の周波数帯に

おいて運用する無線標定業務の局の電力束密度は、電波天文観測のいかなる地点においても、15. 35-15. 4GHz の周波数帯のうちの 50MHz の周波数帯幅当たり時間率 2%以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

5. 511G

15. 41-15. 7GHz の周波数帯における航空移動(OR)業務の局は、15. 35-15. 4GHz の周波数帯における電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。15. 35-15. 4GHz の周波数帯で運用する電波天文業務の局が受信する、15. 41-15. 7GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の局から生じる総電力束密度(pfd)は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定する保護基準を遵守しなければならない。

5. 511H

付加分配：インドネシアでは、15. 41-15. 7GHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。15. 41-15. 7GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の局は、15. 35-15. 4GHz の周波数帯で運用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。15. 35-15. 4GHz の周波数帯で運用する電波天文業務の局が受信する、15. 41-15. 7GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の局から生じる総電力束密度(pfd)は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定する保護基準を遵守しなければならない。

5. 512

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 513

付加分配：イスラエルでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第 5. 512 号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めてはならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 513A

17. 2-17. 3GHz の周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5. 514

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、ジブチ、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、ソマリア、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限が適用される。

5. 515

17.3-17.8GHz の周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)と放送衛星業務への分配については、無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附属書第 1 節の規定にも従うものとする。

5. 515A

無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附属書の調整基準に適合する必要があることに加え、自由空間伝搬環境下において、第二地域では、17.3-17.7GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の静止衛星網によって生じる電力束密度は、静止軌道上の地心軌道離角が 152.6 度から 162.6 度までとなる地点において、-98dB(W/(m²・27MHz))を超えてはならない。

5. 515B

17.3-17.7GHz の周波数帯においては、第二地域における固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局は宇宙局の受信機に有害な混信を生じさせてはならない。また、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する全ての地域の放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めている。さらに、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の位置に対して制限又は制約を課してはならない。固定衛星業務(宇宙から地球)について通告する主管庁は、無線通信規則付録第 4 号に規定された情報を提出する際に、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する宇宙局の受信機に対する有害な混信が報告された場合には、混信を除去し、又は許容干渉レベルまで低減させるため直ちに措置を講じることを定める、確固たる、客観的で、実行可能な、検証可能な、かつ、強制力のある約束をしなければならない。

5. 516

固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる 17.3-18.1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の 17.3-17.8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2-12.7GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17.3-18.1GHz(地球から宇宙)並びに第二地域での 17.8-18.1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかか

わらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めている。また、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 516A

17.3-17.7GHz の周波数帯では、第一地域における固定衛星業務(宇宙から地球)の地球局は、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めている。また、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。

5. 516B

以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。

- 第一地域における 17.3-17.7GHz(宇宙から地球)、
- 第二地域における 18.3-19.3GHz(宇宙から地球)、
- 全地域における 19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、
- 第一地域における 39.5-40GHz(宇宙から地球)、
- 全地域における 40-40.5GHz(宇宙から地球)、
- 第二地域における 40.5-42GHz(宇宙から地球)、
- 第一地域における 47.5-47.9GHz(宇宙から地球)、
- 第一地域における 48.2-48.54GHz(宇宙から地球)及び
- 第一地域における 49.44-50.2GHz(宇宙から地球)

並びに

- 第一地域における 27.5-27.82GHz(地球から宇宙)、
- 第二地域における 28.35-28.45GHz(地球から宇宙)、
- 全地域における 28.45-28.94GHz(地球から宇宙)、
- 第二地域及び第三地域における 28.94-29.1GHz(地球から宇宙)、
- 第二地域における 29.25-29.46GHz(地球から宇宙)、
- 全地域における 29.46-30GHz(地球から宇宙)及び
- 第二地域における 48.2-50.2GHz(地球から宇宙)。

この特定は、固定衛星業務の他のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯が分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用者間に無線通信規則における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際に前述の事項を考慮すべきである。決議第 143(WRC-19、改)を参照すること。

5. 517

第二地域では、17.3-17.8GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それら

の局からの保護を要求してはならない。

5. 517A

17. 7-19. 7GHz (宇宙から地球) 及び 27. 5-29. 5GHz (地球から宇宙) の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 169 (WRC-23、改) が適用される。

5. 517B

17. 7-18. 6GHz、18. 8-19. 3GHz 及び 19. 7-20. 2GHz (宇宙から地球) 並びに 27. 5-29. 1GHz 及び 29. 5-30GHz (地球から宇宙) の周波数帯において、固定衛星業務の非静止衛星局と通信する航空及び海上の移動する地球局の運用は、決議第 123 (WRC-23) が適用される。

5. 518 (未使用)

5. 519

付加分配：第二地域における 18-18. 3GHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域における 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で気象衛星業務 (宇宙から地球) にも分配し、静止衛星による使用に限る。

5. 520

固定衛星業務 (地球から宇宙) による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのフィードリンクに限る。

5. 521

代替分配：アラブ首長国連邦では、18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務 (宇宙から地球) 及び移動業務に分配する (無線通信規則第 5. 33 号参照)。無線通信規則第 5. 519 号の規定も適用する。

5. 521A

18. 1-18. 6GHz、18. 8-20. 2GHz 及び 27. 5-30GHz の周波数帯又はその一部の周波数帯においては、衛星間業務の宇宙局の使用には決議第 679 (WRC-23) が適用される。これらの周波数帯の使用は、宇宙研究、宇宙運用及び地球探査衛星又はそれらのいずれかの利用並びに宇宙における産業医療活動において生成されるデータの送信に限る。これらの周波数を使用する際、主管庁は、衛星間業務が前段の目的にのみ使用されること及び無線通信規則第 9. 11A 号の調整対象でないことを保証しなければならない。宇宙局による 18. 1-18. 6GHz、18. 8-20. 2GHz、27. 5-29. 1GHz 及び 29. 5-30GHz の周波数帯の使用について、分配は非静止衛星間又は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。宇宙局による 29. 1-29. 5GHz の周波数帯の使用について、分配は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。無線通信規則第 4. 10 号は適用しない。

5. 522 (未使用)

5. 522A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 21. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

5. 522B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km 以上の軌道を持つシステムに限定される。

5. 522C

18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000 の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 21. 5A 号の制限を受けない。

5. 523 (未使用)

5. 523A

静止及び非静止の固定衛星業務による 18. 8-19. 3GHz (宇宙から地球) 及び 28. 6-29. 1GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。1995 年 11 月 18 日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係する全ての機関が容認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整するために可能な最大限の協力をしなければならない。非静止衛星通信網は、1995 年 11 月 18 日前に完全な通告情報 (無線通信規則付録第 4 号) が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。

5. 523B

固定衛星業務による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯 (地球から宇宙) の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィードリンクに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用しない。

5. 523C

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 3-19. 6GHz 及び 29. 1-29. 4GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィードリンクと、1995 年 11 月 18 日前に完全な調整情報又は通告情報 (無線通信規則付録第 4 号) が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 523D

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる 19. 3–19. 7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22. 2 号の適用を条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第 5. 523C 号及び第 5. 523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22. 2 号の規定を適用する。

5. 523DA

19. 3–19. 7GHz の周波数帯における移動衛星業務の非静止衛星網のフィーダリンクを保護するため、この帯域において決議第 679(WRC-23)に従って運用する衛星間業務の宇宙局により生ずる地球表面での電力束密度の値は、全ての到来角に対して、国際周波数登録原簿に登録された上記フィーダリンク地球局から 150km 以内の地点において、任意の 1MHz の周波数帯域幅において −140dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 523E

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 6–19. 7GHz 及び 29. 4–29. 5GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1997 年 11 月 21 日までに完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 524

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パレスチナ*、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19. 7–21. 2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19. 7–21. 2GHz の周波数帯における固定衛星業務及び一次的基礎で分配されている 19. 7–20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

5. 525

移動衛星業務及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り 19. 7–20. 2GHz 及び 29. 5–30. 0GHz の周波数帯の中の高い周波数部分に配置しなければならない。

5. 526

第二地域における 19. 7–20. 2GHz 及び 29. 5–30. 0GHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域に

おける 20. 1–20. 2GHz 及び 29. 9–30. 0GHz の周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び一对多方向通信のために、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局との間にリンクを設定することができる。

5. 527

19. 7–20. 2GHz 及び 29. 5–30. 0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 4. 10 号は移動衛星業務には適用しない。

5. 527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 156(WRC-23、改)に従うことを条件とする。

5. 528

移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における 19. 7–20. 1GHz 及び 20. 1–20. 2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5. 524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

5. 529

第二地域における移動衛星業務による 19. 7–20. 1GHz 及び 29. 5–29. 9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。

5. 529A

20. 2–21. 2GHz 及び 30–31GHz の周波数帯において、完全な調整情報又は通告情報が、2025 年 1 月 1 日時点で無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 530(未使用)

5. 530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20％以上で−120. 4dB(W/(m²・MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施に当たっては、主管庁は最新版の ITU-R 勧告 P. 452(最新版の ITU-R 勧告 B0. 1898 を参照)を使用しなければならない。

5. 530B

21. 4-22GHz の周波数帯において、放送衛星業務の発達を促進するため、第一地域及び第三地域の主管庁は、移動業務の局を配置しないよう奨励され、特定地点間のリンクを設定する固定業務の局の設置を制限することを奨励される。

5. 530C(未使用)

5. 530D(未使用)

5. 530E

21. 4-22GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域においては高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限られ、決議第 165(WRC-23、改)に従わなければならない。

5. 531

付加分配：日本では、21. 4-22GHz の周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。

5. 531A

22-22. 2GHz の周波数帯においては、航空移動(OR)業務での使用は、安全業務以外のアプリケーションに限定する。

5. 531B

22-22. 2GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の航空機局は、固定業務に関する無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、固定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、固定業務からの保護を要求してはならない。以下の電力束密度値は、無線通信規則第 9. 21 号に基づく調整しきい値として使用しなければならない。

$-110\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$0^\circ \leq \theta \leq 12.6^\circ$ の場合
$2.86 \theta - 146\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$12.6^\circ < \theta \leq 15^\circ$ の場合
$0.87 \theta - 116\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$15^\circ < \theta \leq 30^\circ$ の場合
$0.067 \theta - 92\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$30^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、 θ は水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この基準は、他の主管庁との領域の境界において地上から 15km までの高度にある全ての航空機局に適用されなければならない。計算の実施に当たっては、ITU-R 勧告 P. 525 の最新版が使用されなければならない。

5. 531C

22-22. 2GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の局は、22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する

電波天文業務の局が受信する、航空移動(OR)業務の局から生じる総電力束密度(pfd)は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定する保護基準を遵守しなければならない。

5. 531D

22-22. 2GHz の周波数帯における航空移動(OR)業務の国境外での使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 531E

代替分配：ブルネイ、イラン、マレーシア、シンガポール及びタイでは、22-22. 2GHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動(R)業務を除く。)に分配する。これらの業務における使用は、国境内での安全業務以外のアプリケーションに限定する。22-22. 2GHz の周波数帯の航空移動(OR)業務の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、22-22. 2GHz の周波数帯を使用する航空移動(OR)業務の局は、他の国で分配表に従って 22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する電波天文業務の局が受信する航空移動(OR)業務の局から生じる総電力束密度(pfd)は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定する保護基準を遵守しなければならない。22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、航空移動(OR)業務で運用する局の不要等価等方輻射電力は、22. 21-22. 5GHz の周波数帯における任意の 100MHz の周波数帯域幅において-23dBW を超えてはならない。

22-22. 2GHz の周波数帯で運用する航空移動(OR)業務の航空機局は、固定業務に関する無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、固定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、固定業務からの保護を要求してはならない。以下の電力束密度値は、無線通信規則第 9. 21 号に基づく調整しきい値として使用しなければならない。

$-110\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$0^\circ \leq \theta \leq 12.6^\circ$ の場合
$2.86 \theta - 146\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$12.6^\circ < \theta \leq 15^\circ$ の場合
$0.87 \theta - 116\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$15^\circ < \theta \leq 30^\circ$ の場合
$0.067 \theta - 92\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$	$30^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、 θ は水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この基準は、他の主管庁との領域の境界において地上から 15km までの高度にある全ての航空機局に適用されなければならない。計算の実施に当たっては、ITU-R 勧告 P. 525 の最新版が使用されなければならない。

5. 531F

22. 21-22. 5GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、航空移動(OR)業務の局の不要等価等方輻射電力は、22. 21-22. 5GHz の周波数帯における任意の 100MHz の周波数帯域幅において-23dBW を超えてはならない。

5. 532

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)による 22. 21-22. 5GHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)に制約を課してはならない。

5. 532A

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ 54km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号は適用しない。

5. 532AA

24. 25-25. 25GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域における高高度プラットフォーム局(HAPS)に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限定され、無線通信規則決議第 166(WRC-23、改)の規定に従うこと。

5. 532AB

24. 25-27. 5GHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 242(WRC-23、改)が適用される。

5. 532B

固定衛星業務(地球から宇宙)による第一地域における 24. 65-25. 25GHz の周波数帯の使用及び第三地域における 24. 65-24. 75GHz の周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4. 5m とする地球局に限る。

5. 533

衛星間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 534(未使用)

5. 534A

25. 25-27. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第 166(WRC-23、改)に従い、第二地域においては高高度プラットフォーム局(HAPS)での使用に特定される。この固定業務の分配における HAPS の使用は、25. 25-27. 0GHz の周波数帯においては地上から HAPS 方向に制限され、27. 0-27. 5GHz の周波数帯においては HAPS から地上方向に制限される。さらに、25. 5-27. 0GHz の周波数

帯の HAPS による使用は、ゲートウェイリンクに限定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。

5. 535

24. 75-25. 25GHz の周波数帯については、放送衛星業務のフィードリンクの局は他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィードリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 535A

固定衛星業務による 29. 1-29. 5GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィードリンクに限定される。この使用は無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 5. 523C 及び第 5. 523E に示すように、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22. 2 号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第 22. 2 号の適用を条件としない。

5. 536

衛星間業務による 25. 25-27. 5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版の ITU-R 勧告 SA. 1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242(WRC-23、改)を適用する。

5. 536B

アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、トルコ、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スロベニア、ソマリア、スーダン、スウェーデン、タンザニア、ベトナム及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。決議第 242(WRC-23、改)を適用する。

5. 536C

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5-27GHz の周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

5. 537

27-27.5GHz の周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第 22.2 号の規定を適用しない。

5. 537A

ブータン、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9-28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度プラットフォーム局 (HAPS) にも使用することができる。上記の国で HAPS による固定業務に割り当てられたこの 300MHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145 (WRC-19、改) を参照すること。

5. 538

付加分配：27.500-27.501GHz と 29.999-30.000GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次的基礎で固定衛星業務 (宇宙から地球) にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

5. 539

27.5-30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィードリンクのための固定衛星業務 (地球から宇宙) にも使用することができる。

5. 540

付加分配：27.501-29.999GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次的基礎で固定衛星業務 (宇宙から地球) にも分配する。

5. 541

28.5-30GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、

能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

5. 541A

29.1-29.5GHz (地球から宇宙) の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィードリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、上り回線の適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第 4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第 4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。

5. 542

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、オマーン、パキスタン、パレスチナ*、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5-31GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限値を適用する。

5. 543

29.95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。

5. 543A (未使用)

5. 543B

31-31.3GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) での使用に特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 167 (WRC-23、改) に従う。

5. 544

31-31.3GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 21 条の表 21-4 に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。

5. 545

業務の種類地域差：アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31.3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.546

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、トルコ、キルギス、ルーマニア、英国、ソマリア、南アフリカ共和国、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、固定業務及び移動業務（航空移動業務を除く。）に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.547

31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際に前述の事項を考慮すべきである。39.5-40GHz 及び 40.5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする（無線通信規則第 5.516B 号参照）。

5.547A

主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHz の周波数帯における固定業務の局と無線航行業務における航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を執らなければならない。

5.547B

代替分配：アメリカ合衆国では、31.8-32GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）に分配する。

5.547C

代替分配：アメリカ合衆国では、32-32.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）にも分配する。

5.547D

代替分配：アメリカ合衆国では、32.3-33GHz の周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。

5.547E

代替分配：アメリカ合衆国では、33-33.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配

する。

5.548

32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8-32.3 GHz の周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない（勧告第 707（WRC-23、改）参照）。

5.549

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.549A

35.5-36.0GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務（能動）又は宇宙研究業務（能動）のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0.8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB（W/m²）を超えてはならない。

5.550

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.550A

地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752（WRC-07）を適用する。

5.550B

37-43.5GHz の周波数帯又はその一部は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁のために特定される。この特定は、この周波数帯で分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。37.5-42.5GHz の周波数帯においては固定衛星業務地球局、39.5-40GHz（第一地域）、40-40.5GHz（全地域）及び 40.5-42GHz（第二地域）の周波数帯（無線通信規則第 5.516B 参照）の固定衛星業務においては高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜これらの帯域の IMT に対する制限をさらに考慮するものとする。決議第 243（WRC-23、改）が適用される。

5. 550C

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 37. 5-39. 5GHz (宇宙から地球)、39. 5-42. 5GHz (宇宙から地球)、47. 2-50. 2GHz (地球から宇宙) 及び 50. 4-51. 4GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用される (他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない)。決議第 770 (WRC-19) も適用され、無線通信規則第 22. 2 号も引き続き適用される。

5. 550CA

37. 5-38GHz の周波数帯において遠地点高度が 407km を超え 2000km 未満で運用する固定衛星業務の非静止衛星システムは、36-37GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務 (受動) を保護するため、固定衛星業務の宇宙局に対して天底から 65. 0 度を超える角度においては、宇宙局ごとの 36-37GHz の周波数帯における不要等価等方輻射電力が-21dB (W/100MHz) を超えてはならない。

5. 550D

38-39. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) を導入しようとする主管庁による使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定業務、移動業務及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星業務、固定業務及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168 (WRC-23、改) に従う。

5. 550E

移動衛星業務 (宇宙から地球) の非静止衛星システム及び固定衛星業務 (宇宙から地球) の非静止衛星システムによる 39. 5-40GHz 及び 40-40. 5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第 22. 2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

5. 551 (未使用)

5. 551A (未使用)

5. 551AA (未使用)

5. 551B (未使用)

5. 551C (未使用)

5. 551D (未使用)

5. 551E (未使用)

5. 551F

業務の種類地域差：日本では、移動業務に対する 41. 5-42. 5GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 551G (未使用)

5. 551H

42-42. 5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務 (宇宙から地球) 又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 42. 5-43. 5GHz の周波数帯における等価電力束密度 (epfd) は、いかなる電波天文局においても、時間率 2% 以上で次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において-230dB (W/m²) 及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において-246dB (W/m²)
- 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-209dB (W/m²)

これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S. 1586-1 に示す方法並びに ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならない。かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 $\theta_{\min}$ を超える仰角 (通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。) の範囲に適用しなければならない。

また、これらの epfd 値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。

- 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局
- 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743 (WRC-03) を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 551I

42-42. 5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務 (宇宙から地球) 又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる 42. 5-43. 5GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHz の周波数帯のう

ち、1GHz の周波数帯域幅において-137dB(W/m²)及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において-153dB(W/m²)

ー 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-116dB(W/m²)

これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。

ー 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局

ー 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743(WRC-03)を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 552

地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による 42.5-43.5GHz 及び 47.2-50.2GHz の周波数帯の分配は、放送衛星のためのフィーダリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための 37.5-39.5GHz の周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のためのフィーダリンク用に 47.2-49.2GHz の周波数帯を保留するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 552A

47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定する。この特定は、一次的基礎で分配された業務のアプリケーションによるこの周波数帯の使用を妨げず、無線通信規則における優先順位を確立しない。このような使用のための 47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第 122(WRC-19、改)に従うことを条件とする。

5. 553

43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

5. 553A

アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ベラルーシ、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、セネガル、セーシェル、シエラレオ

ネ、スロベニア、ソマリア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、45.5-47GHz の周波数帯は、無線通信規則第 5.553 号を考慮して、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁のために特定される。航空移動業務及び無線航行業務に関して、IMT の導入のこの周波数帯の使用は、関係する主管庁との無線通信規則第 9.21 号に基づく合意の対象であり、これらの業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、また、それらの局からの保護を要求してはならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 244(WRC-23、改)が適用される。

5. 553B

第二地域並びにアルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、マラウイ、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエにおいては、47.2-48.2GHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 243(WRC-23、改)が適用される。

5. 554

43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、123-130GHz、191.8-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用する場合に限る。

5. 554A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 47.5-47.9GHz、48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

5. 555

付加分配：48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

5. 555A(未使用)

5. 555B

48. 2-48. 54GHz 及び 49. 44-50. 2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48. 94-49. 04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-151. 8dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 555C

固定衛星業務(地球から宇宙)による 51. 4-52. 4GHz の周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2. 4m のゲートウェイ地球局に限定される。

5. 556

51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

5. 556A

衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57. 0-58. 2GHz 及び 59. 0-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/(m²・100MHz))を超えてはならない。

5. 556B

付加分配：日本では、54. 25-55. 78GHz の周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 557

付加分配：日本では、55. 78-58. 2GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 557A

55. 78-56. 26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。

5. 558

55. 78-58. 2GHz、59-64GHz、66-71GHz、122. 25-123GHz、130-134GHz、167-174. 8GHz 及び 191. 8-200GHz の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 558A

衛星間システムによる 56. 9-57GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/(m²・100MHz))を超えてはならな

い。

5. 559

59-64GHz の周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 559A(未使用)

5. 559AA

66-71GHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。決議第 241(WRC-23、改)が適用される。

5. 559B

無線標定業務による 77. 5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2057 に規定する。無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

5. 560

78-79GHz の周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

5. 560A(未使用)

5. 561

74-76GHz の周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

5. 561A

81-81. 5GHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する(WRC-2000)。

5. 561B

日本では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 84-86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィードリンクに限る。

5. 562

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 94-94. 1GHz の周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

5. 562A

94-94. 1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。

5. 562B

105-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。

5. 562C

衛星間業務による 116-122. 25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

5. 562D

付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171. 6GHz、172. 2-172. 8GHz 及び 173. 3-174GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。

5. 562E

地球探査衛星業務(能動)に対する分配は、133. 5-134GHz の周波数帯に限定される。

5. 562F(未使用)

5. 562G(未使用)

5. 562H

衛星間業務による 174. 8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-144dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

5. 563(未使用)

5. 563A

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

5. 563AA

235-238GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。

5. 563B

237. 9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

5. 564(未使用)

5. 564A

(275-450GHz の周波数帯での固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションの運用)
275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz 及び 356-450GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)を保護するために特定の条件を必要としない陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz 及び 333-356GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)のアプリケーションの保護を確実にする特定の条件が、決議第 731(WRC-23、改)に従って決定される場合のみ、固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションで使用できる。

電波天文のアプリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動業務及び固定業務又はそれらのいずれかのアプリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731(WRC-23、改)に従いケースバイケースで、特定の条件(例えば、最小離隔距離及び回避角度等又はそれらのいずれか。)が必要になる場合がある。

陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

5. 565

275-1000GHz の周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアプリケーションのために主管庁により使用が特定されている。

- 電波天文業務:275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz 及び 926-945GHz
- 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動):275-286GHz、296-306GHz、313-356GHz、361-365GHz、369-392GHz、397-399GHz、409-411GHz、416-434GHz、439-467GHz、477-502GHz、

523-527GHz、538-581GHz、611-630GHz、634-654GHz、657-692GHz、713-718GHz、729-733GHz、
750-754GHz、771-776GHz、823-846GHz、850-854GHz、857-862GHz、866-882GHz、905-928GHz、
951-956GHz、968-973GHz 及び 985-990GHz

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275-1000GHz の周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、275-1000GHz の周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。1000-3000GHz の周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。

＊ 全権委員会議決議第 99(ドバイ、2018、改)に従うとともに、1995 年 9 月 28 日のイスラエル-パレスチナ暫定合意を考慮する。

第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表

3400MHz 以上 4800MHz 未満 ¹
7. 25GHz 以上 10. 25GHz 未満 ¹
24. 25GHz 以上 29GHz 未満 ¹

1 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

770MHz を超え 773MHz 以下
1805MHz を超え 1845MHz 以下
1860MHz を超え 1880MHz 以下（注）
2330MHz を超え 2370MHz 以下
3400MHz を超え 3480MHz 以下

注 平成17年総務省告示第883号（1. 7GHz 帯及び2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針を定める件）第2項第2号（二）に掲げる区域に係るものを除く。